

平成 2 7 年第 1 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 2 7 年 3 月 3 日）	頁
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員指名	4
○日程第 2 会期決定	4
○日程第 3 議長報告	4
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 平成 2 7 年度予算大綱等説明	
議案第 1 号 平成 2 7 年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成 2 7 年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 2 7 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成 2 7 年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 2 7 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 6 号 平成 2 7 年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 2 7 年度滝川市下水道事業会計予算	
議案第 8 号 平成 2 7 年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 1 3 号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第 1 4 号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第 1 5 号 滝川市における子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定に基づく過料に関する条例	
議案第 1 6 号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
議案第 1 7 号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
議案第 1 8 号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例	
議案第 1 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 2 0 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
議案第 2 1 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	
議案第 2 2 号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	

議案第 2 3 号	滝川市文化センター条例の一部を改正する条例	
議案第 2 4 号	滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例	
議案第 2 6 号	滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例	
議案第 2 7 号	滝川市立保育所条例の一部を改正する条例	
議案第 2 8 号	滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する 条例	
議案第 2 9 号	滝川市介護保険条例の一部を改正する条例	
議案第 3 1 号	滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例	
議案第 3 2 号	滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例	
議案第 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）	
議案第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池 の前水上公園の一部）	
議案第 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンタ ー）	
議案第 4 0 号	滝川市の公の施設の赤平市民の利用について	6
○日程の追加について		3 8
○日程第 6 報告第 1 号	専決処分について（損害賠償額の決定）	3 8
○日程第 7 報告第 2 号	専決処分について（損害賠償額の決定）	3 9
○日程第 8 報告第 3 号	専決処分について（調停の申立て等）	4 0
○日程第 9 報告第 4 号	専決処分について（調停の申立て等）	4 1
○日程第 1 0 議案第 9 号	平成 2 6 年度滝川市一般会計補正予算（第 7 号）	4 1
○日程第 1 1 議案第 1 0 号	平成 2 6 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 8
○日程第 1 2 議案第 1 1 号	平成 2 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）	6 1
○日程第 1 3 議案第 1 2 号	平成 2 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	6 2
○日程第 1 4 議案第 2 5 号	滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための条例の一部を改正する条例	6 3
○日程第 1 5 議案第 3 0 号	滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例 及び滝川市特定用途制限地域内における建築物等の制限に 関する条例の一部を改正する条例	6 4
○日程第 1 6 議案第 3 6 号	公平委員会委員の選任について	6 5
○日程第 1 7 議案第 3 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 6
○日程第 1 8 議案第 3 8 号	不動産の減額貸付けについて	6 7
○日程第 1 9 議案第 3 9 号	市道路線の認定及び廃止について	6 8
○休会の件について		7 0

○散会宣告	7 0
-------	-----

第8日目（平成27年3月10日）

○開議宣告	7 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	7 5
○日程第 2 一般質問	7 5
15番 柴 田 文 男 君	7 5
9番 三 上 裕 久 君	8 0
18番 窪之内 美知代 君	8 5
10番 堀 重 雄 君	9 6
8番 山 本 正 信 君	9 9
7番 木 下 八重子 君	1 0 2
○延会の件について	1 0 4
○延会宣告	1 0 4

第9日目（平成27年3月11日）

○開議宣告	1 0 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 0 9
○日程第 2 一般質問	1 0 9
17番 大 谷 久美子 君	1 0 9
12番 山 口 清 悦 君	1 1 8
5番 渡 邊 龍 之 君	1 2 3
2番 清 水 雅 人 君	1 3 4
○日程第 3 議案第41号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選 任について	1 5 6
○休会の件について	1 5 6
○散会宣告	1 5 6

第18日目（平成27年3月20日）

○開議宣告	1 6 1
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 6 1
○発言の訂正について	1 6 1
○日程第 2 第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 6 1
○日程第 3 第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 6 3
○日程第 4 選挙第 1号 空知教育センター組合議会議員の選挙について	1 6 6

○日程第 5	議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例――	166
○日程第 6	議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例――	169
○日程第 7	報告第 5号 監査報告について	
	報告第 6号 例月現金出納検査報告について――	169
○日程第 8	意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める要望意見書	
	意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める要望意見書――	171
○日程第 9	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について――	172
○市長挨拶――		173
○議長挨拶――		173
○閉会宣告――		174

平成27年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成27年 3月 3日（火）

午前10時00分 開 会

午後 3時53分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成27年度予算大綱等説明

議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成27年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成27年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第14号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例

議案第16号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第17号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第18号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

- 議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例
 議案第24号 滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例
 議案第26号 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例
 議案第27号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例
 議案第28号 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
 議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第31号 滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例
 議案第32号 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例
 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）
 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）
 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター）
 議案第40号 滝川市の公の施設の赤平市民の利用について

○追加日程

- 日程第6 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
 日程第7 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）
 日程第8 報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）
 日程第9 報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）
 日程第10 議案第9号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第7号）
 日程第11 議案第10号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第12 議案第11号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第13 議案第12号 平成26年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第14 議案第25号 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例
 日程第15 議案第30号 滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例及び滝川市特定用途制限区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例
 日程第16 議案第36号 公平委員会委員の選任について
 日程第17 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第18 議案第38号 不動産の減額貸付けについて
 日程第19 議案第39号 市道路線の認定及び廃止について

○出席議員（17名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 2番 | 清水雅人君 | 3番 | 水口典一君 |
| 4番 | 坂井英明君 | 5番 | 渡邊龍之君 |
| 6番 | 小野保之君 | 7番 | 木下八重子君 |

8番 山本正信君
 10番 堀重雄君
 12番 山口清悦君
 14番 井上正雄君
 16番 荒木文一君
 18番 窪之内美知代君

9番 三上裕久君
 11番 関藤龍也君
 13番 田村勇君
 15番 柴田文男君
 17番 大谷久美子君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長 前田康吉君
 副市長 鈴木光一君
 教育長 小田真人君
 総務部長 山崎猛君
 市民生活部長 樋郡真澄君
 市民生活部次長 田中嘉樹君
 保健福祉部次長 国嶋隆雄君
 農政部長 中川啓一君
 建設部次長 高瀬慎二郎君
 教育部指導参事 小野裕君
 監査事務局長 伊藤克之君
 市立病院事務部次長 田湯宏昌君
 財政課長 高橋一美君

副市長 吉井裕視君
 教育委員会委員長 若松重義君
 会計管理者 若山重樹君
 総務部次長 五十嵐千夏雄君
 市民生活部次長 石川雅敏君
 保健福祉部長 佐々木哲君
 経済部長 千田史朗君
 建設部長 大平正一君
 教育部長 舘敏弘君
 教育部次長 河野敏昭君
 市立病院事務部長 鈴木靖夫君
 総務課長 中島純一君
 選挙管理委員会
 事務局 井上傑博君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
 書記 平川泰之君

書記 和田英昭君
 書記 村井理君

○議長 傍聴席及びインターネット中継をごらんの皆様方にお知らせをいたします。

滝川市議会では、本定例会から議員及び職員が通信機能を使用しないことを条件に本会議場へのノートパソコン及びタブレット型端末を持ち込むことを可といたしましたので、ご承知おき願います。

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成２７年第１回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１５名であります。

遅刻の申し出は、坂井議員、柴田議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、渡邊龍之議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議長 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月２０日までの１８日間といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は１８日間と決定いたしました。

◎日程第３ 議長報告

○議長 長 日程第３、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたしますが、去る２月２５日、渡辺精郎議員から、一身上の都合により２月２８日をもって議員を辞職したい旨の願い出を受理いたしましたので、地方自治法第１２６条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。滝川市議会会議規則第１３１条第２項の規定により、報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長 長 日程第４、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日3月3日から20日までの18日間にわたりまして平成27年第1回滝川市議会定例会が招集され、平成27年度各会計の予算案及び関連議案、平成26年度の補正予算案等についてご審議をいただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、予算大綱等説明のほか、所管から詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭心からお願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告申し上げます。平成26年11月25日から平成27年2月17日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下1点について口頭でご報告を申し上げます。

滝川警察署改築に関する北海道警察本部への要望についてご報告いたします。ご承知のとおり、昨年11月、滝川商工会議所会頭、江部乙商工会会長、新十津川商工会会長が発起人となり、多くの関係団体の賛同を得て設立されました滝川警察署改築促進期成会による改築要望が2月2日月曜日に北海道警察本部において行われました。当日は、期成会会長である藤井商工会議所会頭、そして副会長5名とともに、私も顧問の立場で新十津川町長、両議会議員、大川、釣部道議とともに要望に参加いたしました。応対していただいた北海道警察本部遠藤参事官からは、滝川警察署の状況は把握している。道財政が厳しく、施設は長寿命化の方針。滝川は交通の要衝であり、ブロックの中心ということは認識している。地域一丸となって期成会を設立し、要望に来ていただいた熱意に感謝するとの話をいただきました。今後も滝川警察署の早期改築の実現に向けて期成会の一員として活動を進めてまいります。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 次に、教育委員会から3点ご報告を申し上げます。

1点目は、1月11日にマリアージュ・イン・ベルコにおいて開催された平成27年滝川市成人式についてです。対象者519名のうち、男女合わせて312名が出席をし、出席率は60パーセントとなり、過去10年間で最高となりました。成人式の企画運営は、新成人を含む青年27名で構成された成人式実行委員会の皆さんによって行われ、今回の成人式では大きなお菓子の家をつくり上げるという企画を立て、夢の実現のためにインターネットを活用し、募金による支援を募るクラウドファンディングに挑戦をしました。残念ながら設定した目標額には達成しませんでした。実行委員がお菓子を持ち寄るなどして幅3.6メートル、高さ2.7メートルの个性的なお菓子の家をつくり上げ、会場を訪れた新成人を大いに喜ばせました。この過程や結果については、テレビや新聞、インターネットなど各メディアに取り上げられ、道内の成人式の中でもユニークな取り組みとしての評価をいただきました。

2点目は、滝川西高等学校吹奏楽局の全国大会出場についてです。2月15日に北広島市で開催された第46回北海道アンサンブルコンクールにおいて、滝川西高等学校吹奏楽局の木管五重奏は木管五重奏のための6つのバガテルよりを演奏し、審査員から高い評価を得て、初の全国大会出場権を得ることができました。第38回全日本アンサンブルコンテストは、3月21日、東京都府中市の府中

の森芸術劇場で行われます。メンバーは技術を磨き、もっと極めていきたい、全国大会でどのように評価されるのかとても楽しみですと大きな期待を胸に毎日練習に励んでおりますので、皆様の応援をお願いいたします。

3点目は、2月24日に滝川市立明苑中学校が平成26年度空知管内教育実践表彰を受賞したことについて報告させていただきます。この表彰は、学校教育や社会教育の実践研究活動等においてその実績が顕著な個人及び団体を表彰するもので、管内の中学校からは1校、明苑中学校が選ばれ、授賞式に学校長が出席をし、表彰を受けました。明苑中学校では、平成21年度より生徒会が中心となつたいじめ撲滅集会において生徒会役員による寸劇やいじめ問題についての意見交流、全校生徒によるいじめ撲滅スローガンの採択等を行うなど、いじめの根絶に対する取り組みが高く評価されたものです。この受賞を糧に、さらなる生徒の自主的な取り組みが積極的に行われることを期待しております。

以上3点申し上げまして行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成27年度予算大綱等説明

議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成27年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成27年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第14号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第15号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例

議案第16号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議案第 17 号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 18 号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例
- 議案第 32 号 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）
- 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）
- 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター）
- 議案第 40 号 滝川市の公の施設の赤平市民の利用について

○議長 日程第 5、平成 27 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 27 年度予算大綱等説明並びに議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算、議案第 13 号から第 24 号まで、議案第 26 号から第 29 号まで、議案第 31 号から第 35 号まで及び議案第 40 号の予算関連議案、以上 30 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は予算大綱等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成 27 年度予算大綱等の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、平成 27 年第 1 回滝川市議会定例会の開会に当たり、新年度予算案の大綱についてご説明申し上げます。

例年でありますと、新年度の予算案審議に際しましては、市政の基本方針と施策の概要、予算編成の大綱など新年度の市政執行の考え方について申し上げるところですが、平成 27 年度は、市長の改

選期に当たりますので、新年度の骨格予算について、ご説明申し上げます。

また、今回の定例会は、私に与えられた任期の最終の議会でもありますことから、市民の皆様と進めてきた4年間の市政について概括的にご報告申し上げます。

私は、4年前に市民の皆様のご支持を受け、市長に就任後、まちづくりの指針となる新たな総合計画を策定し、まちの将来都市像「世界に誇れる国際田園都市」を目指した取り組みを平成24年度からスタートしました。

また、「刷新」を掲げてさまざまな課題の解決に取り組み、例を挙げますと、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団への事業移管・施設譲渡、定住自立圏構想や新たな滝川地区広域消防事務組合の誕生など広域行政の推進、休日夜間急病センターの市立病院への機能移転、滝川ふれ愛の里の地ビール製造施設の再利用決定、「空き家問題」や「いじめ防止」に対応する条例の制定などが実現しました。

さらには、国道12号の事故対策事業の着手、駅前広場整備事業着手など関係機関の協力・連携による事業や、栄町3-3地区市街地総合再生計画の策定、大規模太陽光発電所（メガソーラー）誘致、畜産試験場跡地への企業誘致、江部乙地区の「日本で最も美しい村」連合への加盟に向けた協議会設立など、民間事業者などとの連携によって推進したものもあります。

私は、毎年その年の目標を示す漢字一字を掲げて市政の推進に当たってまいりましたが、今申し上げた項目は、この4年間で「興」し、「育」て、そして「動」かしてきた取り組みの結果と言えると思います。

滝川市は積み重ねられた「市民力」のあるまちであり、市民の皆様の支えは、これまで多くの課題を解決してきた原動力であり、滝川市の未来へ向けて継ぐべき大切な力です。

厳しい財政運営が続いておりますが、総合計画の推進を基本に、私の政策提言「イレブンプラスワン」の実現にも力を注いでまいりました。

北海道初の全国公募を経て、総合商社勤務や高等学校長など幅広い経験を有する鈴木光一氏が平成24年度から副市長に就任し、以後4件のメガソーラー発電所誘致に成功したほか、滝川産米など地場産品の販路拡大、市役所改革に向けた職員研修の実施など、豊富な人脈と経験を生かし、滝川市の活性化に大きな成果を上げました。

また、行政をサポートする民間シンクタンクの設置により、リンゴ発泡酒の試作などの特産品開発や、北海道医療大学との連携について提案を受け、それらの実現に至りました。

白鵬米など農業と観光の融合によるブランド化や、まち自慢のパークゴルフ場着工など、市外客の誘致などを目指す事業にも取り組みました。

就学前乳幼児の医療費無料化や、時間延長などを含む特別保育、市立病院の院内保育所設置を実現したほか、小・中学校を初めとする公共施設の耐震化やバリアフリー化、災害備蓄や各関係機関などとの災害時応援協定締結など、子育て環境の充実と安全安心な生活環境づくりを推進しました。

次に、総合計画において市政推進の柱としている基本目標をもとに、4年間の具体的な施策と実施内容について申し上げます。

初めに「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

本市の基幹産業である農業につきましては、滝川型畑作の輪作体系に欠かすことのできない菜種の

作付面積減少に歯どめをかけるため、課題となっていた菌核病やイヌカミツレ（雑草）対策として、農薬登録への支援を行ったほか、モチ麦など雑穀の作付拡大にも取り組みました。また、国の経営所得安定対策「産地づくり交付金」の産地戦略枠を活用し、菜種の作付を奨励することで作付面積の維持・拡大に努めました。

高収益が期待される薬用作物については、試験栽培を実施し、本市における栽培の可能性を検証しました。

滝川市で生産される農産物などに対する理解を深める地産地消事業については、「滝川地産地消ふさとづくり協議会」と連携し、軽トラ市や料理教室の開催、地産地消認定店の拡大により、地域で生産される農畜産物の消費拡大を促進したほか、学校給食や食育活動などを通じて子供のころから滝川産の食材への愛着心を育む取り組みを推進しました。

また、市外の方に滝川産の食材を楽しんでいただけるよう、地産地消認定店の協力を得ながら、認定店フェアを開催しました。

滝川農業塾については、将来の本市農業の担い手を育成することを目的として、農業経験の浅い農業後継者などを対象に平成24年度に開設しました。これまでに第1期6名、第2期5名、第3期3名の入塾があり、農業大学校や花・野菜技術センターのカリキュラムを活用し、生産技術や経営管理技術の習得など実践的かつ総合的な研修を行いました。

新規就農者の確保については、青年就農給付金など国の事業を活用するほか、市単独で住宅確保や研修活動などに対する補助事業を拡充し、あわせて平成25年度には滝川市新規就農者確保対策協議会を設立するなど対策を強化しました。また、東京都や札幌市で開催される「新・農業人フェア」にも参加し、これまで、平成24年度1名、平成26年度1名の新規就農者を確保しました。

農地の受け皿や農業後継者として今後期待される農業生産法人の設立と既存農業生産法人の経営安定に向けては、相談業務や助言などを行い、その取り組みを支援しました。

農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めている道営土地改良事業については、滝川東地区、江部乙西地区の事業が完了したほか、滝川西地区、江部乙北地区、江部乙北西地区、西南8丁目地区、西南7丁目地区で事業が継続され、東滝川第1地区、東滝川第1西地区では土地改良事業計画樹立調査が行われています。

道営土地改良事業の対象条件が整わない地域については、農業者みずからが行う排水対策を対象に市単独の助成制度「農地排水整備支援事業」により、農業基盤整備を推進しました。

元気な農業づくり補助金については、農業者個々の課題に応じた助成制度として見直しを図り、エゾシカ被害防止対策、農地排水整備、果樹振興、直売用野菜生産ハウス設置、アグリチャレンジ事業、農業者スキルアップを対象に農業者などの主体的な取り組みを促進しました。

産業振興と企業誘致の推進については、公募を経て就任した副市長の経験と人脈を生かした積極的な情報収集や企業訪問活動を実施し、本市が持つ地域資源を活用できる企業への働きかけを行ったほか、滝川市や関係機関で組織される滝川市産業活性化協議会と連携し、各種ビジネス情報の提供や事業活動への支援など地域経済の活性化に寄与する各種事業を実施しました。

また、滝川市産業活性化協議会の「産業チャレンジ助成金」制度を活用し、市内事業者による新商

品開発や設備投資など新たな事業活動を支援したほか、滝川市商工業振興条例の見直しを行い、産業振興や企業誘致に向けた優遇制度のメニュー拡充を図りました。

北海道立畜産試験場跡地利用については、利用計画に基づき、跡地の所有者である北海道と連携しながら参画する事業者を確保するため個別企業への説明や誘致活動を行うとともに、参入企業に対しても参入後の支援を行いました。

特産品開発に関しては、S P F（無菌）豚を使用したソーセージや菜種油を使用したフレーバーオイルの開発を行うなど、地域で生産される農畜産物を活用した商品化を推進したほか、滝川商工会議所と連携し、滝川産リンゴを使った発泡酒の試作・販売に取り組みました。

物産振興事業については、地域で生産・加工されている商品の販路拡大や商品P Rを目的に札幌市や東京都で開催される全道・全国規模の物産展に参加したほか、インターネット販売「A m a z o n（アマゾン）」を活用した新たな販路開拓に取り組みました。

また、既存商品の磨き上げを推進するため、中空知広域市町村圏組合と連携し、全国のスーパーマーケットで組織される業界団体「新日本スーパーマーケット協会」の協力を得ながら、バイヤーなどの専門的な立場からアドバイスをいただくなど、商品力・販売力の向上を図ったほか、同協会の持つノウハウの取得や新たなネットワークの形成のため、職員の派遣研修を実施しました。

再生可能エネルギーについては、平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）」が運用開始されたことを受けて、遊休地の有効活用や地域産業の振興を目的に大規模太陽光発電（メガソーラー）事業の誘致を進め、結果として、4件の誘致に成功したほか、地元企業による発電事業への参入が促進されました。

風力発電については、市内北部丸加山以東において、民間企業による風況調査が開始されたほか、もみ殻や稲わらなどの農業系バイオマスや藻類バイオマス、温泉熱など地域の未利用資源を活用した事業化についても調査・検討を行いました。

住宅用太陽光発電システムの設置促進については、地域における自然エネルギー活用により低炭素社会の推進や地域経済の活性化に寄与するため、平成24年度に補助制度を創設しました。

市内の雇用対策については、女性や高齢者を初めとする地域の失業者に対し、国の雇用交付金事業を活用して短期の就業機会や継続的雇用の創出を促し、4年間で22事業・55名の雇用を創出しました。

次に「豊かな資源を活かした魅力あるまちづくり」についてです。

新たな発想を取り入れた観光振興を推進するため、平成26年度に地域おこし協力隊2名を採用し、魅力ある観光情報発信の充実と新たな企画の検討を進めました。

そらぷちキッズキャンプについては、難病の子供たちとその家族が安全に安心して自然体験を楽しめる医療ケアつきキャンプ場の開設に向け、公益財団法人そらぷちキッズキャンプが行う食堂・浴室棟、宿泊棟など主要施設の整備とキャンプ事業などの実施に対する支援を行いました。

東滝川地域の振興については、地域住民と行政がともに参画する「東滝川地域の振興を考える懇談会」を開催し、課題などの整理を行うとともに、住民参画のもと地域振興に向けた取り組みを進めました。

江部乙地域の振興については、地域内外の住民・団体間の交流促進と地域振興に取り組むための下地をつくるため、地域住民ほか多様なメンバーで構成される「江部乙まちづくり研究会」の設立支援を行い、交流会、セミナー、ワークショップ、各種調査など2年間にわたる活動を支援しました。

また、江部乙地域の美しい景観や環境、文化を将来にわたって守り、これらを活用した観光面の付加価値向上と地域経済の発展を図ることを目的とし、NPO法人「日本で最も美しい村」連合へ加盟するため、地域の各団体が連携・協働し組織化した「日本で最も美しい村」江部乙協議会に対し支援を行いました。

全国に誇れる菜の花の美しい景観や豊かな自然景観を活用し、体験事業の充実を図り、報道機関へのPR活動を行うなど市外客の誘致に努めました。

また、滝川市内飲食店への市外客誘致を推進するため、NPO法人ワインクラスター北海道などと連携し、空知産のワインを活用した「滝川BYOシステム」を開始しました。

全国から多くの市民ランナーが集うコスモスマラソンについては、コースを見直し、ランナーの安全確保を図るとともに、田園風景のコースが魅力の市民マラソン大会に成長しました。

また、東京箱根間往復大学駅伝競走の常連となった國學院大學陸上競技部の合宿を誘致し、練習環境の全面的支援や児童生徒との交流を図っており、市民挙げて國學院大學への応援活動に取り組んでいます。

老朽化した温水プールについては、公募により滝川スポーツクラブ・サンテに無償譲渡し、市民プールの機能を継続するとともに、新たにフィットネスクラブとして、市民の健康増進のための施設に生まれ変わりました。

多くの市民が利用するスポーツ施設や文化施設などの社会教育施設については、今後の人口規模や利用状況を踏まえ、機能的な集積や配置を検討したほか、教育支援センターの設置、ソフトボール場の移転、陸上競技場4種公認の更新、さらには、本町体育館（勤労青少年ホーム体育館）、森のかがく活動センター、総合福祉センター、江部乙プールを廃止するなどの見直しを行いました。

石狩川河川敷に8コース72ホールを擁する新パークゴルフ場の整備については、平成29年度のオープンを目指して整備を進めています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致を実現させるため、推進室を設置して情報収集に努めており、先進的に進めている本市の国際交流の優位性や、全国第2位の実績とB&G財団Sクラス認定を誇る海洋センターを活用したカヌー競技などの可能性について、専門家からのアドバイスを受けながら検討を進めています。

広域観光を推進するため、一般社団法人たきかわ観光協会やサイクルツーリズムそらち推進連絡会と連携し、香港、台湾、シンガポールなどのサイクリングツアーの誘致を行ったほか、公益社団法人滝川スカイスports振興協会と美唄市、富良野市、ニセコ町のスカイスports関係団体との連携により、パンフレットを合同で制作するなど、市外客誘致の推進体制を構築しました。

東アジアからの道内観光客をターゲットに本市の魅力を発信する映像制作を行い、上海、台湾、シンガポールなどのテレビ番組で放送されたほか、外国人の受け入れ環境を向上するため、英語版の飲食店パンフレットなどの整備を行いました。

多文化共生の推進と外国人観光客の受け入れ増加を目指し、英語圏・中国語圏・モンゴル語圏の国際交流員を配置するとともに、一般社団法人滝川国際交流協会などとの連携により、市役所を初めとする市内公共施設や宿泊施設・飲食店など10店舗以上の案内板やメニューなどの英語・中国語表記を行いました。また、中国語圏の国際交流員が中心となり、中国語版フェイスブックである「ウェイボ」などを活用して観光情報などを発信しました。

こうした取り組みを背景に、アジアやアフリカなどからの研修員などの受け入れが年々増加し、サマーファンデーやイングリッシュ・キャンプなど多様な事業を展開することで、小・中学校、高等学校などにおける多文化共生への意識醸成と国際性豊かな青少年の人材育成に寄与しました。

次に「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

少子高齢化・人口減少下でも暮らしやすい都市づくりを目指し、集約型土地利用と都市計画道路の抜本的な見直しを行い、コンパクトシティへの第一歩を踏み出しました。

また、この実現を目指す都市整備事業として、集約化を図る市街地に必要な環状線である西2号通の都市計画道路整備と土地利用の誘導・促進を図るため、泉町土地区画整理事業に着手しました。

国道12号の4車線化の早期完成に向けた要望活動に関係機関に対して行い、「事故危険区間」である江部乙地区の交通安全の確保に必要な事故対策事業の着手に至りました。

道道江部乙雨竜線整備については、早期完成の要望活動を行った結果、江竜橋かけかえ事業が完了し平成23年12月に供用開始されたほか、14丁目踏切の立体交差化と道路整備についても平成25年度をもって完了しました。

下水道分流化事業については、河川の水質を保全するため、平成23年度から4年間で合流式下水道区域の分流化工事15.4ヘクタールを実施しました。

公園緑地造成事業については、平成23年度に公園施設長寿命化計画を策定し、地域の皆様の意見を取り入れながら、黄金町児童遊園、さくら公園、北電公園、東滝川公園、一の坂公園の再整備を実施したほか、利用者の安全を確保するため、文化公園ほか14公園の老朽化した遊具の更新工事を行いました。

市道の整備については、社会資本整備総合交付金などを活用し、平成23年度から4年間で車道の改良舗装整備を4.7キロメートル、安全な歩行者空間を確保するための歩道整備を4.1キロメートル実施しました。また、道路の安全確保のため「路面陥没危険箇所調査」により道路の総点検を実施しました。

橋梁の長寿命化については、今後、老朽化する橋梁に対応するため、平成24年度に管理橋梁126橋について「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成26年度から計画的な修繕工事に着手しています。

冬期間の交通網を確保するため、除雪機械を計画的に更新し、効率的な除雪に努めました。

公共施設の老朽化問題に対応するため、市民参加により「滝川市公共施設マネジメント計画」を策定するとともに、計画に基づき、西小学校の通学区域における小学校とコミュニティセンターの複合化を考える市民会議を開催しました。

中心市街地のにぎわい再生については、滝川市中心市街地活性化協議会の組織強化を支援するとと

もに、平成25年3月で認定期間を満了した「滝川市中心市街地活性化基本計画」の成果を踏まえ、新たな中心市街地のにぎわいづくりの基本計画となる「滝川市商業賑わいづくりビジョン」を平成25年度に策定しました。

また、ビジョンに基づき、「商店街賑わいづくり事業」、「商業自主研究グループ活動助成事業」、「若者連携商店街魅力アップ事業」、「職人支援事業」などにより商業者などの支援を行いました。

これまで中心市街地における懸案事項であった「栄町3-3地区」の再整備については、民間主導による街区の再整備に向け市の支援体制を整備するとともに、ベルロードにおけるアーケードなどの商店街共同環境施設の維持管理に係る支援制度を創設しました。

都市の玄関口である駅前地区に立地する駅前再開発ビルの再生に向けては、外部の有識者から成る検討会議を設置し、中心市街地・駅前地区におけるビルの必要性や再生案について検討を行いました。

市民の購買意欲の向上と市内建設業・商業の活性化を図るため、滝川プレミアム商品券発行事業実行委員会（滝川商工会議所・江部乙商工会・滝川市商店街振興組合連合会）が主体となって平成23年度と26年度に実施した「滝川プレミアム商品券発行事業」を支援しました。

既存市営住宅の長寿命化については、啓南団地、滝の川団地、一の坂団地の屋根外壁改修などの工事を行いました。

また、老朽化した公営住宅の建てかえについては、泉町団地で平成20年度から4年間で4棟40戸の建設を完了したほか、東町団地は平成25年度に1期工事で30戸完成、平成27年9月に2期工事で30戸完成予定、平成30年度に3期30戸で3棟90戸の建てかえを予定しています。

「滝川市公営住宅ストック総合活用計画」の見直しについては、東町団地の住戸数を78戸から90戸に変更するとともに、公営住宅の建設コストの縮減と建てかえ促進のため、緑町団地、開西団地を木造で整備する方針をまとめ、平成26年1月に計画を改定しました。

既存の民間住宅の活用や長寿命化促進を目的に平成21年8月に創設した3年間の住宅改修補助制度については、平成25年度からさらに3年間の延長を行いました。

高齢者や子育て世帯の居住環境充実と優良な既存住宅の活用を促進するため、「住み替え支援の補助制度」を平成25年度に創設しました。

次に「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

滝川駅周辺のバリアフリー化については、JR滝川駅のエレベーター設置など駅舎のバリアフリー化のほか、国道12号・38号・451号、道道滝川停車場線のバリアフリー化工事が関係機関で実施されるとともに、市道鈴蘭通り線のバリアフリー化工事を実施しています。

また、JR・バス・タクシーなどの交通結節点強化とバリアフリー化を推進するため、北海道に道道昇格を要望してきた結果、駅前広場整備事業の着手が決定し、関連事業として市が行う鈴蘭通の線形改良工事を含めて、駅前広場が新たな市の顔として生まれ変わることになりました。

市内の公共交通については、路線バスの運行経路から離れた場所に居住する住民を対象に、「通院・買い物乗合タクシー」の実証運行を滝川市地域公共交通活性化協議会の事業として平成23年度に実施したほか、日常生活に欠かせない交通手段を確保するため、地域間・地域内バス路線について運行経費などの支援を行いました。

高齢者福祉については、平成２３年度に策定した「第５期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるように、「家族介護用品支給事業」、「リフト付きタクシー等利用料助成事業」のほか、単身高齢者世帯などへ電話や通信端末により安否確認を行う「高齢者見守り支援センター事業」を実施し、在宅生活支援の強化に努めました。

また、高齢者の異変の早期発見、地域での見守りのため、市内企業・関係団体との連携・協力により、「滝川市高齢者見守り安心ネットワーク」を設置しました。

認知症高齢者の増加に伴い、認知症の予防や閉じこもり防止・生きがいをづくりを目的とした「すっきりいきいき頭の健康教室」を実施したほか、判断能力の不十分な方に対し、日常生活の金銭管理や介護サービスなどの利用契約を行い、経済的被害などの権利侵害から守る成年後見制度を充実するため、「市民後見人養成講座」を実施しました。

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、サービスの維持・向上を図るため、老人ホーム緑寿園などの施設について社会福祉法人滝川市社会福祉事業団へ事業移管・施設譲渡を行い、現在は、滝川市社会福祉事業団が老人ホーム緑寿園の建てかえに向けて取り進めているところです。

障がい者福祉については、地域において自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、必要とされる障がい者福祉サービス量の見込みなどを踏まえた「第３期滝川市障がい福祉計画」を策定しました。

障害者基本法に基づき、障がい者の方に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市の基本計画である「滝川市障がい者計画（平成２５～２９年度）」を策定しました。

健康・福祉・医療などの向上を目指し、平成２５年度に北海道医療大学と滝川市が包括連携協定を締結するとともに、「北海道医療大学・滝川市連携推進協議会」を設置して医療・看護・福祉など各分野での連携事業に取り組みました。

特定がん（大腸・子宮・乳がん）検診については、働く世代や女性特有のがんの早期発見・早期治療を推進するため、対象年齢に応じて検診の無料クーポンを個別配付し、啓蒙啓発の推進と受診率の向上を図りました。

感染症対策については、予防接種法に基づき伝染のおそれがある疾病の発生と蔓延を予防するため、各種ワクチン接種の接種率向上に向け積極的な勧奨を行いました。また、強毒性の感染症対策を図るため、関係機関・団体と連携し、「滝川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

妊娠期から高齢期までの乳幼児健診・予防接種・健康診断・がん検診などの状況を管理し、市民の健康情報の把握と充実した健康相談、効果的な健康情報の提供を図るために健康管理システムを導入しました。

救急医療については、市民が安心して医療が受けられるように医師会と医療機関の協力を得ながら、救急医療啓発普及事業や在宅当番医制運営事業などに取り組むとともに、休日夜間急病センターの機能を市立病院救急外来に移転し、救急医療体制の維持・確保に努めました。

「第２次健康たきかわ２１アクションプラン」については、市民の主体的な健康づくりの推進を図るため具体的な数値目標を設定し、地域の健康資源の有効活用と市民・地域と連携を図り、普及啓発

と「運動チャレンジ推進事業」を重点に取り組みました。

市立病院の改築事業については、平成23年10月末までに駐車場を含めた外構工事が完了し、全ての改築工事が完了しました。また、市立病院を支援・応援するための市民ボランティア活動組織として、滝川市立病院「菜の花」応援団が設立されました。

医師確保対策については、大学医局への訪問を第一として医師派遣要請を行い、常勤医師の確保を図るとともに、老朽化した一部の医師住宅について、民間活力を導入した整備事業として借上医師住宅整備運営事業のプロポーザルを実施しており、本年3月に12戸（1LDK6戸、2LDK6戸）の医師住宅が完成します。

看護師確保対策については、質の高い看護の提供とよりよい療養環境の整備を推進するため、滝川市立高等看護学院からの積極的な採用を行うとともに、随時、看護師募集を行うなど、7対1看護体制を維持してきました。あわせて、医師・看護師などの確保対策として、平成24年度に院内保育所「ゆめみな」を開所しました。

公益財団法人日本医療機能評価機構より認定を受けている「病院機能評価」については、平成27年度に認定期間が満了することから、医療機能の一層の充実・向上とよりよい病院づくりを推進するため、認定更新の準備作業を進めました。

また、平成27年度の医療情報システム更新に向け、院内に職員会議を設置しました。医療情報システムの構築方針・導入スケジュールなどについて検討を行いました。

医療機器の更新については、診療体制の充実に向け、エックス線式骨密度測定装置、3次元眼底像撮影装置などの計画的な整備充実を図りました。

大規模な災害の発生時には、被災地域における流通機能の停止や、外部からの救援物資が届きにくい状況の発生が懸念されることから、災害発生直後の市民生活を支えるため、食料、毛布、ストーブ、発電機などの物品の備蓄を推進しました。

防災訓練については、災害発生時の被害を最小限に抑えるため、災害対策本部図上訓練や広域災害に対応した図上訓練を行ったほか、水害や地震を想定した市民参加の防災総合訓練を実施しました。また、地域防災スクールについては、災害図上訓練D I Gを小・中学校や一般市民向けに行ったほか、町内会など地域へ出向いて出前講座を実施しました。

災害発生時の安全・安心な市民生活を確保するため、友好親善都市などとの相互応援協定のほか、陸上自衛隊滝川駐屯地、一般財団法人北海道電気保安協会など多種多様な団体との災害時応援協定の締結を行いました。

近年頻発しているゲリラ豪雨や長雨に備えるため、浸水対策や内水排除など災害時に必要な資器材や備蓄物資を保管する防災作業所を整備したほか、資材の迅速な搬送を行うため防災作業車を配備しました。

また、水害対策として、平成23年度から銀川の護岸改修事業に着手し、185メートルを整備したほか、平成24年度に有明町の一部地域の地籍整備を実施したことにより、国による石狩川丘陵堤の整備に向けた測量・調査が進められています。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成25年度に改正されたことにより、不特定多数が

利用する大規模建築物を対象として耐震診断の実施・報告が義務づけられたことから、耐震診断を促進するために費用の一部を補助する制度を平成26年度に創設し、対象の2件について補助を行いました。

東滝川においては、地域コミュニティと防災の複合拠点とするため、滝川消防団第四分団詰所との合築により避難所でもある体育館を整備し、東滝川地区転作研修センター体育室として供用を開始しました。

災害時の避難拠点施設におけるエネルギー確保と再生可能エネルギーの市民への普及・啓発を目的に、グリーンニューディール基金事業を活用し、滝川ふれ愛の里へ太陽光発電・風力発電・太陽熱システムを導入しました。

消防本部・滝川消防署庁舎の移転について、滝川市教育支援センター隣接地を建設地として平成26年度に基本設計を行い、平成29年度の竣工に向けた取り組みを進めています。

消防施設整備については、滝川消防団第四分団詰所を整備したほか、滝川消防団第一分団、第二分団は消防ポンプ自動車を、滝川消防署は水槽つき消防ポンプ自動車をそれぞれ更新し、消防体制の充実強化を図りました。

平成28年5月に使用期限を迎える消防救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行については、平成24年度に整備が完了しました。

空き家等の適正管理については、所有者などの責務を明らかにし、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定め、市民の生命、身体、財産を守り、生活環境の重大な損害の発生の防止に寄与するため、平成24年度から「滝川市空き家等の適正管理に関する条例」を施行しました。

次に「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

教育政策については、「教育のマチたきかわ」で子育てしたい、教育を受けたい、歴史や文化を学びたいと思えるまちづくり、国際感覚を身につけ、世界で活躍できる子供たちを育てるまちづくりを進めてきました。

平成24年に教育委員会において「滝川市教育推進計画」を策定し、学校教育・生涯学習・スポーツ・芸術文化などの教育振興を積極的に進めてきました。

児童生徒の基礎学力の向上や一人一人の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、学びサポーターを小・中学校全校に配置し、本市独自の小学校35人以下学級編制を初めとする少人数指導や習熟度別指導、ティームティーチング指導を積極的行いました。

各学校にスクールカウンセラーなどの心の専門スタッフを配置するなど、教育相談体制を充実強化しました。不登校など問題行動のある児童生徒への指導や支援のため、学校適応指導教室「ふれあいルーム」を、新たに設置した教育支援センターに移転し、指導経験の豊富なスクールソーシャルワーカーや支援専門員を配置して、指導体制の強化と指導時間の拡充を図りました。

児童生徒の障がいの状態が多様化する中、通級指導教室を、これまでの滝川第三小学校に加えて、滝川第二学校、明苑中学校、西小学校に開設し、専門の知識と経験のある教員を配置するなど、児童生徒の個に応じた支援を拡充するとともに、保護者負担の軽減に努めました。

新就学児童が円滑に小学校に入学できるように、幼稚園や保育所の子供一人一人の発達状況や実態を情報共有し、教育活動に生かすため、幼保小連携推進研修会や引き継ぎ会を開催しました。

「国際田園都市たきかわ」の特色ある教育を推進するため、ALTを増員し、中学校に拠点配置するなど、外国語教育・英語力を充実強化しました。子供たちの興味・関心が高まる授業を行うため、デジタル教科書や電子黒板、実物投影機、タブレットPCなどのICT機器を積極的に活用しました。

小・中学校の適正配置については、平成22年策定の「滝川市小・中学校適正配置計画」に基づき、子供たちの教育環境の充実を図るため、東栄小学校と東小学校を統合しました。計画を5年で見直すことから、現在、適正規模・児童生徒数・複数学級・複式学級・通学区域などの観点から現状と課題を分析し、見直し作業を進めています。

学校施設については、老朽化が著しい開西中学校と滝川第三小学校の改築を初め、校舎や体育館、非構造部材の耐震改修、あわせてトイレの改修を行うなど、平成27年度末までに全ての小・中学校と滝川西高等学校の耐震化を目指し、計画的に進めてきました。

学校給食施設については、平成23年策定の学校給食施設整備方針や整備計画に基づき、市内4カ所の小学校で親子方式による共同調理場の整備を進めることにしており、今年度は滝川第三小学校に親子共同調理場を整備しました。

給食会計の安定的運営や未納対策のため、給食費徴収管理システムを導入し、平成27年度から公会計に移行する準備を進めました。

滝川西高等学校は、名実ともに空知管内有数の進学校として、文部科学省の指定事業を活用し英語力を強化するなど、特色ある教育活動に成果を上げています。空知管内3位となる国公立大学現役合格者数や英検合格者数、全商検定や日商簿記、基本情報技術などの資格取得・検定合格に多くの実績を上げ、就職の面では、過去最多となる公務員試験合格者、民間就職希望者は4年連続100パーセント採用、さらには、部活動では全国・全道大会出場も数多く、まさしく文武両道の精神を掲げる市立高校として、生徒一人一人の活躍は目覚ましいものとなりました。

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年全国に先駆けて「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、「滝川市子どものいじめ防止基本方針」を策定しました。また、学校・家庭・地域・関係機関や団体など社会全体でいじめを防止するため、いじめの防止対策や啓発活動を行う「いじめ問題対策連絡協議会」と、具体的ないじめ事案を調査・審議する「いじめ防止専門委員会」を設置し、組織体制を充実強化しました。

食育については、「第2次滝川市食育推進合同計画」を策定するとともに、「こども」に重点を置き、食の大切さや感謝する気持ちを育て、朝食欠食率を改善するため、宿泊しながら農業体験を行う食育ファーム事業に取り組みました。

平成23年度に庁舎2階に移転した新図書館は、街なかで市民が気軽に立ち寄れる図書館としてオープンしました。開館日数を拡大し、開館時間を延長したことなどにより、年間の入館者数は、平成25年度で旧図書館の4.7倍の17万2,000人、貸し出し冊数は、2倍の24万5,000冊となったほか、中学生や高校生などの学習室利用者も多く、幅広い世代の多くの市民に利用される施

設となりました。

また、企業や団体、市民の温かいご支援による「雑誌ささえ隊事業」では、全国でもトップクスの配架123誌中72誌のご協力を得ています。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、平成25年度入学者数が定員を大幅に下回ったことを受け、学生確保対策に充てる寄附を行うとともに、短大部・滝川商工会議所・市で構成する「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」を設置し、連携体制の強化を図りました。

市内教育機関などと連携し、一般社団法人滝川国際交流協会が実施するジュニア大使訪問団やベトナム・カンボジアスタディーツアーなどの実施支援、姉妹都市からの訪問団などの受け入れにより、地域の将来を担うリーダーとなる人材を育成しました。

また、滝川西高等学校が実施する短期留学生派遣、滝川高等学校が指定されているスーパー・サイエンス・ハイスクール、國學院大學北海道短期大学部の短期留学生派遣を支援し、国際性豊かな人材育成に協力しました。

子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児等医療・重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の就学前受給者の医療費を平成24年度診療分から拡大助成し、自己負担をなくしました。

平成23年度から、保育所の保育料を国基準より10パーセント引き下げ、保護者負担の軽減を図ったほか、特別保育などに係る意向調査を実施し、特に希望の多かった年始時期（1月4日、5日）の休日保育を導入しました。

また、平成24年度から、延長保育と放課後児童クラブ事業の終了時刻をそれぞれ延長し、子育て環境のより一層の充実を図りました。さらには、多胎児を養育している保護者の子育てに対する心理的・身体的負担の解消を図るため、多胎児ファミリーサポート事業を開始し、対象者にファミリー・サポート利用券を交付しました。

公共性を維持しつつ、民間ならではの機動性を発揮し、利用者ニーズに柔軟に応えるため、これまで指定管理を行っていた保育所事業のうち、一の坂保育所、江部乙保育所を社会福祉法人滝川市社会福祉事業団へ無償譲渡、花月保育所は無償貸与しました。

平成27年度からスタートする、子ども・子育て支援新制度に向け、平成25年度に行ったニーズ調査の結果を踏まえ、関係機関などで構成する「滝川市子ども・子育て会議」の議論を経て、平成27年度からの5カ年計画である「滝川市子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めました。

「滝川市子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書活動のきっかけや親子の触れ合いを支援するため、赤ちゃんの成長に合わせて3回絵本を贈る「ブックスタート事業」を開始しました。

地域の教育力の向上のため、通学合宿や自然体験活動など各地区青少年育成会の取り組みを支援し、子供と地域住民とをつなぐ元気なコミュニティづくりに取り組みました。

次に「市民が活躍するまちづくり」についてです。

滝川市の歴史と日本の化学技術と化学産業の歴史の一側面を示す貴重な歴史的資料として、北海道人造石油株式会社滝川工場関係資料を滝川市指定文化財に指定しました。

江部乙が生んだ偉大なる日本画家・岩橋英遠の芸術振興を目指す美術自然史館では、毎年関連企画展を開催し、市内の小・中学生を初め多くの市民に足を運んでいただきました。こども科学館では、

出前講座・土曜リカひろば・月イチリカ室など、子供たちが身近な科学に親しむための多彩な事業に取り組みました。

また、開拓の苦難や先人の志を受け継ぎ、発展してきた滝川市の歴史を子供たちや市民に伝える郷土館では、市史資料の整理に着手しました。

地域や少年団の熱心な指導のもと、野球・バドミントン・サッカーを初めとして、全国・全道大会で活躍する子供たちを応援するため、「文化体育大会出場奨励金」の対象を拡充しました。

男女共同参画社会を実現するため、「滝川市男女共同参画計画」を策定するとともに、配偶者暴力やワーク・ライフ・バランスに関する講演会などの事業を実施しました。

また、社会全体が一体となって暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与するため、「滝川市暴力団の排除の推進に関する条例」を制定しました。

まちづくりセンターについては、市民や市民団体などの交流・活動の拠点として、平成23年12月に旧第一パーキングビルに改築移転し、団体などへの活動の場の提供を初め、市民活動における相談、情報の収集や提供、各種講座の開催など世代や地域を超えた交流促進に努めるとともに、消費生活の向上を図るため、滝川消費者協会の協力を得て、平成26年7月に「消費生活コーナー」を開設し、対話型による消費者教育、情報提供を行ったほか、リフォーム教室を開催しました。

また、市民が主体の「市民力」によるまちづくりを推進するために平成22年度に創設した「未来へつなぐ市民税1%事業補助金」を、より多くの団体が活用できるよう、平成25年度に一部制度を見直し、名称を「未来へつなぐ市民力推進事業補助金」に改めました。

多くの市民との対話を積極的に行い、その意見を市政に反映するため、滝川商工会議所青年部・女性会、農業団体、滝川金融協会、大型食料品店、市長と江部乙の未来を語る会、滝川市町内会連合会連絡協議会理事との懇談会など、各団体との懇談を実施しました。

地域の触れ合いを深めるために町内会などが行う新規のイベントを支援する「町内会等活動促進事業補助金」を創設しました。

また、町内会などが管理している街路灯については、電気料の削減効果をより高めるために、新たにLED灯を設置・切りかえ補助の対象とするとともに、重点的にLED灯切りかえを促進しました。

次に「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

滝川市内外の関係者のネットワークを構築し、市政の諸課題の解決に取り組むとともに、行政と市民をつなぐ橋渡し役として滝川市の活性化に寄与することを目的とした民間シンクタンク「一般社団法人たきかわ未来会議」の設立を支援しました。

ふるさと納税については、平成23年12月からの「白鵬米プレゼント」を皮切りに、滝川市ならではの返礼品を送付するとともに、寄附者との継続的な交流のためニュースレターを発行しました。

財政の健全化については、平成25年度に三セク債を活用して滝川市土地開発公社を解散し、債務の平準化を図りました。

住民記録や税情報などを管理している住民情報システムについては、事務効率の向上とコンビニ納付への対応など住民サービスの向上を図るために、平成26年1月に更新しました。また、社会保障・税番号制度への対応については、平成27年10月の番号通知、平成29年7月の運用開始に向け

たシステム改修作業を進めました。

地方税の電子化については、納税者・申告者の利便性向上と税務事務の効率化を図るため、地方税電子申告システム（e L T A X）の導入や国税電子申告・納税システム（e - T A X）の効果的な運用に積極的に取り組みました。

市税等のコンビニエンスストア納付の導入については、納税者などの生活様式の多様化に対応して利便性の向上を図るとともに、収納情報のデータ伝送などにより徴収業務を効率的に行うため、全国14社26チェーン、市内全てのコンビニエンスストアで夜間・休日を問わず市税等の納付を可能としました。

ごみ処理手数料については、循環型社会の形成推進とごみ処理経費の住民負担割合の適正化を図るため、平成26年度に改定しました。また、資源ごみの回収について、特定品目など分別方法の一部見直しとあわせて、新たに「雑がみ」回収を平成26年度から無料負担で開始しました。

市の組織機構については、平成23年7月に、農業振興施策推進のため「農政部」を、国際施策推進のため「国際課」を新設し、政策課題に応じた効率的な執行体制を整えました。また、平成26年度には事務・事業の指揮命令系統と責任の所在を明確にし、市民から見てわかりやすい組織とするため、「スタッフ制」から「係制」へと組織を見直しました。

平成22年度より建設に着手した「新焼却処理施設（中・北空知エネクリーン）」については、中・北空知廃棄物処理広域連合（中・北空知14市町により構成）を事業主体として、一般廃棄物・可燃ごみの焼却処分と熱回収によるエネルギー利用を目的に整備を進め、平成25年3月に完成し、4月から供用を開始しました。

北海道と連携しながら、平成25年度に建設工事に着手した石狩川流域下水道組合（12市町により構成）が事業主体の汚泥等処理（M I C S）事業については、し尿・浄化槽汚泥処理の効率化と広域化を実現するため、平成27年4月からの供用開始を目指して施設の整備を進めています。

戸籍システムの共同運用については、本市に設置しているサーバーを利用して効率的なシステム運用を図るため、中空知5市5町による全国一の大きな規模で、平成25年9月に稼働しました。

中空知圏域における定住自立圏構想については、圏域で中心的な役割を担う意思を表明する「中心市宣言」を砂川市とともに言い、連携市町と定住自立圏形成協定を締結しました。また、圏域の関係者や住民などで構成される「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」での検討を経て、圏域の将来像や取り組み内容を記載した「中空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

消防広域化については、滝川地区と芦別市・赤平市との間で協議が進められ、平成26年4月、3市2町による新「滝川地区広域消防事務組合」が発足し、消防体制の効率化や基盤の強化が図られました。

以上、4年間の滝川市行政の成果について申し上げましたが、総合計画の推進と諸課題の解決に取り組み、議会の決定を基礎として、市民の皆様や職員の力を結集しながら一定の成果を上げることができました、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に、平成27年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

平成27年度は統一地方選挙の年であることから、当初予算については、継続事業を中心とした骨

格予算となりますが、緊急度・重要度を鑑み事業の取捨選択・重点化を行い編成したものです。

現年収納率97.9パーセントを目指した市税の確保、計画的な公債費の縮減などにより、引き続き、市全体の財政の健全性を維持しつつ、極力将来世代に負担を先送りしないように努めるとともに、総合計画の7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計197億6,900万円、特別会計108億5,635万円、下水道事業会計支出25億8,245万円、病院事業会計支出83億5,618万円となり、各会計の歳出総額は415億6,398万円で、平成26年度予算と比較して、0.3パーセントの減、金額では1億3,029万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、国の経済対策により有利な財源を活用し地域経済の活性化を図るため、滝川第三小学校改築事業、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した「地域消費喚起・生活支援型事業」や「地方創生先行型事業」の実施を平成26年度予算に前倒して補正を行い、骨格予算として学校耐震化や駅前広場整備事業などの継続事業を一定程度盛り込むことにより、予算額197億6,900万円で、前年度比2.7パーセント減となっています。

性質別に見ますと、人件費については、議員共済費の増などにより、予算額37億6,213万円で、前年度比0.8パーセントの増、物件費は、給食賄材料費の増などにより、予算額20億1,772万円で、前年度比11.2パーセントの増、扶助費は、保育所施設扶助費の増などにより、予算額36億1,129万円で、前年度比3.9パーセントの増、建設事業費は、さきに申し上げましたが、骨格予算のため、予算額6億7,729万円で、前年度比28.8パーセントの減、公債費は、計画的な借入れなどの成果により、予算額22億1,410万円で、前年度比4.4パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、共同事業拠出金の増などにより、予算額57億7,141万円で、前年度比8.0パーセント増、公営住宅事業特別会計におきましては、建てかえ事業費の増などにより、予算額8億6,955万円で、前年度比41.1パーセント増、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定が、保険給付費の増が見込まれるなどにより、予算額35億977万円で、前年度比0.6パーセント増、介護サービス事業勘定は、一般会計繰出金の減により、予算額9,077万円で、前年度比45.7パーセント減、介護保険特別会計総体で、予算額36億54万円で、前年度比1.6パーセント減、後期高齢者医療特別会計におきましては、広域連合納付金の増などにより、予算額5億7,530万円で、前年度比2.4パーセント増、土地区画整理事業特別会計におきましては、換地設計などの増により、予算額3,955万円、前年度比4.8パーセント増、下水道事業会計におきましては、支払い利息の減などにより、支出額25億8,245万円で、前年度比0.5パーセント減、病院事業会計におきましては、特別損失の減などにより、支出額83億5,618万円で、前年度比2.5パーセント減となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費1億1,508万円、学校改築・耐震化等事業費3億4,208万円などを含め、総額で6億7,729万円、公営住宅事業特別会計では、5億574万円、下水

道事業会計では、１億７，８２０万円、病院事業会計では、６億２，４７７万円、全体で前年度比３５．７パーセント増の１９億８，６００万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

力強い産業の育成・雇用の推進については、流通の仕組みに関する実務などのノウハウを習得するため、新日本スーパーマーケット協会への派遣費８６１万円を計上しました。国の施策推進に連動して「地域おこし協力隊」を５名増員し、各事業の推進を図るため、観光振興事業費８０１万円、外国人受入環境整備推進事業３７４万円、商店街空き店舗対策事業９００万円、滝川ふれ愛の里特産品開発・販売促進事業３８４万円、生涯学習振興事業４５７万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

集客・交流事業の推進については、空知地域のすぐれた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るため、たきかわ観光協会補助金１，０３０万円、映画やドラマ、CMなどの撮影誘致を目指すため、フィルムコミッション先進地視察９万円を計上しました。

国際化の推進については、モンゴル国の農業支援と自動車整備技術支援のため、自治体職員協力交流事業費２，７０３万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき持続可能な公共施設運営を進めるため、公共施設マネジメント推進事業費５７万円、都市環状軸の形成に向けた都市計画街路西２号通の整備を実施するため、泉町土地区画整理事業費３，９５５万円、市内経済の状況を考慮し、雇用環境を改善するとともにインフラなどの整備を図るため、公共事業の実施１９億８，６００万円、内訳としましては、一般会計６億７，７２９万円、公営住宅事業特別会計５億５７４万円、下水道事業会計１億７，８２０万円、病院事業会計６億２，４７７万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

バリアフリー化の推進については、滝川駅前広場の再整備を行い、バリアフリー化を実施するため、駅前広場整備事業費１億８３５万円を計上しました。

地域福祉・自立支援の充実については、平成２６年度の消費税率改定に伴う低所得者対策の給付措置として、臨時福祉給付金事業費６，２０１万円、同じく子育て世帯対策の給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金事業費１，７６８万円、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援事業４４８万円を計上しました。

安心して暮らせる保健・医療環境の充実については、後期高齢者を対象に脳血管障害・認知症などの早期発見、予防対策として、長寿・健康増進事業費１３５万円、アルツハイマー型認知症の早期発見に向け、認知症対策事業費３９３万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、スポーツセンター第２体育館の耐震改修等工事の実施のため、スポーツセンター第２体育館耐震改修付帯工事実施設計費１６０万円、広域消防事務組合庁舎を移転建設するため、滝川地区広域消防事務組合庁舎実施設計負担金６６万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、計画的に学校の耐震化を進めるため、学校の耐震化事業費 3 億 3, 090 万円、親子給食方式を推進するため、学校給食設備の整備事業費 1, 118 万円、給食会計の安定的運営を図るため、学校給食公会計運営費 462 万円、環境保全の取り組みを進めるため、夏休み！木育・食育ものづくり楽校事業費 100 万円、地域の小・中学校が連携して学力向上対策などを実施するため、学力・学習意欲向上支援事業費 74 万円、滝川西高等学校の特色である英語力の向上を図るため、英語指導助手（ALT）の 1 名増員 425 万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成などを推進するため、まち自慢のパークゴルフ場整備事業費 7, 867 万円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費 383 万円、市民の体力向上や健康増進を目指し、スポーツに親しめる機会を提供するため、えべおつ丘陵地マラニック大会開催費 15 万円、東京オリンピック・パラリンピック出場選手の合宿誘致に向け、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業費 47 万円、青少年の健全育成と地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の教育力活性化事業費 70 万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

定住自立圏構想の推進については、中空知圏域の連携強化や活性化を図るため、定住自立圏構想推進費 51 万円を計上しました。

社会保障・税番号制度への対応については、社会保障・税番号制度が導入されることに対応するため、住民情報システム改修費 2, 148 万円、障がい福祉システム更新費 845 万円、生活保護システム改修費 244 万円、健康管理システム改修費 324 万円を計上しました。

地域活性化センター職員派遣については、職員の能力向上と人材育成を推進するため、地域活性化センターへの派遣費 780 万円を計上しました。

第三セクター等の経営健全化については、個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクター等の経営を支援するため、滝川振興公社貸付金 6 億 4, 300 万円、滝川グリーンズ貸付金 3, 500 万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成 27 年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、現年収納率 97.9 パーセント、滞納繰り越し分 11.5 パーセント、合わせて 87.2 パーセントの収納率を確保する予算となっています。

市税収入のうち、個人市民税については、景気回復などの好影響が地方では個人所得に波及していない状況であることから、平成 26 年度の決算見込みを踏まえて減額としました。

法人市民税については、税制改正によるマイナス影響や先行きの不確定要素などを勘案しつつも、国の景気対策などにより引き続き好調を維持するとの予想から、前年度比増額で見込みました。

また、市たばこ税については、平成 26 年度の決算見込みを踏まえて、健康志向の高まりによるたばこ離れなどから消費本数の減少分を考慮し、減額を見込み計上しました。

固定資産税・都市計画税は、平成 27 年度が評価がえの年度であることから、大きく減額を見込み

計上したところ、市税全体では、対前年8,426万円減の42億100万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年9,222万円減の71億9,520万円、その他の歳入としまして、国庫支出金27億9,239万円、道支出金10億7,380万円、市債9億3,212万円を計上しました。

基金繰入金についてですが、対前年3億205万円減になりますが、平成26年度は「地域の元気臨時交付金」に対する繰り入れが2億6,226万円あり、これを差し引いて3,979万円減の4億3,156万円を計上しております。

以上、平成27年度の各会計予算案の大綱について、申し上げました。

骨格予算ではありますが、厳しい行財政運営の中にあっても、継続事業に一定の配慮を行ったほか、滝川市公共施設マネジメント計画に基づく取り組みや、定住自立圏構想の推進、さらには、将来負担の軽減に努めるよう十分配慮して予算計上いたしました。

これを基礎としまして、平成27年第2回定例会においては政策予算を計上し、地方創生の取り組みなどが推進できることに期待を寄せております。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議と適切なご決定をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでございます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 議長 議案第13号の説明を求めます。農政部長。

○農政部長 ただいま上程されました議案第13号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

滝川市農政部が所管する滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場に関し、平成27年4月1日からの指定管理期間について、指定管理者の手続条例第5条第1項の規定にかかわらず、1年とするものでございます。

理由は、株式会社滝川グリーنزみずからが立てた第2次経営改善計画の着実な実行を確認した上でなければ複数年にわたる指定管理期間の設定は適切でないと判断しており、平成24年から単年度ごとの設定を行い、27年度につきましても同様の取り扱いをしたいとするものでございます。

附則として、1、この条例は公布の日から施行するものであり、2として、昨年制定した特例条例を廃止するものであります。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長 議長 次に、議案第14号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました議案第14号 滝川市教育委員会教育部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

後ほどご説明申し上げます議案第24号、議案第35号と関連いたしますが、現在一般財団法人滝川市体育協会が所有する滝川スポーツセンターについては、4月1日付で市に寄附をいただき、滝川市教育委員会教育部が所管する市の公共施設となり、現在の滝川市青年体育センターと統合して滝川

市スポーツセンターとして運営していく予定です。これに伴い、滝川市スポーツセンターの指定管理者を現在の滝川市青年体育センターの指定管理者である滝川市体育協会とし、当該指定期間を滝川市青年体育センターの指定期間の残りの期間である平成29年3月31日までの2年とするため、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の特例について定めたく、本条例を設置したいとするものです。

附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上を申し上げまして議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第15号、第16号及び第17号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第15号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例についてご説明申し上げます。

条例制定の趣旨につきましては、子ども・子育て支援法第87条の規定により、市町村が条例で規定することができることとされた過料を科する規定を設けるため、制定したいとするものであります。

次に、条文の内容についてご説明します。第1条は、趣旨として、子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めることを規定するものであります。

第2条は、過料の対象となる者と過料の額の上限を規定するもので、第1号では子供のための教育、保育給付に関して保護者等で正当な理由なく報告や物件の提出、提示をしなかったり虚偽の報告、虚偽の物件の提出や虚偽の答弁をするなどした者、第2号では教育、保育を行う事業者やその従業者等で第1号と同様の行為を行ったり、もしくは検査を拒むなどした者、第3号では保護者で支給認定証の提出または返還を求められて、これに応じない者について、それぞれ10万円以下の過料に処することを規定するものでございます。

第3条は、過料の額及び過料の納付期限について規定するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を平成27年4月1日としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議案第16号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、平成26年6月25日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、その一部が平成27年4月1日から施行されます。この法改正により、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築し、あわせて地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための所要の整備等が行われたところです。この条例は、当該法改正により必要となる条文の整備を行うため、滝川市介護保険条例及び滝川市地域包括支援センター条例を改正したいとするものでございます。

改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をお開き願います。第1条は、滝川市介護保険条例の一部改正です。

第4条の2から第4条の2の3まで、規定の改正につきましては、市が行う地域支援事業及び地域包括支援センターが行う事業について法改正により見直しがされたことに伴い、所要の整備を行いた

いとするものです。

第4条の3につきましては、介護保険法の条ずれ等に伴う文言整理であります。

次ページをお開き願います。第4条の5につきましては、事業所の略称規定における文言整理であります。

次に、この滝川市介護保険条例の附則におきまして、第13項から第15項までとして市が行う地域支援事業に係る施行日を規則で定めることとする経過措置を規定するものです。なお、第13項に規定する地域支援事業は介護予防・日常生活支援総合事業、第14項に規定する地域支援事業は在宅医療介護連携の推進、第15項に規定する地域支援事業は生活支援サービスの体制整備となっております。

次のページをお開きください。第2条は、滝川市地域包括支援センター条例の一部改正です。

第3条は、地域包括支援センターが行う事業について、法令改正に伴う条文の整理をするものでございます。

附則につきましては、第1項は、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものです。

第2項は、介護予防・通所介護事業に係る経過措置について規定。

第3項は、法令の規定による介護予防通所介護事業に係る経過措置等に関連して必要となる滝川市老人デイサービスセンター条例の一部改正についてであります。これは、同条附則に経過措置を加えるもので、内容としましては同条例第5条に規定しております利用者から徴収する利用料の算定基準を指定介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準から改正前の介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に置きかえて適用することを定めるものでございます。

以上でございます。

議案第17号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、平成27年1月16日に介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、平成27年4月1日からその一部が施行されます。この条例は、省令改正により必要となる条文の整備を行うため、滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例及び滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を改正したいとするものでございます。

改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をお開き願います。第1条は、滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正であります。説明につきましては、制度改正等に伴う主なものについて、また地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る基準につきましては一部で同様の改正がありますことから、その場合は一括して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、目次中、第2章第9節につきましては、サービスの名称の変更に伴う改正です。

第7条第2項は、介護予防訪問介護が地域支援事業に移行したことに伴い、削除するものです。

第5項は、夜間のオペレーターとして充てることができる施設、事業所の範囲について、併設する施設、事業所に加え、同一敷地内、または隣接する施設、事業所を追加するものです。

次ページをお開きください。第33条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問介護サービスの一部について他の訪問介護事業所との契約に基づき、当該介護事業所に行わせることができることとするものでございます。

4ページをお開きください。第64条の第4項、そしてこれは23ページになりますが、第208条第4項は、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届け出を求めることとするものです。

第66条、それと23ページの第210条は、共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、当該事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット3人以下に見直すものです。

第79条の2は、認知症対応型通所介護事業者に対し、事故が発生した場合の関係者への報告等、必要な措置をとることを義務づけるものです。

次ページをお開きください。第83条第6項、それと24ページの第230条第6項は、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、その範囲に現行の併設する施設、事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設、事業所を追加するとともに、兼務可能な施設、事業所の種別について介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものでございます。

7ページをお開きください。第87条第1項、26ページ、第231条第1項は、小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することができるものとしてございます。

次ページをお開きください。第86条、18ページの第195条、27ページの第233条は、各条に規定する小規模多機能型居宅介護事業所における登録定員を25人以下から29人以下とし、あわせて登録定員が26人以上29人以下の各事業所について当該各事業所の居間及び食堂を合計した面積が機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とするものでございます。

10ページをお開きください。第114条、それと28ページ、第252条は、ただし書きの追加ですが、各条に追加する認知症対応型共同生活介護事業所が行うサービス事業を効率的に提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の表示について、新たな用地確保は困難であるとの事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化するものでございます。

次ページをお開きください。第136条は、有料老人ホームを運営する事業者が介護報酬を代理受領する要件として入居者の同意書を提出することが義務づけられていましたが、老人福祉法の改正により、前払い金を受領する場合はその算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられ、この要件が撤廃されたことから、削除するものです。

第149条は、第136条において説明しました同意書の提出に係る規定で、介護保険法施行規則において第64条の4第4号が削除されたことに伴うものです。

第152条第4項、第153条、第181条は、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の各施設に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものです。

15ページをお開きください。第9節における名称変更につきましては、国においてサービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として看護小規模多機能型居宅介護と称されたことから、第191条から第203条までにつきましてはこれに合わせた名称に改正する文言整理であります。

続きまして、29ページをお開き願います。第2条は、滝川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部改正であります。第32条第12号の追加規定は、指定介護予防支援事業所と指定介護予防サービスを行う事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員が介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス事業者等に対し、個別サービス計画の提出を求めることとするものでございます。

次ページをお開きください。第28号の追加規定は、介護保険上に位置づけた地域ケア会議において個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合、これに協力するよう努めることとするものです。

附則につきましては、第1項は、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものです。

第2項、第3項につきましては、介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業等のサービスに係る経過措置について規定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第18号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、議案第18号 滝川市行政手続条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、平成26年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることとされましたが、この法改正に伴い、同法が適用対象としない市の機関がする処分等に関して法と同様の措置を規定するべく、滝川市行政手続条例を改正したいとするものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表に基づき説明いたしますので、議案第18号参考資料、滝川市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

1ページ目の目次から4ページ目の第28条までの改正につきましては、目次に新たな第4章の2を加えるほか、所要の文言整理を行うための改正でございます。

4ページ目の第34条におきましては、第2項として市の機関が行政指導を行う際に許認可権限等を行行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して根拠法令の条項等を示さなければならない旨の規

定を加えたいとする改正でございます。また、それに伴い、改正前の第2項及び第3項の繰り下げ並びに所要の文言整理を行いたいとするものでございます。

5ページから6ページまでにおきましては、第35条の2として法令に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合に当該行政指導の中止等を求めることができる旨の規定を加え、下から5行目ですか、第4章の2、第35条の3として、何人も、法令に違反する事実を発見した場合において、それを是正するための処分等を行うよう権限を有する市の機関等に求めることができる旨の規定を加えたいとする改正でございます。

6ページ目の第36条につきましては、見出しを削る条文整理を行いたいとするものでございます。

最後に、附則におきまして、第1項で法の施行日と同じ平成27年4月1日に施行する旨を、第2項において第34条における項の繰り下げに伴う滝川市税条例の文言整理を行いたいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第18号の提案説明とさせていただきます。

○議長 長 次に、議案第19号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会制度が変わります。現行の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長が設置されることから、廃止となります教育委員長の月額報酬規定の削除、教育長の勤務時間等の根拠規定など、関係条例の整備を行いたいとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は4月1日でございますが、現教育長の任期満了までは現行どおりとなります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 次に、議案第20号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第20号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに特別職の職員で非常勤のものの報酬の額に係る暫定措置を廃止するため、改正したいとするものであります。

市長、副市長、教育長及び監査委員の給料月額等につきましては平成12年4月1日から、また教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会各委員の報酬月額等につきましては平成16年7月1日から、それぞれ行財政改革に伴う当分の間の措置として減額を行ってきたところであります。

それでは、議案第20号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。まず、第1条関係、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

附則第2項であります。市長、副市長に係る16.3パーセント減額の暫定措置を削除するものでございます。

附則第3項は、項の整理でございます。

第2条関係、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であります。第1条関係と同様でありますので、お目通しください。

2ページをお開きください。第3条関係、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

附則第2項は、教育委員会委員ほか各委員に係る3パーセント減額、附則第3項は監査委員に係る16.3パーセント減額であります。これらの暫定措置を削除するものでございます。

次に、附則であります。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長 長 次に、議案第21号の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 議案第21号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例を改正する趣旨につきましては、建築基準法の一部を改正する法律並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の関係法令等の改正により、別紙の参考資料のとおり、手数料条例文の文言追加、削除及び整理をしたいとするものでございます。

それでは、条例案についてご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表1ページ目をお開きください。第1条関係につきまして、平成21年度より制度が始まりました長期優良住宅認定制度について、関係法令等の改正により住宅性能評価と長期優良住宅の審査項目に整合性が図られ、長期優良住宅の審査方法が選択できるように追加されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を追加するものでございます。

別表13の2の項、第1号ア、住宅の申請戸数が1戸で住宅性能評価を受けた場合にあっては2万1,000円となります。

2ページ目をお開きください。以下同様に、住宅の申請戸数に応じて、イでは6万2,000円を、ウでは9万8,000円を、エでは17万9,000円を追加したいとするものでございます。

3ページ目をお開きください。同項第3号イは、同申請の変更認定申請手数料を追加するものでございます。

ア、住宅の戸数が1戸で住宅性能評価を受けた場合にあっては、1万6,000円であります。

4ページ目をお開きください。以下同様に、住宅の戸数に応じてイでは4万円を、ウでは6万3,000円を、エでは10万9,000円を追加したいとするものでございます。

5ページ目をお開きください。同表備考第1項第2号の次に改正に伴う文言の説明を加えるものでございます。

第2条関係でございますが、引き続き5ページ目下段をごらんください。建築基準法の一部を改正する法律により、構造計算適合性判定の申請手続が見直され、建築物確認申請等をあわせて徴収することとしておりました構造計算適合性判定に係る手数料につきまして、知事が指定した構造計算適合性判定機関等に直接求めることとされたことに伴い、構造計算適合性判定に係る手数料を廃止したいとするものでございます。これにより、面積要件等関係する条文を削除し、それにあわせて文言の整理を行うものでございます。

続いて、第3条関係についてご説明いたします。11ページ目をお開きください。別表10の項に

において引用している法律名の改正に伴いまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に文言の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日は、第1条関係につきましては平成27年4月1日から、第2条関係は平成27年6月1日から、第3条関係は平成27年5月29日からとしたいとするものでございます。

また、経過措置としまして、第2条の規定による改正後の第3条の規定は、平成27年6月1日以後に徴収する手数料について適用し、同日前に徴収した手数料に係る還付については、従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第22号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第22号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これまでの江部乙共同調理場に加え、現在工事が進められています滝川第三小学校の改築に伴い、4月から新たに親子方式の調理校として共同調理場を設置し、滝川第一小学校と明苑中学校を受配校として給食を配送することから、設置条例の改正をしたいとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を4月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第23号及び第24号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 議案第23号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成25年に亡くなられたピアノ講師のご遺族によりご寄贈いただいたグランドピアノを滝川市文化センターのホワイエ、いわゆるロビーに設置いたしましたことから、市民の皆様幅広くご利用いただくため、備えつけ備品として料金設定の基準を定めたいとするものです。

改正内容について新旧対照表に基づきご説明申し上げますので、新旧対照表をごらんください。第13条第2項については、教育委員会の管理に関する規定を定めた条文であります。改正に伴い、文言の整理をするものです。

別表につきましては、備えつけ備品の利用料金の設定の基準を定めることに伴い、別表備考中、第9項を第10項とし、新たに第8項の次に第9項とし、備えつけ備品の利用料金の設定の基準は教育委員会規則に定めると追加したものです。

附則といたしましては、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上を申し上げまして議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 滝川市青年体育センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先ほど議案第14号でご説明申し上げましたが、現在の滝川スポーツセンターについては本年4月1日付で一般財団法人滝川市体育協会よりご寄附をいただき、滝川市の公共施設となります。隣接する現在の滝川市青年体育センターとあわせて一体的に耐震化を進め、スポーツ活動の拠点施設かつ災

害時の避難場所、防災拠点施設としての整備をしていくため、両館を統合して名称を滝川市スポーツセンターとし、これまでの滝川スポーツセンターを第1体育館、滝川市青年体育センターを第2体育館として設置したいとするものであり、これに伴う条例改正を行いたいとするものでございます。

改正内容について新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をごらんください。第1条については、設置目的を市民の心身の健全な発達及び健康の増進並びにスポーツ活動の普及振興を図ることを目的とすることとあわせて、名称を滝川市青年体育センターから滝川市スポーツセンターに改めるものです。

第2条についても、名称を滝川市青年体育センターから滝川市スポーツセンターに改めるものです。

第4条については、滝川市スポーツセンターが行う事業について、スポーツ活動の実施、スポーツ活動に係る相談といった第1条の設置目的に沿った内容に改めるものです。

第13条については、利用料金設定基準等の滝川市青年体育センターから滝川市スポーツセンターへの名称変更に伴う文言の整理です。

別表第1及び別表第2については、これまでの滝川スポーツセンターを滝川市スポーツセンター第1体育館、滝川市青年体育センターを滝川市スポーツセンター第2体育館として設置することに伴い、利用料金設定基準を改めるもので、別表第1の備考第7項中に第1体育館に限り、4分の1面のみを利用した場合の利用料金の規定を設けたものでございます。

附則では施行期日と経過措置を規定しておりまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。また、経過措置といたしまして、この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例規定によりなされたものとみなすことやこの条例の施行の際、現に青年体育センター条例の規定により青年体育センターの競技場の定期利用の許可を受けている者や滝川市体育協会が発行した滝川スポーツセンター競技場の個人利用に係る定期券を有する者については、平成27年4月1日以降の期間であっても利用期間が満了するまでの間はそのまま利用することができるとするものであります。

以上をもちまして議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第26号及び第27号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第26号 滝川市民福祉条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、生活保護受給者、70歳以上の単身者、または母子家庭に対して行っている水道料金、一般廃棄物処理手数料及び下水道使用料に係る助成または減額について対象の範囲に父子家庭を加える等のため、関係する3つの条例、滝川市民福祉条例、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例及び滝川市下水道条例を改正したいとするものであります。

内容についてご説明しますので、参考資料の新旧対照表をお開き願います。第1条は滝川市民福祉条例の一部改正ですが、滝川市民福祉条例の第1条第7号において、水道料金助成の対象者の範囲に新たに父子家庭を規定するための文言の整理であります。

第47条の2の改正は、条文中の表現について、母子及び父子並びに寡婦福祉法の定義規定と整合性を図るため、所要の文言整理を行うものです。

第54条の8の改正は、第1条同様、水道料金助成の対象者の範囲に新たに父子家庭を規定するための改正であります。

第2条は滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正ですが、同条例第30条において、ごみ処理手数料の減額対象者の範囲に新たに父子家庭を規定するための改正であります。

第3条は滝川市下水道条例の一部改正ですが、同条例第38条において、下水道使用料の減額対象者の範囲に新たに父子家庭を規定するための改正であります。

附則につきましては、この条例の施行日を平成27年4月1日としたいとするものですが、第1条による母子及び父子並びに寡婦福祉法の定義規定と整合性を図るための文言整理に係る施行期日は、公布の日からとしたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、いわゆる子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、関係法令が公布され、その一部が4月1日から施行されることとなりました。これらの法改正により、児童福祉法に定められている保育制度が見直されるとともに、子ども・子育て支援法において保育に係る公的給付が創設されました。この条例は、当該法改正により必要となる保育料に係る規定等の条文の整備を行うため、改正したいとするものであります。

改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をお開き願います。第1条の改正は、児童福祉法第24条の改正に伴う条文中の所要の文言整理であります。

第5条の改正は、公的給付の創設に伴い、子ども・子育て支援法第27条において保育に要する費用の額、いわゆる公定価格について規定がされたことに伴い、公の施設の使用料として公定価格と同額を基本とした保育料を規定するための条文の整備を行いたいとするものであります。

また、第2号におきまして、公定価格として定められる費用のほか、児童の保護者に負担させることが適当と認められる費用について規則で定めたいとするものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を平成27年4月1日としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 ただいまの時間、12時前となりましたので、この辺で昼食休憩をとりたいというふうに思います。午後の再開は13時といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時59分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、予算関連議案の説明をお願いいたします。

議案第28号の説明を求めます。石川市民生活部次長。

○石川市民生活部次長 議案第28号 滝川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

全国的に適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため、平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。本条例は、当該法律の施行により必要となる条文の整理を行うため、滝川市空き家等の適正管理に関する条例を改正したいとするものであります。

条例改正の内容でございますが、新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案第28号参考資料をお開きください。第1条は目的規定ですが、新たに制定された法律名を明記するとともに、法律に基づく措置と従来から規定のあった本市独自の公表制度をあわせて行うことにより、空き家対策の実効性を担保していく旨を条例上明確化したいとするものでございます。

第2条は定義規定ですが、第1号において空き家等の定義をその敷地も含む法律の定義と合わせるとともに、現在の市の条例では空き家等が第2号の規定により管理不全な状態になった場合に措置を行うという構成だったものを法律と整合を図り、法律どおりの措置を行う特定空き家等を第2号として再構成したいとするものでございます。

1ページ目末尾から2ページ目でございますが、第3条、所有者等の責務に関する規定及び第4条、情報提供に関する規定につきましては、法律と整合性を図るための所要の文言整理でございます。

第5条は指導、助言及び勧告に関する規定ですが、第1項については指導または助言の内容について法律と整合を図り、単に必要な措置と規定していたものを除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置と具体化したものであります。

第2項については、勧告についても同様の整理を行ったものでございます。

第6条は命令に関する規定ですが、その発動要件について法律と整合性を図り、現在勧告に応じないとき、または空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときに行うものとしているものを正当な理由なく勧告に係る措置を講じなかった場合において特に必要があると認めるときに行うこととしたいとするものでございます。

2ページ目末尾から3ページ目でございますが、第6条に第2項から第6項までを追加して、命令という不利益処分を行うことに関する事前救済手続規定を追加したいとするものでございます。現状の形では滝川市行政手続条例に基づく弁明の機会を付与し、弁明書を提出する機会を与えていたところでございますが、より手厚く救済手続として意見書の提出、または公開による意見聴取のいずれかを選択できることとしたいとするものでございます。

また、第7項、第8項として、命令を行った場合における標識の設置等による公示について規定を追加したいとするものです。

3ページ目から4ページ目にかけまして、第7条、立入調査等に関する規定ですが、新たに第2項として、法律の規定と同様、立入調査の事前通知を行う旨の規定を追加するとともに、第4項として、法律で規定されている空き家等の所在及び所有者等を把握するための調査、その他空き家等に関し法の施行のために必要な調査を行い、空き家等の所有者等に関する固定資産税の課税その他の事務のた

めに利用する目的で保有する情報を内部で利用し、関係する地方公共団体の長その他の者に対して空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる旨の規定ですが、今回法律に規定が設けられたことから実現可能になったもので、これを規定として追加したいとするものでございます。

第8条は、先ほど申しましたとおり本市独自の公表制度に関する規定ですが、所要の文言整理を行った上で、引き続き規定することとしたいとするものです。

4ページから5ページにかけまして、第9条、代執行に関する規定ですが、新たに第2項として、法律同様、いわゆる略式代執行について規定したいとするものでございます。これは、命令しようとする場合で、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときに行う代執行であり、このような場合にまで行政代執行法の手続を行ったのではかえって手続が煩雑になり過ぎて実際ではないため、略式の手続の特例を認めるもので、今回法律に規定が設けられたことから、実現可能となったものでございます。

第10条、関係行政機関等との連携に関する規定につきましては、法律との整合性を図るための所要の文言整理でございます。

第11条を第12条に繰り下げまして、法律と整合を図り、新たに第11条として過料に関する規定を追加したいとするもので、第1項で命令違反者に対しては50万円以下、第2項で立入調査拒否者等に対しては20万円以下の過料に処する旨の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日に関する規定ですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法の関係規定の施行日であります平成27年5月26日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長 次に、議案第29号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間中における第1号被保険者に係る保険料率については、介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算定し、介護保険法施行令で定める基準による段階別区分に応じ、それぞれの額を定めることとなることから、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率の設定を行うため、改正したいとするものでございます。

改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をお開き願います。第5条につきまして、保険料率の設定年度について平成24年度から平成26年度と規定しているものを平成27年度から平成29年度に改め、保険料率について第5号の5万8,800円を基準として、介護保険法施行令の規定に基づき、第1号は10分の5、第2号、第3号は10分の7.5、第4号は10分の9、第6号は10分の12、第7号は10分の13、第8号は10分の15、第9号は10分の17をそれぞれ基準額に乗じて得た額を定めたものでございます。

第2項及び第3項は、保険料率の基準を国に合わせたことから、削除するものです。

第7条及び第13条は、文言の整理であります。

附則につきましては、第1項はこの条例の施行日を平成27年4月1日からとし、第2項は平成26年度分までの保険料に係る経過措置を規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第31号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 議案第31号 滝川市サイクリングターミナル条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

滝川市サイクリングターミナルにつきましては、昭和59年に設置され、以降隣接する滝の川運動公園運動施設の利用とあわせ、スポーツ合宿等に活用されてまいりましたが、宿泊者数の減少、施設の老朽化の進行、民間宿泊施設の利用促進等の観点から、3月31日をもって廃止したいとするものであり、それに伴い、滝川市サイクリングターミナル条例を廃止したいとするものであります。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

また、同施設廃止に伴い、滝川市都市公園条例の文言の整理として、第2条の18第1項第1号中、「滝川市サイクリングターミナル及び」を削るものであります。

以上を申し上げまして議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第32号及び議案第33号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第32号 滝川市保育の実施に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨につきましては、いわゆる子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、児童福祉法に基づき滝川市保育の実施に関する条例において定めていた保育の実施基準について法令において定めることとされたことから、同条例を廃止したいとするものであります。

内容につきましては、同条例を平成27年3月31日をもって廃止したいとするものです。

附則につきましては、この条例の施行日を平成27年4月1日としたいとするものでございます。

以上でございます。

次に、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

施設の名称は滝川市軽費老人ホーム緑寿園、所在地は滝川市江部乙町1428番地の2であります。指定管理者となるべき団体の名称は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、代表者は理事長、石田誠司氏であります。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第34号の説明を求めます。農政部長。

○農政部長 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場であります。指定管理者となるべき団体は株式会社滝川グリーンズで、代表者は代表取締役、

岩田伸次であります。指定管理の期間は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの１年間であります。

以上、議案第３４号の説明とさせていただきます。

○議長 長 次に、議案第３５号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 議案第３５号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

さきに議案第１４号でご説明申し上げたとおり、２年の特例による指定期間で新たに統合する滝川市スポーツセンター第１体育館及び第２体育館を一体的に運営管理するため、以下で申し上げますとおり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は新たに統合した滝川市スポーツセンター、所在地は滝川市二の坂町東３丁目２番１号であります。指定管理者となるべき団体は、名称、一般財団法人滝川市体育協会、主たる事務所の所在地は滝川市二の坂町東３丁目２番１号、代表者の氏名は会長、佐藤佳朗でございます。指定期間は、平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 次に、議案第４０号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第４０号 滝川市の公の施設の赤平市民の利用についてご説明申し上げます。

滝川市教育支援センターで不登校児童生徒のための相談、指導を行っている適応指導教室、いわゆるふれあいルームでございますが、その利用について現在市内の小中学校に加えて新十津川町からも受け入れているところでございますが、新たに赤平市から施設利用の要望がありましたので、公の施設の利用について議会の議決を得たいとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を４月１日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 以上をもちまして平成２７年度予算大綱等説明並びに議案第１号から第８号までの各会計予算、議案第１３号から第２４号まで、議案第２６号から第２９号まで、議案第３１号から第３５号まで及び議案第４０号の説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、配付をしております追加日程のとおり、日程番号第６から第１９までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 日程第6、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は、平成26年10月13日午前12時ごろ。発生場所は、滝川市江部乙町西11丁目3849番28地先であります。相手方は、記載のとおりであります。損害賠償額は20万6,086円で、全額車両修理代であります。なお、賠償額につきましては、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険で全額補填となります。事故の原因でございますが、相手方車両が市道江部乙町西1012号線を通行した際、同市道西側に設置してあります雨水排水トラフのコンクリート製ふたの上を通過したところ、同ふたのずれどめとなっていたアスファルト舗装に一部剥離した部分があり、車両通過の弾みで同ふたがずれてはね上がり、相手方車両左側の高所作業用装置の作動油タンク並びにバッテリーに損傷を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成27年1月13日であります。

今後は、このような事故が起き得ることを十分認識し、日常の道路パトロール時に一層目配りを行い、事故のないよう努めてまいります。大変申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第7、報告第2号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第2号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故の発生日時は、平成26年12月18日午後零時40分ころでございます。場所は、滝川市泉町236番地、陸上自衛隊滝川駐屯地東側駐車場内でございます。事故の相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償額については30万3,000円、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車災害共済で全額補填となるところでございます。事故原因は、陸上自衛隊滝川駐屯地でのイベント等の打ち合わせ業務終了後、公用車両を駐屯地東側駐車場内から発進させたところ、右側に駐車していた相手方車両の左側面部に公用車両の右側面部が接触し、損傷を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成2

7年1月22日でございます。

今後におきましては、より一層車両走行の安全管理を徹底してまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 事故の状況についてお伺いしたいのですが、右側に駐車していた相手方車両の左側面部に公用車両の右側面部が接触したということで、駐車していた状態からこういうふうに行って、すったのだろーと思います。通常運転するときは、バックミラーとかサイドミラーで確認しながらやる。あるいは死角になる場所は当然あるのですが、この時期は雪が降っている時期でもあり、例えば車の除雪をきちんとしない、あるいはミラーもきちんとしないで運転した結果こういう接触が起きたということではなかったのか、確認をしたいと思います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 並行して駐車していて、発進するときにぶつかったわけですから、完全に注意に怠りなかったかという、それはゼロとは言えないかと思います。ただ、そのときの状況について事故報告を受けた際には、不注意、確認の不足、雪がついているとか、雪がついて見えないまま発進したとか、そういう状況にはなかったというふうに聞いております。不注意であることには間違いはないと思いますので、今後注意を徹底していきたいと思います。この事故については、そういう報告は受けていないということでお答えさせていただきます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第8、報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅及び駐車場の明け渡し並びに滞納家賃及び駐車場使用料の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。相手方は、記載のとおりです。申し立ての趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅及び駐車場の明け渡し並びに滞納家賃及び駐車場使用料の支払い請求の申し立て等をするものでございます。追行の方針でございますが、1いたしまして、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅及び駐車場の明け渡し並びに滞納家賃及び駐車場使用料の支払いの請求に関する訴えを提起するものでございます。2

といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。専決処分年月日は、平成27年1月8日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第9 報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）

○議長 長 日程第9、報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 報告第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。相手方は、記載のとおりです。申し立ての趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払い請求の申し立てをするものでございます。追行の方針でございますが、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。専決処分年月日は、平成27年1月30日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第10 議案第9号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

○議長 長 日程第10、議案第9号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第7号）を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第9号 平成26年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、国の第1次補正予算で計上されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策に呼応し、国の制度を最大限活用して地域の活性化を図るための補正のほか、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足の調整などの補正が主な内容となっています。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億4,168万8,000円を追加し、予算の総額を212億4,733万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第3表によるところでございます。

第4条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第4表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、13事業の総額は3億1,866万9,000円となるところでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、駅前広場造成工事負担金の支払いを追加したいとするものでございます。これは、平成27年度予算執行となる駅前広場造成事業のうち、JR北海道負担対象区域内の工事費負担について平成26年度中に協定を締結する必要があるため、今回債務負担行為を追加するものでございます。期間は平成26年度から平成29年度まで、限度額は1,633万1,000円でございます。

第4表、地方債補正でございます。変更といたしまして、3つの事業債と臨時財政対策債を合わせて限度額3,333万6,000円を増額補正したいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額787万4,000円の増額の補正についてでございますが、庁舎等の維持管理に要する経費177万円の減額につきましては、燃料単価の値下がりに伴い、減額補正したいとするものでございます。財産の取得、管理及び処分に要する経費964万4,000円の増額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定等に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて補正したいとするものでございます。

2款1項12目地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費、補正額1億4,296万円の増額でございますが、地域消費喚起・生活支援型交付金事業に要する経費1億2,209万1,000円

の増額につきましては2点ございます。1点目は、市内の消費需要の喚起による地域経済の活性化策としてプレミアム商品券発行事業を実施するため、8,000万円を補正したいとするものでございます。2点目は、低所得の高齢者世帯等と多子世帯に対し生活支援商品券を交付することにより、これらの世帯の経済的負担の軽減と消費喚起を図るための生活支援策として生活支援商品券交付事業4,209万1,000円を補正したいとするものでございます。地方創生先行型交付金事業に要する経費2,086万9,000円の増額につきましては4点ございまして、1点目は滝川市総合戦略の策定に必要な専門的調査等を実施する地方版総合戦略策定事業1,000万円を補正したいとするもの。2点目は、観光情報と子育て支援情報に特化したデザイン変更を行う公式ホームページ更新事業250万円を補正。3点目は、行政の抱えるICTに関する課題に対応するため、専門的知識を有する地元IT企業を活用するとともに地域における雇用機会の確保につなげるため実施するICT利活用高度化事業686万9,000円を補正したいとするもの。それから、4点目は、國學院大學北海道短期大学部連携事業につきましては、現在コミュニティカレッジ事業の支援を実施しているところですが、さらに連携を強化し、地域貢献と交流を深める活動を支援する事業の再構築を図るため、150万円を補正したいとするものでございます。

2款4項2目農業委員会委員選挙費、補正額274万1,000円の減額につきましては、農業委員会委員選挙の執行に要する経費の補正でございます。昨年7月に執行された農業委員会委員選挙が無投票となったことから執行残が生じたため、減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。18ページ、19ページでございます。3款1項1目社会福祉費、補正額335万4,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて社会福祉事業振興基金積立金を増額補正したいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額1,000万円の減額につきましては、重度心身障害者医療に要する経費の補正でございます。医療扶助費の実績見込みにより、減額補正したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額351万8,000円の減額につきましては、未熟児養育医療に要する経費の補正でございます。医療扶助費の実績見込みにより、減額補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額2,934万3,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、国の保育緊急確保事業補助金を活用し、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む民間事業者への資金交付を行うことにより保育士の確保を進めるために保育士処遇改善特例事業補助金617万7,000円を増額補正したいとするものでございます。2点目は、保育単価の改定や低年齢児の入所児童数が当初見込みより増加していることから、花月保育所運営費負担金を993万7,000円、一の坂保育所運営費負担金927万円、江部乙保育所運営費負担金395万9,000円をそれぞれ増額補正したいとするものでございます。

3款2項5目地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費、補正額1,708万9,000円の

増額につきましては、地方創生先行型交付金事業に要する経費の補正でございます。未就学児医療費助成事業につきましては、現在実施している事業であります、少子化対策の観点から、地方創生先行型交付金事業として補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。20ページ、21ページでございます。3款3項1目生活保護費、補正額1,556万9,000円の増額につきましては、生活保護に要する経費の補正でございます。医療扶助費実績見込みにより、補正したいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生費、補正額1,036万6,000円の減額につきましては、保健衛生対策に要する経費の補正でございます。地方交付税の確定などに伴い、下水道事業会計出資金を減額補正したいとするものでございます。

4款1項2目予防費、補正額636万2,000円の減額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。子宮頸がん予防ワクチンについて、国の通知により積極的勧奨を差し控えたことに伴い接種件数が減少したことから、減額補正したいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額1,492万3,000円の減額につきましては、他会計繰出金に要する経費の補正でございます。地方交付税の確定などに伴い、国民健康保険特別会計については繰出金を減額補正、病院事業会計については増額補正したいとするものでございます。

4款1項7目地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費、補正額2,580万4,000円の増額につきましては、地方創生先行型交付金事業に要する経費の補正でございます、2点ございます。1点目の妊婦健康診査支援事業につきましては、現在実施している事業であります、少子化対策の観点から地方創生先行型事業として2,380万4,000円を補正したいとするものでございます。2点目は、一般不妊治療と不育症に係る医療費等の自己負担分を助成することにより不妊症または不育症で悩む夫婦の経済的、心理的負担の軽減を図るための事業を実施するため、不妊治療支援事業200万円を補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額3,301万9,000円の減額の補正についてでございますが、分別収集に要する経費700万円の減額につきましては、ごみ袋作成委託料の減額見込みに伴い、減額補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金1,578万1,000円の減額につきましては、前年度繰越金の精査等により、減額補正したいとするものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,023万8,000円の減額につきましては、売電収入の増額見込みに伴い、減額補正したいとするものでございます。

4款2項2目し尿処理費、補正額6,211万7,000円の減額についてでございますが、中空知衛生施設組合負担金436万9,000円の減額につきましては、前年度繰越金の精査等により、減額補正したいとするものでございます。汚泥等処理事業、MICS事業に要する経費5,774万8,000円の減額につきましては、汚泥等処理事業費の確定に伴い、減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。22ページ、23ページでございます。6款1項2目農業振興費、補正額988万4,000円の増額についてでございますが、担い手育成に要する経費913万4,000円の増額につきましては、経営体育成支援事業につきましては適切な人・農地プランに位置づ

けられた中心経営体が経営規模の拡大を図ることを目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合で国が定める成果目標を2つ以上設定して事業を行う経営体に対して、農業用機械等の導入費を上限1,000万円で10分の3以内の助成が受けられるもので、今回6経営体が事業の採択を受けたところであり、費用の全額は北海道から強い農業づくり事業費補助金にて措置されるものでございます。青年就農給付金事業に要する経費75万円の増額につきましては、経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、5年間にわたり年額150万円を給付する制度ですが、国が平成27年度に実施予定の継続分について平成26年度に前倒し給付を実施することに伴い2名が対象となるもので、費用の全額が北海道から青年就農給付金事業補助金にて措置されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額5,009万4,000円の減額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。道営土地改良事業の事業費確定に伴う負担金の減額と平成25年度の国の補正予算で制度拡充された促進費を活用することによりパワーアップ事業での負担金がなくなったことに伴い、減額補正したいとするものでございます。

7款1項3目丸加高原健康の郷費、補正額80万3,000円の減額につきましては、丸加高原伝習館等の運営管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の値下がりに伴い、減額補正したいとするものでございます。

7款1項4目地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費、補正額1,450万円の増額につきましては、地方創生先行型交付金事業に要する経費の補正でございまして、3点ございますが、1点目は、新規出店の促進、他地域にない付加価値化、新たな商店街の魅力発信等によりにぎわい創出を支援する事業を実施するため、中心市街地賑わい創出支援事業350万円を補正。2点目の物産振興事業につきましては、市内で生産される農畜産物の付加価値向上を目指した商品づくりと販路拡大を図るため、リンゴの発泡酒などの製造販売を行うとともに物産展やインターネットでの販売を行うため、100万円を補正。3点目の産業創出促進助成事業につきましては、地域における意欲ある事業活動や新分野進出、起業化など前向きな新しい取り組みを支援し、地域の雇用創出や経済の活性化を図るため、1,000万円を補正したいとするものでございます。

8款5項1目住宅管理費、補正額9,074万6,000円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。平成27年度の社会資本整備総合交付金の要望超過の状況及び平成26年度の残額の状況から、2カ年事業の東町団地建設事業に関して北海道から交付金の前受け要請があったもので、増額交付される社会資本整備総合交付金を繰り出しするため、補正したいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額1,880万3,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合負担金について、前年度繰越金の精査等により、減額補正したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額877万2,000円の減額につきましては、教職員住宅の維持管理に要する経費の補正でございます。本年度扇町の教職員住宅の解体工事を予定していたところですが、建物つきで売却することができたため、減額補正したいとするものでございます。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額144万5,000円の減額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございまして、4点ございます。1点目は、燃料単価の値下がりに伴い、150万円の減額補正。2点目は、校務用パソコン賃借料についてリース料金の確定により、300万円を減額補正。3点目は、西小学校において障がいのある児童の入学に伴い、特別支援教室にシャワー室などを整備するため、235万5,000円を補正。4点目は、江部乙小学校において障がいのある児童の入学に伴い、特別支援教室に手洗い、水飲み場などを整備するため、70万円を補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。24ページ、25ページでございます。10款2項2目学校建設費、補正額1億1,831万6,000円の増額につきましては、滝川第三小学校改築事業に要する経費の補正でございます。国の経済対策を受け、滝川第三小学校改築事業を実施するため、補正したいとするものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額600万円の減額の補正につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございまして、2点ございます。1点目は、燃料単価の値下がりに伴い、250万円を減額補正。2点目は、要保護、準要保護生徒就学援助費の実績見込みにより、350万円を減額補正したいとするものでございます。

10款4項高等学校費、1目学校管理費、補正額406万3,000円の減額についてでございますが、情報処理教育の振興に要する経費300万円の減額につきましては、サーバー更新及び総合実践室や普通科パソコン実習室のパソコン更新時期の変更に伴い、減額補正したいとするものでございます。その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費106万3,000円の減額につきましては、西高等学校の燃料費について燃料単価の値下がりに伴い、減額補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額27万円の増額につきましては、青少年育成に要する経費5万円の増額及び社会教育振興に要する経費22万円の増額の補正でございます。いずれも基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、青少年健全育成基金積立金及び社会教育事業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額99万5,000円の減額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございまして、2点ございます。1点目は、複数の方より図書購入にとご寄附を賜ったものをそれぞれの寄附者の意向に合わせて児童書やビジネス書を購入するため、28万2,000円を補正。2点目は、燃料単価の値下がりに伴い、燃料費127万7,000円を減額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で2億4,168万8,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。6款1項1目地方消費税交付金2,000万円の増額につきましては、地方消費税交付金の実績見込み等による補正でございます。

11款1項1目地方交付税3,774万3,000円の減額につきましては、地方消費税交付金の増と他会計繰出金の整理に伴う補正でございます。

13款1項2目民生費負担金及び13款1項3目衛生費負担金は、いずれも歳出関連でございます。

14款2項2目衛生手数料2,001万円の増額につきましては、平成26年4月にごみ処理手数料の改定を行ったところですが、値上げ前の駆け込み需要の分が平成26年度の歳入となることから、実績見込みによる補正でございます。

15款1項1目民生費負担金以下、15款2項6目教育費交付金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。12ページ、13ページでございます。15款2項7目総務費交付金1億6,290万円の増額につきましては、国の緊急経済対策に基づく地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る歳入でございます。

16款1項1目民生費負担金以下、17款1項3目基金運用収入までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。14ページ、15ページでございます。18款1項1目一般寄附金以下、18款1項7目教育費寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金1億870万円の減額につきましては、財政調整基金繰入金1億円の減額及び施設整備政策基金繰入金870万円の減額でございます。財政調整基金繰入金につきましては、当初予算で見込んでおりました2億8,000万円のうち1億円の基金繰入金を取りやめ、基金残高の確保に努めたいとするものでございます。施設整備政策基金繰入金につきましては、歳出関連ですが、扇町教職員住宅解体工事の財源としていたものを取りやめるものでございます。

20款1項1目繰越金1,759万6,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項2目衛生債以下、22款1項5目教育債まで、いずれも歳出関連でございます。

22款1項6目臨時財政対策債293万6,000円の増につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う補正でございます。

以上、歳入合計で2億4,168万8,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。大谷議員。

○大谷議員 ただいま補正予算について説明いただきました。その中で不妊治療の支援事業についてのご説明があったわけですが、今回の地域創生先行型交付金で200万円の予算化がされておりますが、この金額については大体これまでの対象者の数を予想して計画した200万円なのか。これは、不妊治療の中でも一般不妊治療で、特定不妊治療の部分は入っておりません。それで、今回の地域創生先行型の交付金については一般の治療についてのみということで聞いておりますけれども、道を見ましたら5年間の助成があるわけですが、今回厚生常任委員会のほうで出されました資料の中では助成期間は2年間とされておりますが、それらについては2年が終わった場合はまた再度申請してよいものなのかどうかということ。それから、今回の不育、不妊、その部分についてはこの中で生かすことはできないのですが、一般財源ではできなかったものなのかどうか、検討されたのかど

うか、その辺だけ伺っておきたいと思います。

○議 長 大谷議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま2点ご質疑ありました。

1点目の2年間ということなのですが、今回の一般不妊治療の対象が1人に対しまして上限額10万円で1人2年間ということで、この事業につきましては事業そのものは総合戦略の期間5年間を検討しているという内容でございます。もっと根拠を言いましたら、人工授精と一般治療に関して2年ぐらいかかる状況があるものですから、2年間とするということで、1人の対象者の上限額がそれぞれ1年間に10万円ずつ助成を得られるという内容で、不妊治療の一般治療の助成期間は今の検討では2年ではなくて一応5年間を見ております。よろしいですか。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 お一人の対象が2年間だけで、事業そのものは一応5年をめどとしているという内容でございます。

それと、もう一点のなぜ一般不妊治療にしたかということで、当初この事業が出た段階では特定不妊治療も検討対象にしておりました。しかし、特定不妊治療につきましては国費があるということで道からの助成となっていることから、地域先行型の対象とはならないことから、まずは一般不妊治療の助成を対象としたということで、滝川市としましても少子化対策の観点から一般不妊治療の助成を行うことでまず入り口部門で希望する夫婦を幅広く支援しまして、不妊治療の開始へ後押しする役割を果たしたいと考えております。また、今回は不妊治療だけでなく、流産を繰り返す不育症に悩む夫婦のためにも不育治療の助成を行うなどしておりまして、まずはあわせましてこれらを含めまして市民への妊娠、出産、育児についての総合相談機関としてのPRも強化していきたいという内容となっております。通告質問にも出ておりますけれども、特定不妊治療につきましては総合戦略の中の次のステップとして考えていきたいと考えております。

以上です。

(「わかりましたので、また一般質問の中でやっていきたいと思います。ありがとうございました」と言う声あり)

○議 長 ただいま大谷議員、一般質問の中でというご発言が……

(「一応これで」と言う声あり)

○議 長 ということでよろしいですね。

(「はい」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、大きく7点についてお伺いします。

まず、19ページ、地方創生の先行型の歳出である未就学児医療に要する経費ですが、まずこの1つ目として、財源振りかえには交付金要綱として全く規制はなかったのか。2点目は全体についてお聞きしますけれども、今回12項目の事業が交付金充当事業ということで行われるわけですが、それぞれの継続年数について伺います。

2点目は、戻りますが、17ページの中段ですが、ICT利活用高度化事業、公式ホームページ更

新事業、地方版総合戦略策定事業についてはそれぞれ委託事業になります。この場合の入札は、地域限定一般入札になるのか、あるいは随意契約等もあり得るのか。何を聞きたいかという、市内業者を想定しているかということをお聞きしたいと思います。

この2点目なのですが、ICT委託料については、ICTが始まって三、四年たつと思うのですが、こういった高度な技術、あるいは教員に時間がないという中で委託をせざるを得ないということであれば、この交付金がなくても、まずこれまで委託してやったことがあるのか、あるいはこの事業が終わってからやる考えがあるのかについて伺います。地方版総合戦略についてですが、ここで国が求めている中身というのは、例えば人口についていえば、これは最も難しそうとか、調べないとわからないなということでは、通勤、通学率等による近隣市町村との関係分析なんかが入っておりますが、これは定住自立圏の構想を立てる時点で既に調べ上げたものだというふうに思いますが、今事業で新たな調査はどの程度行われるのかが1点。そして、2点目は、これででき上がった地方版総合戦略が当市にとってどんなメリット、どんなプラスがあるのかをお聞きします。

次に、同じページでプレミアム商品券事業ですが、これについては9点伺います。まず、常任委員会で説明されました総額は4億5,000万円から4億8,000万円となっておりますが、なぜ4億8,000万円ではないのか。

2点目は、この事業を実施していく上で巨額の補助金が短期間に、しかも金券という形で使われると、つまりそれぞれ一度個人の手に渡るという特殊な事業でもあるので、市のチェック権あるいは監督権というのはどのように定められているのか、あるいは実際上どういうふうにされるのかということが2点目です。

3点目は、これは4億8,000万円とすれば1万円セットに換算すると4万セットになるわけです。つまり1人当たり、人口1人に当てはめると1人1セット買う、あるいは世帯でいえば世帯で2セット購入できるのが最も公平ということになるわけですが、消費喚起に走ると、そちらにウエートを上げるとこれがどんどん、とにかく早くさばければいいという方向にいくのですが、このバランスの問題は当然考えられているというふうに思いますが、まずは全市民、全世帯に行き渡る、あるいは買おうという意欲を持っていただくように進めるべきではないのかということが3点目です。

4点目は、これは常任委員会の説明では4月上旬販売なのです。広報で周知されるのが3月末ですから、周知された10日後ぐらいにはもう販売が始まると。こういったものというのは非常にわかりづらい方にとってはわかりづらいものですから、なぜこの時期にこだわるのかと、政府の説明でも27年度中であれば補助金は、これは後で結果として出るのか、あるいは概算払いと精算払いがあるのかわかりませんが、27年度前半が望ましいという程度の話で、例えば2回広報で周知をして、5月の連休明けにやるとか、そういうことは全く考えないのかについて伺います。

5点目は、販売する場所なのですが、これは所管の説明を受けた中で、文化センター、青年体育センター、そして江部乙支所ということで、文化センターと青年体育センターについていえば通常バスでは行きづらい場所なのです。そういう点で、車で購入する人優先で、しかも10時ぐらいから売り始めて12時か1時にはもう販売終了と、何かそんなような説明も私受けたのですが、余りにも車社会優先ではないのかなと。そこで、必ず1カ所はバスで利便性のいい場所、例えば市庁舎ある

いは再開発ビル、あるいは今は閉まっておりますけれども、高林デパートとか、場合によっては再開発ビルでいえばたきかわホールがいいのか、わかりませんけれども、地下もありますし、便のいいところといえばそれなりにあると。みんくるでもそんなに支障があるのかなと、バスで来る専用なのだというのでいえば。そういう点で、1カ所は必ずそういう場所を設定すべきではないのかというのが5点目です。

6点目は、往復はがきの購入制限を設けるということも実行委員会の中では言われていると。つまり文化センター等に行きに行けば5万円セットが2セット、1万円セットが3セット買えるけれども、往復はがきだとそこまで買えないように制限するとか、こういうのはやはり公平性を欠くという点でおかしいと思いますので、お考えを伺います。

7点目は、先ほどもお聞きしましたが、なるべくたくさんの方に購入機会を保障するという点で、5万円セットについてはやめることも含めて、最低譲歩しても1セット限定とすべきではないのかと。

8点目は、いわゆるはしごについてなのですが、5万円セットを家族2人で3カ所はしごしたら、仮に計画どおり2セットとすれば5万円セットだけで30万円、つまり6万円のプレミアムがつくのです。1万円セットも入れたらさらに1万8,000円がつきますから、今の時代に銀行に預けていても全く預金に金利がつかないときに、これだけのプレミアムを手に入れようとするのはこれは誰しも感ずることで、しかしはしごを徹底して制限しなければ公平性が失われるというふうに思いますので、はしご対策について伺います。

最後、9点目ですが、大型店地域経済対策です。常任委員会資料では、換金率は1パーセントから5パーセントを想定していると。所管にお聞きしましたら、5パーセントというのは、大型店は本来10パーセントとすると、商工会議所の会員の場合は5パーセントだということで上限5パーセントを設定しているのです。まず最初に、大型店で売れてしまうと少なくとも地域でお金が循環するということはもうそこでとまってしまいますから、全部本社に送金されますから、そういう点でこの狭い空知地域、もっと狭くいえば中空知、滝川地域ということであると地域循環効果がないので、大型店についての考え方を伺います。そして、もう一点は、結局今回の運営経費を全て換金手数料で賄うというふうに聞いておりますが、この場合5パーセントの換金手数料というのは非常に大きな財源になりますから、どの程度5パーセントを見込んでいるのか。以上がプレミアム商品券です。

次に、歳入に一回戻りますけれども、歳入では13ページの総務費交付金、これが合わせて1億6,290万円、その下のほうの道支出金の中の総務費補助金、これが2,000万円、これを足しても1億8,290万円で、総事業費が2億円を超すわけですね、ということは2,000万円ぐらいは一般財源を使われているというふうに思うのですが、一般財源を使っている事業は12のうちのどれなのかということをお聞きします。

次に、23ページです。教育費で教職員住宅解体で、解体しないで売却というか、譲渡ができたということで解体費が不用になったと、それは理解するのですが、市がほとんど使い道がないといったものをどういった用途で使われるのか、またどういう契約でこれが所有権が移されたのかということをお聞きします。

最後、第三小学校なのですが、25ページ、地方債充当率、また交付税措置で有利ということで、今回の国の補正ではこういう学校建設に関してどの程度有利にしたのかということや、仮に市の準備が整っていればどの程度までこの起債ができたのか、仮定の話になりますけれども、今回の国の制度自体はどういう枠があり得たのかと、あったのかということで、今の点の2つ目でお伺いします。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 一番最初にご質疑がありました12項目のうちの継続年でございますが、生活支援商品券につきましては単年度限りでございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私のほうから幾つか答弁できるものを答弁させていただきます。

最初の財源振りかえの規制はなかったのかという部分につきましては、これについては財源振りかえといいますか、継続事業についても国でいうところの総合戦略の趣旨に沿って成果が見込めるということであれば、継続事業であっても対象となり得るというふうに聞いております。

また、12項目の交付金のそれぞれの事業の継続年数という、その継続の意味なのですけれども、今後何年していくのかという意味でしょうか、それともいつごろからやっていた事業なのかとか、そういう意味なのですか。

(「今後」と言う声あり)

○総務部長 今後につきましては、ご存じかと思いますが、それぞれ総合戦略に位置づけさせていただいた中で、国の指定する検証、プラン、ドゥー、シー、チェック含めて成果のチェックを受けると、そのチェックによって成果、アウトカムという言い方もしていますけれども、そういったもので効果、成果が見込めるものについては基準として一応5年と、総合戦略年数の5年が基準になろうかというふうに考えております。

それから、ICT活用についてなのですけれども、こちらはさまざま高度な技術を必要とする業務は確かにふえてきております。この事業を使って今回やろうとしているわけですが、過去においても同様の委託事業として民間のICT企業の方をお願いしたことはございます。交付金がないともそういう手法をとったのかという部分については、それは今後大いにあり得ただろうというふうには思っています。ただ、それがどの程度で何人、どの規模でというのは、それは今この場でお答えできる範疇ではないというふうに思っております。

それから、総合戦略で定住含めてさまざま調査し尽くしたと、多分質疑の趣旨というのはそれだけのお金をかけなくてもいいのではないかと趣旨かと類推させていただくとするならば、そのご意見というのは私どもも全く同感でして、さまざま分析等々、調査等々、ビッグデータあるいは持っているデータの分析そのものの手法あるいは分析そのものについてこちらではできないものもありますが、できるものについては当然やっていくという中で、低い金額に抑えられれば当然抑えたいと。そして、余ったその部分の交付金についてはほかの事業に回したいと、回すことも国は認めていますので、要するに1,000万円の予算を総合戦略の策定費に見ていても、それが例えば500万円で済

めば500万円はほかの交付金事業に回せるということになっておりますので、少なくとも私たちとしては有効に交付金を使い切るという趣旨で行っていかうというふうに思っております。

とりあえず以上を答弁させていただきます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質疑の第三小学校の改築工事費の中で、国の交付金事業の前倒しのご質疑でございました。1点は有利な部分ということで、まず起債が90パーセントから100パーセントの有利な起債となったと、それから交付税の充当率も50から70パーセントの部分については上限の70パーセントの該当になったと、そういった面ではかなりの有利な部分が出たということでございます。ほかの学校の予定していた耐震化だとか非構造部材の関係はどうなのかという部分については、そういった部分を視野に入れて対象になるのか、ならないのかという部分について道教委とかなり詰めましたが、今回三小だけの該当となったという経過でございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 扇町の住宅部分での売却なのですけれども、そちらについて一応現状渡しということで、現状のままあえて先に売買したと。ただ、覚書で、現状渡しということの中では危険のない保持をするようにということでの覚書を交わしているということでございます。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 プレミアム商品券についてですけれども、9問ほどご質疑をいただきました。順を追ってご説明させていただきたいと思います。

まず、発行額がなぜ4億5,000万円から4億8,000万円かというご質疑でございますけれども、基本的には先ほどおっしゃっていましたが換金手数料で事務経費を全て賄いたいという考え方がございますので、ただこれについては実施してみないとわからないという部分もありますから、大体1,600万円ぐらいは見込んでございますけれども、その1,600万円に不足した部分、例えば第1回目で売れなくて2回目、3回目とやったらそれなりの広告費、事務費等々がかかっていきますので、総額から事務費が減っていくという部分でございます。

市のチェックが入っているかどうかという部分でございますけれども、これにつきましては私は実行委員会にも入っていますし、監事もやってございますので、その部分についてはチェック機能は働いているというふうに考えてございます。

3つ目ですけれども、多くの方に渡るように1万円セットにするべきではないかというご質疑だったと思うのですが、この部分につきましては市民に行き渡るように、広報等に折り込みますし、広報等に記載例のひな形を入れます。今考えられているのは、広報に挟んだ部分でそれに記入して往復はがきに張って出せるような仕組みを考えていますので、多くの市民の方が必要とすれば申し込めるような状況、簡単な方法になっているというふうに考えてございます。

4つ目ですけれども、なぜ売り急ぐのだというご質疑です。4月ということですが、基本的には、早期に全てばって売ってしまわなくて済むということとは別に考えてございません。ただ、4月に発行したとしても早期に、消費喚起ですから消費につなげたいという部分もありますけれども、

基本的にこの部分というのは6カ月の有効期間というものがあります。6カ月が終わった後、事後調査いうのもございますので、4月に発行して10月の中旬に終わったら締めて、それからこの効果というものを検証しなければならないものですから、その部分についてはある程度早期に発行しなければならないというふうにも考えております。

5番目ですけれども、車で行けない人はどうするのだという部分ですけれども、ご存じのとおり前回3,600万円のプレミアム商品券発行しました。実際高林、商工会議所、商工会さんで販売させていただきました。ここの部分については、場所が狭くて、高林以外は外までずっと並んで、車も置けない状況の中で並んだという経過もございます。今回そういうことがないように、ある程度大きなところで窓口もふやさなければならないと思っていますし、車の状況もあると思います。車ばかり優先でないかと言いますけれども、先ほどご答弁させていただいた広報でそういう形で買える方は買えますので、車があるかないかという部分は、確かに車のある人しかないではないかということですが、広報でも申し込めますので、そういう方は往復はがきで申し込んでいただいたらいいというふうに考えております。

そして、往復はがきと売り場について発行数が違うのはおかしいというご質疑ですけれども、今までこれが幾ら申し込まれるのか、基本的には市民の方対象で広報にも折り込みますので、その申し込みが幾らになるかという部分で、全て全部打ち切ってしまうということになるかどうか、申し込み状況を見ながら、当日売りは1セットにするのか、2セットにするのか、それは考えていかなければならない。それは、実行委員会で考えていくことだと考えています。

全て行き渡るためには5万円セットをやめて1万円セットにするべきでないかということなのですが、今回基本的には消費喚起という部分もございますので、5万円セットについては別に高いものとも考えてございません。

先ほど何店も回るという部分もございますけれども、その部分については、基本的には広いところですから警備員とかいろいろな者を配置しますけれども、一度買って、出て、また戻ってきた、全てそれをチェックできないというのが現実であります。1カ所で買った、2カ所目へ行った、3カ所目へ行ったという部分については、それについてはなかなかチェックはしづらいという部分もございますけれども、そういうことは難しいところもありますけれども、それは実行委員会にそういうことについては周知徹底しようということで申し入れたいというふうに考えています。

最後ですけれども、大型店についての考え方でございますけれども、実行委員会でもいろいろ話がありました。ただ、市民の方が使いやすい券というのはどういうものかという部分があると思います。大型店、清水議員さんがおっしゃっている郊外大型店には前回40パーセントちょっと回っていると思います。ただ、今回4億8,000万円ということで10倍以上ですから、多くの市民の方が使いやすい券であるべきということが実行委員会の中で話し合われました。あと、市内の商店街はどうするかという部分については、4億8,000万円のうち、市商連もこのプレミアム商品券に合わせてイベントとか、そういう自分たちの努力もしていったって、ある程度そのお金が自分たちのほうに回ってくる努力というものも必要だと思いますし、それが市内の消費喚起にもつながると思っていますので、そこについては大型店を排除するつもりはございません。

一番最後ですけれども、手数料が５パーセント程度見込まれるという部分ですけれども、この部分については実施してみないとそれはちょっと見込めないで、今のところ一応１，６００万円程度の事務費というふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、地方総合戦略そのもののメリットということ、そのご質疑についてはなかなか一言でお答えがしにくい質疑だと思います。地方創生ということの中で、国の人口ビジョン、総合戦略を受けて地方でも５年間通じて地方の創生イコール人口流入、人口増、社会増、自然増等々を含めて対策を講じる中で交付金をもらおうと、その動きの中で交付金についてもさらにもらえる可能性もありますし、そういったもののお金だけではなく、地方そのもの、滝川自身のためにやりようによっては大きなメリットがあるのではないかなというふうに思います。

あと、先ほど予算上市費が２，０００万円ほど充てられる事業は何かということでございますけれども、プレミアムもそうですけれども、未就学児の関係とか妊婦、不妊治療、産業創出、総合戦略の策定、そういったものには一応予算上は見込んでおります。ただ、これは実際にどの程度の金額になるかというのは今の段階ではわからないので、その結果として幾ら幾ら必要になったとなった場合について、その残った額をいかに有効に使うか、交付金に影響のない中で残るのはそれはいいですけれども、先ほどと重ねた言葉になりますけれども、交付金を残さず、市にとって有効に使うということを前提で、ですから今お話しした事業それぞれが何ぼ市費投入することになりますと確定的なことは今の段階では言えないということでございます。

あと、契約の関係でございますけれども、物によってプロポーザルとか、さまざまな手法をこれから検討してまいります。地元の企業というものを優先できるものは優先していきたいというふうにも思っています。そういったものをこれから整理、詰めていきということをお話しさせていただきます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、全体に通ずる質疑になるのですが、今回の地方創生の交付金事業については、これがなければ、あるいはこの交付金で使えるとされるメニューがなければ急いでやる必要のない事業というのがかなりあるのかなというふうに思うのですが、自由度の高い交付金のほうが、交付税が滝川市にとっては一番いい、しかし不交付団体もありますから、自由度の高い交付金というのはどういうものになるのかはわかりませんが、少なくとも今回は自由度が少ない中でやるという点で、こういうことに今回の滝川市も絡んでの補正だけでプレミアム商品券事業は全国で２，５００億円です。先行型はそれを上回るわけだから、恐らく６，０００億円、７，０００億円になると思うのです。借金している国がこういった、私はアベノミクスが行き渡っていないものだから、とにかく消費喚起だということが目的だというふうにやっている事業なのだろうと思うので、滝川市にとってこういう交付金が今後例えば３年、４年もやられるということであれば、別の形の自由度の高い交付金や交付税にすべきではないかというふうに考えるのかどうかということをお聞きします。

２点目は、プレミアム商品券については、要はできるだけたくさんの方がということで、特定の方

に偏らない対策をとるべきではないかということで2点ばかり伺いしますが、まずは広報1回で本当にそれで行き渡ると考えていらっしゃるんですか。広報を見ない方だって当然いるわけです。広報を見ない人は、それはもう権利がないのだという考え方に僕は立つ必要はないと思うのです。4億8,000万円ですから、これまでの滝川市が絡んできたプレミアム商品券事業の最大の16倍ですから。こういう巨額の税金を使う事業をたくさんの方が知ると、まず知る権利を保障するということです。そういう点では、広報でも出すけれども、それだけを戸別配布もすると、広報に入れるものを別に戸別配布もする。わかっている人は、ああ、2枚来たのだなと、困ることはないと思います。広報で見なかった人は、ああ、こういうのがあるのだなということで気づくということです。あるいは、4月を1カ月先送って、2回の広報を活用して、市民みんながわかって、それぞれの家計をやりくりしてお金を用意して買いに行くということを保障する進め方について伺いをしたいと思います。

大きく2点伺いました。

三小についてはちょっと触れておきたいのです。つまりこれは、耐震改修系は向かないということですね。ということは、たまたま大規模改修等を設計が終わって、あるいは設計を予定しているところ、そういう状況になっているところがたまたま使える交付金だと。非常に偶然、ああ、うちの自治体はよかったなというような、本当に設計がいいかげんな交付金だというふうに思います。これについて使う側の自治体として率直なお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員さんの最初の質疑で大きい質疑でございますけれども、今回の総合戦略にかかわる交付金については、今までと大きく違ひまして、国も地域の実態に合った施策を地域の視点に立って応援するということを明確に表明していますし、そしてまた目標とか効果の検証とか、それについてもきちっとやれというふうに要請もされています。また、国が今まで戦略というような言葉を使ったことというのはかつてないのでないかなと思いますし、このことから実効性のある施策を地域にきちっととってほしいと、そういうところには積極的に応援をするからということでのまず第1段階の今回の補正でございます。国の船はもうスピードを上げて動いておりまして、これに乗りおくれるわけにはいかないというふうに考えておりますし、国の創生本部にも市長を含めまして2度、3度と足を運んでおりますので、情報収集も含めてオール滝川で今後戦略の策定について取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 長 それでは、総務部長より先ほどの1回目の答弁での訂正の申し出がございますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 市費を含めて予算化しているといった事業の中に私プレミアム事業という言葉も入れたのですが、プレミアム事業ではなくて生活支援商品券のほうが一部そういった予算を見込んでいるということで、訂正させていただきます。

○議長 長 教育長。

○教育長 ご質疑いただいた第三小学校の関係ですけれども、滝川市で施設整備計画を立てて計画的にこういう事業を進めてきておりましたので、そういう意味では時宜を得た事業だなというふうに

思っておりますし、ここ数年来ずっとこういう前倒しの事業が続いてきておりますから、各自治体においても計画的な施設整備が必要だなど、これからもきちんと計画的に実施をしていけばこういうことがあるのかなというふうに思っております。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今の事前に周知徹底しろという部分でございますけれども、4月の広報に折り込むという部分のほか、新聞等のチラシも2回折り込みますし、FMについても3月23日から1日3回から5回周知するようになってございますし、あとプレス空知等で周知徹底していきたいので、それ以上は、わかる、わからないという話はあるのでしょうかけれども、周知についてはある程度徹底してやっていきたいというふうに考えています。

もう一つは、特定の人という部分ですか、何回も回った人という部分です。それについては、ここでいろいろご議論はあると思うのですが、例えばその会場にそういう張り紙をして周知徹底するように申し入れはしますけれども、ただ購入される方も当然モラルというのもお持ちでしょうから、そのあたりは人を信じて発売するしかないかなというふうには考えています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 副市長及び教育長のご答弁で余り批判的なご答弁でなかったもので、再々質疑をさせていただくのですが、例えば学校の建てかえに関していえば、起債が100パーセントです。100パーセントということは、中期財政フレームで滝川が一番困っている一般財源をゼロとは言いませんけれども、起債100パーセントという場合は普通の交付金以外の部分を全部起債に回せるというのであれば、滝川市にとってはこんな渡りに船の事業はないのです。しかも、交付税措置率が70パーセントの約束です。これって過疎債と全く同じです。これがたまたま今回第三小学校でいうと最後の解体整地事業です。昨年も有利な事業だったというなら、1億1,800万円です。では、来年もやるということを見越して、再来年もやるということを見越して、アベノミクス戦略、戦略という言葉を使うということになればやってくるだろうということで、来年は〇〇小学校と〇〇中学校の2校をやる、あるいは3年間で5校をやる、毎年総事業費40億円計上して、一般財源ゼロで、そして過疎債並みの交付税充当率でやっていただけると、何ぼ借金しても何も困らないと、こんな救いの神のような事業でやれば、ぜひそうやって私は勝負していただきたいと、リスクはないと思います。大体毎年打ってきているという今のご答弁ですから、こういうものに対して批判的でないということは、たまたまことしの事業がもともとよりはよかったという感覚だと思うのです。それではやっぱり困ると思うのです。安定性を求めるのであれば、こういう交付金ではなくていつでも計画的に使える自由に使える交付金であるべきではないかということについて再度お考えを伺いたいと思います。副市長にぜひお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 三小を例に議員さんの趣旨、至極もったみなお話だと思います。今回も国の総予算が、前倒しできる全国の予算がそんなに大きくなかったように感覚的に記憶しております。そういった中で、うちは可能な限り可能な工事を全て上げて、とれるだけとったということが今回の結果だというふうに認識しています。ですから、とれるものをとらないとか、そういうことなく、市にとって

有効だと思えるものについては起債も目いっぱいというところはとろうと毎年努力していますし、今後もその姿勢は変わりません。その中で起債以上に有効な交付金、何にでも使えるものとかが出てくれば、それは私自身財政担当部長としてすぐ食いつこうと思っていますので、それはお約束したいと思います。何が望ましいか、現実的かどうかは別にして、自由度の高いほどありがたいというのは市にとって事実です。ただ、国もなかなかいろいろ地方財政について厳しい姿勢もありますから、可能な中で目いっぱいやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第9号 平成26年度滝川市一般会計補正予算(第7号)を可とする立場で討論いたします。

ただいまの質疑で今回の地方創生の交付金が非常に金額が大きく、かつ自由度は決して大きくない、このような実態が明らかになったというふうに思います。国は1,000兆円を超える借入れがありながら、このような事業をやり続けるということは許されないというふうに思います。ただし、それは地方自治体がその問題を国に対して強く改善を求めるといことなしにはそういう予算の出され方というのは変わっていかないというふうに思います。そこで、国に対して、いつでも計画的に使える自由度の高い交付金あるいは交付税の増額をすることを強く求めるべきだというふうに考えます。

2点目は、プレミアム商品券事業ですが、これについてはかつてない巨額のプレミアム商品券事業、滝川市がこれまで行ったプレミアム商品券の最大は総額3,000万円ですから、その16倍に当たる事業です。どれだけその販売所が混み合うのか、またどれだけ現金を用意できる方が、はしごをするというふうに私は断定はできませんが、たくさんの家族でこれを購入して大きなプレミアムを獲得するという可能性も私はあるというふうに考えます。そこで、以下何点か意見を述べて討論したいと思います。まず、5万円セットを購入する庶民、住民は余りいないと考えるべきであり、1万円セットだけに限定すべきです。仮に5万円セットを導入とした場合は、2セットなどということは考えず、1セット限定ということで、仮に2回目があったらそのときは5万円セットはしないとかいうふうにすべきです。2点目は、1回目で売り切ることより、できるだけ多くの市民が購入できることを目指して周知の期間をできるだけ長くする。現状では3月末に配られる広報でこの事業を十分に知り、そして購入のために現金を用意する、こういうことができない市民が大勢出ることが想定されます。そこで、可能な限り周知をすること。本来であれば2カ月間の広報をもって、5月にプレミアム商品券を販売するというので今の政府が求めている27年度の前半でということについても全く問題ないというふうに思いますし、1カ月早まったからといって、これで地域経済がどれだけプラスに走るなんていうことを考えれば、周知期間を長くすることについてのデメリットは全くないというふうに考えます。3点目は、滝川市や空知以外を本社とする大型店に商品券使用が集中するのでは地域でお金が回らず、地方創生の目的は達成できません。ただいまの答弁では、前回のプレミアム商

品券事業では４０パーセントがこういった郊外型大型店に回ったと、今回４億８，０００万円の仮に４割としますと２億円近いものが大型店に回ると、これではこの疲弊した地域経済にとっては効果は薄まるというふうに考えますので、商工会議所の会員であっても５パーセントではなく８パーセント取るとかいう、大型店には厳しい換金率などを設定するなどして大型店の参加をできるだけ規制するということが検討するべきだというふうに思います。４点目は、往復はがきと販売所での購入枚数等については差をつけるべきではない。５点目は、前回狭いところでは大変混雑したということですが、車で行けない市民が今たくさんいるわけですから、ここには車では来ないでくださいと、先ほどモラルも言われました。モラルを考慮するのであれば、車で来ないという場所を設定して、最善のバスでも行ける場所を設定すべきというふうに思います。最後は、最低でも１セット１万円ですが、購入してみたいという方はたくさんいらっしゃるというふうに思うのです。そういう点で、デイサービスや百歳体操会場でも説明をする、あるいはこのために市民説明会を開催するなど、４億８，０００万円という史上最大のプレミアム商品券事業をたくさんの方が利用できるような対策を求めて討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第９号は可決されました。

この辺で休憩に入らせていただきます。再開は１５時１０分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 ２時５６分

再開 午後 ３時１１分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第１１ 議案第１０号 平成２６年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議 長 日程第１１、議案第１０号 平成２６年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 ただいま上程されました議案第１０号 平成２６年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成２５年度分の国庫支出金等の償還金の確定及び平成２６年度分の国庫支出金等

の概算額の確定見込み並びに共同事業交付金、共同事業拠出金の確定などによるものが主な内容となっております。

1 ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,027万9,000円を追加し、予算の総額を53億6,267万9,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明を申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きください。1 款1 項1 目一般管理費、補正額264万6,000円の増額につきましては、人事異動に伴い職員給与費に不足が見込まれますことから、補正したいとするものでございます。

2 款1 項1 目一般被保険者療養給付費につきましては、財源調整でございます。

7 款1 項1 目高額医療費拠出金、補正額1,651万3,000円の減額、3 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2,411万3,000円の減額につきましては、それぞれ額の確定により、補正したいとするものでございます。

11 款1 項3 目償還金、補正額4,825万9,000円の減額につきましては、平成25年度分の国庫支出金等の償還金が確定したことから、補正したいとするものでございます。内訳でございますけれども、国庫支出金償還金が療養給付費等償還金4,238万8,000円、特定健康診査等負担金返還金91万5,000円、財政調整交付金返還金404万1,000円の合計4,734万4,000円、道支出金償還金につきましては特定健康診査等負担金返還金91万5,000円で、合計4,825万9,000円となったところでございます。

以上、歳出合計で1,027万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明しますので、6 ページ、7 ページをお開きください。2 款1 項1 目療養給付費等負担金、補正額6,255万8,000円の減額につきましては、療養給付費等負担金の概算額の確定により、減額の見込みとなったところによる補正でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、補正額412万8,000円の減額につきましては、高額医療費拠出金が確定したことによる補正でございます。

2 項1 目財政調整交付金、補正額5,737万9,000円の減額につきましては、普通調整交付金及び特別調整交付金の概算額の確定により減額の見込みとなったことによる補正でございます。

5 款1 項1 目高額医療費共同事業負担金、補正額412万8,000円の減額につきましては、高額医療費拠出金が確定したことによる補正でございます。

6 款1 項1 目高額医療費共同事業交付金、補正額1,203万8,000円の増額、2 目保険財政共同安定化事業交付金、補正額2,420万5,000円の増額につきましては、それぞれ交付金の額が確定したことによる補正でございます。

8 款1 項1 目一般会計繰入金、補正額1,518万8,000円の減額につきましては、保険基盤

安定分の確定に伴う減額、人事異動に伴う職員給与費等の増額、財政安定化支援事業分の確定に伴う減額による補正でございます。

2項1目基金繰入金、補正額1億1,534万2,000円の増額につきましては、保険給付費の財源に充てるための補正でございます。

8ページ、9ページをお開きください。9款1項1目繰越金、補正額207万5,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1,027万9,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○田中市民生活部次長 失礼しました。

先ほど歳出のほうで11款1項3目、増額のところを減額と申し上げました。増額に訂正させていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、1点質疑を行わせていただきます。

国庫補助金の財政調整交付金なのですが、説明は概算額の確定ということだったのですが、概算そのものがこれほど大きな金額が減ることを予想しないで出した額だというふうに思うのですが、近年の動向から見ても調整交付金の確定そのものはかなり低い額で確定したのかなというふうに考えるわけです。それで、普通調整交付金、特別調整交付金ありますので、滝川にとっての納付率向上とかに合わせた交付金とかもあるわけで、そういったことでの変化があったのか、ここの調整交付金が確定して下がったことによって基金の繰り入れもしなければならぬという状況になったわけで、全く変わらない、今までと調整交付金の率その他考え方も変わらないけれども、額だけ減ったというふうに捉えればいいのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今国庫支出金の財政調整交付金のご質疑ですが、内訳としまして普通調整交付金、特別調整交付金がございます。まず、1つには、今は仮計数ということの概算の見込みです。本計数が3月末に参ります。それで動く状況にはございます。それと、基本的に医療費にこれは左右されるというところが大きいところ、それともう一つ、特別調整交付金の特別な事情というもので、これは現段階で補正は見込んでおりません。ですから、これがもし該当になるとすれば、数千万円というのはプラス予算が見込まれますけれども、現在はそれは見込んでいないという状況。それから、基金を大きくつぎ込む理由としましては、国庫支出金の療養給付費負担金、この減額が一番大きな要因になります。これは、歳出の保険給付費と連動しますので、医療費の支出が予算よりも下回っているというのが、それが一つの大きな事情になりますけれども、そうすると歳出も減額補正すればいいのではないかという理屈にはなるのですが、実は残り二月分の医療費の支出が残っています。ですから、この概算に合わせて歳出を補正してしまいますと残りの支払いに支障を来す場合が

ありますので、今歳出はさわらないで、歳入だけの見込みで減額したと、その財源として基金を充てたという状況でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 説明はわかりました。ということは、これまでの平均の医療費の関係でいけば、決算を迎えるときには歳出の減額が、その見込めるのは数千万円だというふうな規模で考えていていいのかどうかというのと、特別調整交付金は決算が後なので、それも先ほどの説明で数千万円のプラスが見込めるのではないかと saying いたので、全体としてはこのままの医療費の状況でいえば5,000万円程度のプラスは差し引きで見込めるというふうに捉えておいていいのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 今ご指摘のとおり、数字をこの場で申し上げるわけにはいきませんが、事務方の腹づもりとしましては、決算を迎えた段階で、医療費がこのままの状況でいくとすれば数千万円単位で基金へ積み戻しができるのでないかという思惑は持っております。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第12 議案第11号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第12、議案第11号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第11号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金の交付額変更に係る歳入科目の増減補正をしたいとするものであります。

1ページ目をお開きください。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による

ところでございます。

2 ページから 3 ページまでは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページの歳入をお開き願います。4 款 1 項 1 目他会計繰入金、補正額 9, 0 7 4 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、交付金事業の国費率の変更、また平成 2 7 年度に見込んでおりました国費分のうち、前受けを行うことに関する増額補正でございます。

国費分の増額補正に伴い、7 款 1 項 1 目市営住宅事業債、補正額 9, 0 7 4 万 6, 0 0 0 円の減額補正とするものでございます。

国費分の増額、それに伴う市債の減額であり、歳入合計額につきましては 6 億 1, 6 8 1 万 4, 0 0 0 円の変更はございません。

以上、議案第 1 1 号 平成 2 6 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 1 1 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 号は可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議 長 日程第 1 3、議案第 1 2 号 平成 2 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 1 2 号 平成 2 6 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

今回の補正は、西町デイサービスセンターの利用者が当初見込みより増加したことに伴い、介護サービス事業勘定において増額補正をしたいとするものであります。

1 ページをごらんください。第1項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ440万8,000円を追加し、予算の総額を1億7,142万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款1 項1 目居宅サービス事業費、負担金補助及び交付金、補正額440万8,000円を増額するものです。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。1 款1 項1 目居宅介護サービス費収入101万5,000円の増、2 項1 目居宅支援サービス費収入322万6,000円の増、3 項1 目自己負担金収入16万7,000円の増は、いずれも利用者の増に伴うものです。

以上、歳入合計で440万8,000円を増額となったところでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第14 議案第25号 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第14、議案第25号 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第25号 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、平成２５年４月より障がい施策関係法令において障がい者等の定義に難病によるものが追加され、当面の措置として１３０疾病を対象としていたところですが、指定難病の対象疾病が平成２７年１月より拡大されることに伴い、平成２６年１２月１９日に関係法令が公布され、１５１疾病に拡大されたところです。この条例は、当該法令改正により必要となる条文の整理を行うため、滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例を改正したいとするものでございます。

内容についてご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお開き願います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項に規定する特殊の疾病について、同法施行令の改正前においては施行令別表で定められていたところではありますが、当該改正後においては厚生労働省告示で定められたことに伴う条文の整理であります。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２５号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２５号は可決されました。

◎日程第１５ 議案第３０号 滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
及び滝川市特定用途制限地域内における建築物等の制限に
関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第１５、議案第３０号 滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例及び滝川市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第３０号 滝川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例及び滝川市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する

条例についてご説明申し上げます。

本条例を改正する趣旨につきましては、平成27年1月21日に建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、同年6月1日に施行されることとなったため、必要となる条文の整理を行いたいとするものでございます。

改正の概要ですが、参考資料の新旧対照表をもとに説明させていただきますが、表記の各条例において、建築基準法施行令の条項が繰り下がることに伴い、新旧対照表のとおり、それぞれの条項、第5号中、令第137条の18第2項第1号を令第137条の19第2項第1号に整理するものでございます。

施行期日は、平成27年6月1日を予定しております。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は可決されました。

◎日程第16 議案第36号 公平委員会委員の選任について

○議長 長 日程第16、議案第36号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第36号 公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、大竹敏章氏が平成27年3月31日で任期が満了となります。このため、後任として引き続き大竹敏章氏を選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴書につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございます。お目通しいただき、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第17 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第17、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、水戸部尚夫氏が平成27年5月11日で任期満了となります。つきましては、後任の委員として深村完市氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴書につきましては印刷し、お手元に配付のとおりでございますので、お目通しをいただきき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 固定資産評価の年度になるわけですが、2点お伺いしたいと思います。

まず、固定資産評価委員会は評価年においては何度ぐらいあって、どの程度この委員の方にご出席をいただくのか、また出席する以外にどの程度の業務があるのかということが1点です。

2点目は、学識経験についてはどのようなものがあるのか伺いたいと思います。一般論でお伺いをしています。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。

答弁に時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時41分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 固定資産評価委員に関する質疑でございますけれども、まず固定資産評価委員会が開かれたかということでございますが、審査の申し出があった場合については固定資産評価委員会が開催をされるということでございます。審査委員会については、正確な記録を調べたわけではないのですが、ここ数年来開催はされておられません。審査以外の会議というのは開催をされないということになっております。

それから、今回の固定資産評価委員の選任に当たりましての学識経験ということでございますけれども、固定資産を評価した経歴があるということでもって、この部分を学識経験として評価をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第18 議案第38号 不動産の減額貸付けについて

○議長 長 日程第18、議案第38号 不動産の減額貸付けについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第38号 不動産の減額貸付けについてご説明いたします。

旧東栄小学校跡地を利用しました大規模太陽光発電所設置運営事業の事業予定者が決定いたしました。が、地方自治法第237条で普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、適正な価格なしに貸し付けてはならないとされており、当該市有地の貸付料が普通財産貸付料の算定基準による貸付料の約2分の1の年80万円となるため、不動産の減額貸し付けについて議決をお願いしたいとするものでございます。

議案に基づきご説明いたします。1、土地の表示です。貸し付けする市有地につきましては、東滝

川389番地1のうち、面積の合計は1万6,000平方メートルです。貸し付けの相手方は、札幌市北区北7条西7丁目1番地、国際航業株式会社北海道支店支店長、堀尾武司氏でございます。貸付料の年額は80万円で、減額する貸付料の年額は85万1,200円となります。貸付期間は、売電期間の20年に施設の設置及び撤去の期間を加えた期間でございます。用途につきましては、太陽光発電所施設用地として活用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は可決されました。

◎日程第19 議案第39号 市道路線の認定及び廃止について

○議 長 日程第19、議案第39号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第39号 市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

このたびの市道路線の認定及び廃止する路線につきましては、国の石狩川丘陵堤事業に伴います滝川築堤工事にかかわる事業用地の確定に伴い、同築堤に接続します当該6路線に延長の増減が生じることとなったため、認定及び廃止をするものであります。なお、6路線全てにおいて起点位置に変更はなく、終点位置を変更し、路線延長を増減して認定及び廃止をするものであります。

参考資料をごらんいただきながらご説明申し上げます。整理番号111番、有明町111号線につきましては、終点、有明町4丁目358番1地先を有明町4丁目358番24地先とし、路線延長4メートル減の186メートルとするものであります。続きまして、整理番号112番、有明町112号線につきましては、終点、有明町4丁目358番43地先を有明町4丁目358番39地先とし、路線延長22メートル増の162メートルとするものであります。次に、整理番号113番、有明町113号線につきましては、終点、有明町4丁目348番18地先を有明町4丁目348番13地先

とし、路線延長23メートル減の85メートルとするものであります。次に、整理番号709番、西6丁目通り線につきましては、終点、西滝川3393番地先を西滝川190番1地先とし、路線延長9メートル減の3,280メートルとするものであります。次に、整理番号807番、西滝川807号線につきましては、終点、西滝川132番地先を西滝川132番3地先とし、路線延長8メートル減の962メートルとするものであります。次に、整理番号813番、西7丁目通り線につきましては、終点、西滝川319番地先を西滝川316番地先とし、路線延長229メートル減の3,271メートルとするものであります。

なお、このたびの市道路線の認定及び廃止によりまして、市道総延長は251メートル減の45万3,596メートルとなったところであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 813号については3,500メートルから3,271メートルと229メートル短くなるのですが、これは築堤工事が行われるということで一時的に廃止をして、また完成後はもとに戻すとか、そういうことなのか、あるいは築堤が幅が広くなるということで築堤の道路が市道に寄ってくるというようなことなのか、この変更の経緯について伺います。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今の質疑の前に、先ほど私は市道の最終的な総延長を45万3,596と申しましたが、3,345メートルとなったところであります。訂正をさせていただきたいと思います。

今の質疑でございますが、7丁目通り線の229メートルの減のことですね。今事業用地が確定いたしました。その中に含まれる市道については一時的に廃止をして、用地の整理がございます。後に次の取り付け道路をどうやってつけるかというのは、工事に際しまして地権者等のいろんな協議をいただきながら、どうつけるかは協議してまいります。その後、その道路につきましてまた再度認定という形になってまいります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 答弁はわかりましたけれども、そういった途中というか、完成までに何年ぐらいかかって、その間完全通行どめになるようなことがあるのか、その間については交通を確保する対策がきちっととられるのかお伺いします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 まだ実際にいつから工事が始まるとかという形では日時をいただいておりますが、かなりのところで近づいてきたなという思いはあります。通行に際しまして今後、地権者の方もおられますので、通行に支障はございません。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間休会にいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月9日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時53分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成27年 3月10日（火）

午前10時00分 開 議

午後 1時21分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員 （17名）

2番	清 水 雅 人 君	3番	水 口 典 一 君
4番	坂 井 英 明 君	5番	渡 邊 龍 之 君
6番	小 野 保 之 君	7番	木 下 八重子 君
8番	山 本 正 信 君	9番	三 上 裕 久 君
10番	堀 重 雄 君	11番	関 藤 龍 也 君
12番	山 口 清 悦 君	13番	田 村 勇 君
14番	井 上 正 雄 君	15番	柴 田 文 男 君
16番	荒 木 文 一 君	17番	大 谷 久美子 君
18番	窪之内 美知代 君		

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君	保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君	経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	中 島 純 一 君
財 政 課 長	高 橋 一 美 君		

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君 書
書 記 平川泰之君 書

記 和田英昭君
記 村井理君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において清水議員、渡邊議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

◎1、福祉行政

1、緑寿園の建て替えについて

昨年の第4回定例会においても質問をさせていただいた福祉行政、特に緑寿園の建てかえの問題について再度お考えをお聞きしたいと考えております。前段に、1つ申し上げておきたいことがございます。緑寿園の建てかえの議論を第4回定例会でも行ったわけですが、33億円という当初の事業費が10億円程度はね上がった。これまで緑寿園の建てかえ問題というのは、社会福祉事業団内部でプロジェクトを立ち上げて、相当な内部の議論を重ねて33億円という事業費の捻出方法について探ってきた。このような経過があります。当時は、現場の声も加味しながらいろいろな角度で検討されてきたという経過がございますが、今回の事業費の高騰によってそのプロジェクトで検討されてきた結果について相当な見直しがされていると私は思っております。さらに、私が大きな危惧を抱いているのは、日本国内でも最大規模の施設となるというご答弁もいただいております。最大規模の福祉施設ができ上がるならば、日本で最先端の、さらには最大規模の人的な要素も拡大していかなければいけないのであろう。病院一つ建てても、看護師さんの動線は当然問題視されるわけであります。短時間でより多くの患者さん、そして入居者の皆さんをしっかりとサポートしていくという、そういう体制を構築しなければ、私はその後の運営が成り立たない、このようにも思っております。そういう意味で今回のこの質問を行うわけですが、単純に10億円乗っけたからといって私は福祉行政が前に進んでいくとは到底考えておりませんし、この採算性を見た場合に、維持費などについては

今後大きな変動の予想もされる、このような指摘も市内の福祉団体からも寄せられている、あるいは、民間の方からも指摘をされている、このような現状にあります。そこで、もう一度昨年の第4回定例会にご質問した内容について考え方を問うておきますが、現時点での事業費はどの程度になることを市として把握しておられるのか、まずご答弁をいただきたいと思います。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 緑寿園改築事業費につきましては、施設譲渡、事業移管検討時期におきましては事業団側が作成した収支シミュレーションでは備品購入費等を除く工事費を約33億円と見込んでおりました。その後基本設計において北海道との施設整備基準についての協議、面積やら設備やら地域とのつながり等、そして他市の施設の状況、現場での実際の意見集約、借入入れを予定している独立行政法人福祉医療機構との事業収支についての相談を重ね、資材の高騰や労務経費の増もあり、現時点では工事費は約41億円の事業費を見込んでいますと伺っております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 圧縮できるものであれば、ぜひ圧縮していただきたいというのが本音なのです。道の評価基準がどのようなものなのかというのは、詳細には私はわかりません。借入するに当たり、いろんな事業評価を重ねて、それで借入の許可を得ている。このことについては、私はそのとおりだとは思っております。ただ、状況の変化というものをしっかり、市としても今は独立した事業団に対して指導を行っていく必要があると私は思うのです。何点か申し上げたいのですが、まず人材の確保が本当にこれからきっちりとされていくのか、今の事業団の緑寿園の規模を考えたときに、本当に人的な対応が確保されるのかどうか。あるいはまた、今の介護報酬の改定によって、一説によると6,000万円とか7,000万円程度事業収支が引き下がっているというようなことも聞いております。2. 数パーセントの削減で6,000万円から7,000万円の影響を及ぼしているこの現状、そして将来的な人材の確保、こういったことを考えると、相当厳しい状況を踏まえながら今回の建てかえを考えなければいけないというのが私の率直な意見であります。そういった意味で、今も佐々木部長のご答弁から、道あるいは融資を行う機関からの評価を得ているということでありましたが、もっと詳細に、どのような評価をいただいているのか、本当に今回のこの収支計画は将来的にも過不足なく推移していくのか、このことについて改めてお伺いをしておきたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありますとおり、平成26年の12月の議会におきまして、先ほどお話ししましたように、約40億円と見込まれる建てかえ事業費について独立行政法人福祉医療機構から助言をいただいた旨の話をそのときもさせていただきました。さらに、その後ことしの2月、事業団側に市も同行する形、私が行きましたが、福祉医療機構のほうに行ってきました。建てかえ事業の資金調達の一部というか、結構大きな部分となりますが、福祉貸付資金借入れのための事前融資相談に行ってきたところでございます。その場では事業団の過去3カ年の経営状況、それと基本設計段階における事業費及び建てかえ事業収支計画を提示させていただき、かなり長い間お話ししました。福祉医療機構側からは、理事さん以下、担当の係長さんもしらっしゃいましたが、現時点ではこの事業費

は大きいですが、融資借入に対しては大丈夫とのお話もいただきました。そのときにまた、ちょうどすぐ見えていましたので、今後の介護報酬改定等の動向も踏まえ、建てかえ後の安定経営に向け、借入額や借り入れ期間等についても種々助言をいただいていたところでございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 妥当だ、あるいは収支計画そのものについては相当だということだと思うのです。最終的に経営責任は社会福祉事業団の理事会にあるわけですから、このような計画ではということにはならないとは私も思います。ただ、例えば滝川市でこの施設を所有して、そして直営でこの施設の経営を行う。それを滝川市議会に提案して、当初33億円だったものが40億円を超えるような提案が改められてきたときに、滝川の市議会としてその提案をはい、わかりましたと、道が評価して妥当だと認めている、あるいは、その他の機関が収支計画も見ただけでも、いいのではないかとやっている。そのような理由で滝川市議会がこれは妥当な計画だということと議決をするのかということなのです。それぐらい大幅な変更がなされているこの計画については、もっと厳しい率直な見方をしていかなければ今後に禍根を残すと私は思っております。そういう意味で、本当に現場の声をしっかり拾ったのか。多分今この建築物の図面もあらかたでき上がっているのでしょうか。そういった中でユニット化も進んでいるようにも聞いておりますが、そういったことも含めて本当に緑寿園の職員の皆さんが今回の計画に沿ってこれまで以上にしっかりとサービスの提供が行われるのかどうか。あるいはまた、先ほども人材と言ったのですが、これからの介護職場というのは人材の確保というのが相当厳しくなっていく。そういう意味では、例えば人がふえて総体の賃金が減る。あるいは、逆に人が減って労働量が相当ふえるけれども、賃金が上がる。そのどちらに振れるかは私はわかりませんが、いずれにしても経営に影響を与えていくのであろうということを1点だけしっかりとご指摘しなければいけないと思います。

そして、もう一つ、先ほど福祉の関係者のお話もしました。市内の方、市外の方もいらっしゃいますが、この事業団の規模でこの事業費は多額であるというご指摘があるのです。一時的には数千万円しか持ち金なくなる時期も来る。数千万円というのは、先ほど申し上げた介護報酬の見直しで吹っ飛んでしまうような金額なのです。福祉の関係者は、数多くのお年寄りを抱えている責任として、そのような状況になった場合にはこの事業は行わないという選択肢しかないとおっしゃる方が多いのです。そういった意味で、高齢者の動向あるいは介護従事者の動向、介護報酬等の動向をもっと精査して、将来に禍根を残さない対応が市として必要であると私は考えますが、市の考え方をお尋ねしておきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの柴田議員のご意見、本当にありがとうございます。しっかり事業団のほうには伝えます。それも含めて答弁させていただきます。

今回の建てかえ計画については、各施設とも築40年を超えるのと約40年と、この管内でも一番老朽化しております。耐震も含めてです。特養、養護、軽費、3施設一体となった、それだけに大規模な施設改築工事ではありますが、今後の動向ということで低所得者の増加や扶養意識、家族機能の低

下、高齢者虐待など、高齢者を取り巻く問題も多様化しており、また滝川市内では近年有料老人ホーム等、老人の集合住宅というか、入居施設の整備はふえてきておりますが、緑寿園はそれらの施設に比べると入所者の費用負担も低く、国の方針としても養護老人ホーム、ケアハウス、特養の役割は大変大きいと言われております。今後とも長い間ニーズの高い重要な施設だと認識しているところでございます。介護報酬等の動向ということで、北海道では、この間東京で聞いたら全国にはまだ大きいのあるみたいですが、本当に例の少ない大規模な施設整備事業であります。多額な事業費が必要となります。事業団側では、理事長以下事業団内部で組織されました建設事業推進室を中心に、先ほど言いました現場職員の声、今回の基本設計でもきめ細かくかなり長い間現場と何回も何回もやりとりしまして、そういった声も含めて皆さん当然期待と危機感を込めながら、収支計画について介護報酬の動向や資材高騰等の影響も勘案しながら検討を取り進めております。また、今後実施設計の中でも建てかえ後の安定的な運営を念頭に、福祉医療機構の経営診断がどんどん入ってきます。そして、既に施設整備を終えております他施設の状況も参考に、さらなる節減に向けて検討するとのお話を聞いております。

ちょっと長くなりましたが、社会福祉法人は言うまでもなく公共、非営利性、そして安定性を継続的に保っていく必要があります。また、先ほど言いましたように、緑寿園は今後も滝川市民のみならず、近隣住民にとっても重要な施設群であると認識しております。社会福祉事業団が今後も安定的、継続的に、高齢者福祉のみならず、障がい福祉、保育所等の社会福祉事業を遂行していただけるよう、市として可能な限り連携、協力を努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 私もこれ以上申し上げようとは思っていないのです。ただ、そもそも論になってしまうのですが、例えば軽費というのは結果としてケアハウスですね。立地的に言えば、私は江部乙がよくないとは言いません。特養、養護などについては当然江部乙地域でもいいのですが、今までも市民や、あるいは利用者さんからも通うのが大変だと、老老介護ではないですけども、入所している方もお年寄りなのですが、そこにお見舞いに行く方も実はもう60、70の方もいらっしゃる。そういったときに、車がないという問題もたびたび指摘されているわけでありまして。そしてまた、高齢者住宅が街なかにもどんどん、どんどん建っている現状において、本当に一体型の施設を無理やり四十数億円かけて建てるのが正しい選択肢なのかという福祉関係者からの声もいただいております。そういうこともしっかりと認識しながら、この計画をどうこうせいと今改めて申し上げませんが、そのことについてはきちんとお考えを持って今後、先ほど佐々木部長がおっしゃったとおり、事業団に対する協力、連携を深めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは答弁結構です。

◎2、教育行政

1、35人学級の拡大について

教育行政に移ります。これも12月の第4回の定例会でご質問させていただきました。教育問題と

というのは、前田市政にとって1丁目1番地であると私は考えております。そして、私も教育行政の充実というものはこれからの滝川市にとって最も重要な要素であると考えております。そういった意味で前回に続いてお聞きするわけでありますが、前田市長は新年度については35人学級についての拡大については財政的にいっても大変厳しいというようなお話をされておりました。私もその説明に一定の理解を示した一人であります。しかしながら、やはり1丁目1番地なのです。これをやらなければ、前田市政が1期4年やってきた、そしてさらにこれからまた2期目へ向かうということにはならないのではないのかと私は思っております。そういう意味では、次に向けて35人学級の拡大について市長としてのお考えをお伺いしておきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、柴田議員のご質問にお答えさせていただきますが、小学校の35人学級の5、6年生への拡充につきましては、保護者の皆様の願いでもあり、また国や道の制度が1、2年生を対象にしている現状から、日本一の教育都市の一里塚であると要望を今ほど柴田議員からもお話の中でいただいたわけでございますし、また他の議員の皆様方からも拡充要望を受けていたところでございます。現在本市が実施しております3、4年生の35人学級につきましては、具体的な教育効果などをじかに保護者から聞く機会として、PTA連合会の役員と懇談会を行いました。懇談では、滝川は子育てしやすいまちとして35人学級や学びサポーターの配置など、子供たちに対してきめ細かい学習支援を全学年に拡充していただきたいと、そういう要望を受けたところでもございます。私のこれからの目標でございますけれども、子供、女性、教育への重点支援に取り組み、人口減少時代を乗り切るたきかわ創生を掲げているところであります。また、子供の学力向上のための政策を推進したいとも思っているわけであります。小学校3、4年生の35人学級を実施しているのは現在道内でも滝川市だけでありまして、5、6年生の拡充を図りたいと考えておりますが、学校やスポーツ施設の耐震化、また教育施設整備を推進しながら、またさらに本市の財政状況というものも十分勘案して、引き続き検討を進めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思えます。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 もうちょっと前向きかなと思っていましたが、若干停滞ぎみかなという印象を持ったのですが、35人学級だけではありません。よく地元紙を拝見すると、周辺の自治体は移住促進のために新築で300万円ですとか250万円ですとか、かなり大盤振る舞いを行っている。それイコール住みやすいまちになるのかは別としまして、滝川としても、滝川はこれがあるのだ、こういう政策に力を入れているのだ、子供たちをこうして立派に育てられるまちなのだ、そういう環境をもっとアピールすべきだと私は思うのです。そういった意味で、これ以上市長が答弁に立っても前向きな答弁はないと思うのですが、高校間口の問題もあるでしょうし、中学校教育をいかに先進的なものにしていくかということで中高一貫教育の問題は、将来的ですけれども、これは目標としてきっちり滝川市として持ち続けていくためのものだと思うのです。それは3丁目3番地なのかもしれないけれども、ただ今回のこの問題については1丁目1番地の課題であるということをもう一度お尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 市長。

○市長 ただいまの柴田議員のご質問、私も全く同感であります。そういう特色のあるまち、特に教育について1丁目1番地の中で5、6年生の35人学級の実現というのは大変大切な問題だと思っています。それに向けてたゆまず努力して、実現に向けて頑張りたいと、そう思っております。そして、さらにそのほかのいろいろなご指摘もございました。そのことを踏まえて、日本一の教育のまちをこのまちの目標としたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○柴田議員 終わります。

○議長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、地方創生

1、滝川版総合戦略について

まず、安倍政権になってから地方を重視するということで打ち上げられております。その中で地方創生ということが出てきておりまして、私は地方創生についてというのは滝川にとっても非常にチャンスなことだと思っております。それで、伺います。まず、地方創生についてはそれぞれの自治体で総合戦略を27年度中に策定するということになっております。先日滝川としても10月をめどに策定しますということがありましたけれども、まず総合戦略を策定するに当たり、広く市民の皆さんの意見を取り入れる、あるいは業界の団体の責任者の方、代表の方、そういった方々の意見も取り入れるということが大事だと思います。ただ、この総合戦略については、向こう5年間の計画でありますし、もっと先の10年先を見据えた計画でなければならないと思っております。そういった意味で、広く多く市民の皆さんのご意見を吸い上げて、取り入れていくためにはどのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長 市長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、三上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方版総合戦略の策定につきましては、国から示されております策定の手引の中で、幅広い年齢層から成る住民を初め、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど多様な意見を反映できる推進組織において戦略の方向性や具体案を審議、検討することが重要とされています。本市におきましては、地方人口ビジョンとあわせまして、本年10月ごろを目標に地方版総合戦略を策定する考えであります。推進組織に関するこうした国の考え方を踏まえ、できるだけ多様な意見を総合戦略に反映するための体制づくりを今後早期に進めたいと考えております。5カ年計画であります総合戦略の策定段階、策定後の検証段階においては、市の本部会議や庁内ワーキング設置のほか、多様なメンバーで構成する推進組織によりまして計画、実施、評価、改善のいわゆるPDCAサイクルを確立してまいります。また、推進組織のメンバーに限らず、中高校生等の学生も含めました若者の皆さんや女性の皆さんなど多様な意見を反映できるように配慮し、市民、各種団体などの意向調査、懇談会等を行ってまいりたいと考えております。さらに、市民の皆様の意見反映という点におきましては、

市民の代表である市議会の皆様方と市が車の両輪となって総合戦略を推進することが重要であります。策定段階や検証段階においては、委員会などを通じて適宜ご報告を行い、十分ご審議いただきたいと考えておりますので、滝川市の創生に向けてぜひともお力添えをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 広くご意見を吸い上げていただいて、よりよきものにしていきたいなと思っておりますけれども、今市長のほうの答弁から、若い人たち、あるいは女性にも広く意見を聞きたいというお話がありました。私は、5年先、10年先を見据えた計画をつくるに当たっては、今現在高校生だとか大学生だとか、10代の方々のご意見は本当に重要だと思っております。それは、いずれは学校を卒業して首都圏に就職するかもしれません。ところが、ふるさとでこういう魅力あるまちづくりを進めているということであれば、戻ってきってくれるかもしれません。そこには職があつて、そういったことを総合的に考えながら策定していきたいなと思っております。

それで、次ののですが、策定に当たってさまざまな事業計画案ができてくるのだらうと思っておりますけれども、その事業に対しての予算というか、財源が担保されるのか。これは滝川市に聞くことよりも国に確認したほうが早いのだらうと思っておりますけれども、ただ国はやる気のある自治体については一生懸命応援すると言っております。そのためにも、国に対しても市民に対してもやる気を見せなければなりません。そういったことで財源担保も含めて、やる気の部分で市長の答弁をいただければなと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 昨年の末に国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されておりますが、その中で地方版総合戦略の策定、実施に対する支援策として政策パッケージが位置づけられておりまして、地方がその特性に合わせて各種政策メニューを効果的に選択、活用しながら地方版総合戦略を推進することが求められています。国の政策パッケージは、地方における政策展開によって上がった成果等を踏まえ、内容自体を不断に見直していくこととされております。また、政策パッケージにおいては、従来の補助金とは異なり、客観的な指標の設定やPDCAサイクルの確立を求める新しいタイプの交付金について先行的な取り組みを創設するとともに、2016年度からの本格実施に向け検討し、成案を得ると記載されております。地方版総合戦略の事業実施に要する事業費について安定的な財政支援策として交付金が位置づけられることが、これも皆様と同様に期待されているわけであります。このたびの地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地方創生先行型についてはまさしく支援交付金による財政支援の先行的な取り組みでありますけれども、国は全国の自治体に対し、平成27年度中に地方版総合戦略を策定するように求めておりまして、今後の財源確保はある種全国の自治体間で競争になるというふうに認識をしております。私としましては、厳しい財政状況が続いている中、最大限国などの財源を活用する必要があると考えておりますし、5カ年計画であります地方版総合戦略につきましても地域性を踏まえて策定した後、十分に検証を行い、適宜見直していくとともに、国からも頑張っているぞと言っていただけるような、そういう自治体として認められるように効果的に地方創生を展開してまいりたいと考えております。ぜひともご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 決してコンサルタントに丸投げということのないようにお願いしたいなと思っております。

◎2、財政政策

1、財政健全化について

2、見直し・廃止事業について

3、データヘルスの推進について

次に、財政政策について伺いたいと思います。先ごろ、中期財政フレームに基づいて市長の発言が新聞紙上に掲載されております。それは、財政の非常事態宣言への危機感を持っているという文言なのですが、これを受けて市民は非常に不安だという声が聞かれるのです。私も、田村市政時代で一段落したのかなという思いがあったものですから、この財政フレームを聞いたときに、そうなのかという思いは確かにありました。それで、財政健全化を図るというのはいつの時代もそうしなければならないと思っております。市長は、まず財政健全化を図るために何を第一に行おうとされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 各会計予算案の概要説明のために開催いたしました2月13日の全員協議会におきまして、財政健全化に向けた取り組みにつきまして総務部長のほうから説明させていただいたところでございます。財政健全化に向けましては、地方創生の施策を進めていくとともに、財政健全化計画を策定して事務事業の抜本的な見直し、歳入確保策の推進、組織機構、人員配置等の適正化などに取り組んでいくこととしており、何が第一というより、何から何までという視点で検討を進めています。また、すぐにできることはすぐに着手ということで、例えば新年度予算では歳入確保対策としてふるさと納税推進事業の拡充を図るためにクレジット納付制度の導入や地場産品による謝礼品の充実を予定しているところがございます。そのような形でできるところから行っていくということの中に、改めて財政健全化計画も策定してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 何を第一というよりも、やれるところから進めていくという答弁なのです。それで、見直し、廃止事業についてはまだこれからだと思うのです。ただ、費用対効果や将来性が低い事務事業、あるいは今後有効性、継続性がどうなのかというものを総合的に点検するというふうにされておりますけれども、この時期というのはいつごろをめどに思われているのか伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

いつごろというお話でございますが、現時点においては具体的な見直し事業の選考に至っておりません。法律などにより実施が義務づけられている事業や自治体でなければ実施できない事業を除いた

市に実施の裁量のある事業を見直していきたいと考えております。これからの作業ということになりますが、このような裁量のある事業の洗い出し作業を行い、その事業の目的や達成度などを再度整理して、費用対効果、議員さんのお話にもありましたけれども、そういった効果を改めて検証し、事業の見直し、そしてその事業の終期設定を行っていくことが必要だというふうに考えています。事業の見直しについては今までも行ってはまいりましたが、財政状況が思った以上に厳しさを増しております、さらなる分析が必要だと感じております。繰り返しになりますが、裁量のある事業は全て見直し対象ということで今後作業を進めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 そこで、点検、評価をする上で、ちょっと確認しておかなくてはいけないことがあります。市長は、1期目の公約でさまざまな公約を掲げて当選されてきました。1期目の公約もここにひっかかってくるのであれば、これも断念する。あるいは、パークゴルフ場もそうなのですけども、有効性というか、将来的にパークゴルフ人口が減る中でどうなのかということが、もう今事業が進んで半分ぐらいのところまできているのですけれども、それでも廃止あるいは見直し、そういう覚悟はあるのかどうか、市長に伺っておきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 今ほどの部長答弁にもございました。そして、今ほど三上議員からのご質問にございましたけれども、財政が健全であるということは安定した行政運営を行う根幹であります。それが前提条件でなければ、行政運営は成り立たないと思っているわけです。ですから、今の段階では何とも申し上げることはできませんが、これから見直す中においては聖域なく私の公約したもの、そして今お話ございましたパークゴルフ場も見直しの対象とすべきだと思いますし、見直した結果を議会の皆様とご議論させていただいて、どのようにするかということのご判断を皆さんとともにしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、最後のデータヘルスの推進について伺いたいと思います。データヘルスというのは、レセプト、健康診断情報を活用して意識づけしたり、保健事業受診勧奨をしたり、そういったことで効果を得るというものなのですけれども、データヘルスの推進について、当然これは第一には医療費を削減することが目的ではあると思います。この推進することについての見解をまず伺っておきたいと思います。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 データヘルスの推進につきましては、平成26年4月から全ての保険者にデータヘルス計画の策定ですとか計画に基づく事業の実施及び評価、これが義務づけられたところがございます。この事業の内容ですけれども、三上議員さん十分にご承知だと思いますけれども、改めて申し上げますけれども、まず特定健康診査の結果ですとかレセプトなど、そういったものを活用しまして被保険者の健康状態、受診状況などを把握します。次に、それを分析した上で健康課題を明確にしまして、目標値を定めた計画を策定し、それに基づきまして対象者の健康状態に応じた保健事業などを行い、事業の終了後には評価、そして必要に応じて内容の見直しを行うといったもので、被保険者一人

一人の状況に応じたきめ細やかな効果的な対応が可能となっているというものでございます。

滝川市の状況でございますけれども、今総医療費の3分の1、これを生活習慣病が占めている現状、そういったことを踏まえまして、保健事業、これは直接の実施部門は健康づくり課になりますけれども、その所管と協議を重ね、また北海道の国民健康保険団体連合会、この事業支援評価委員会から計画策定に係るアドバイスを受けながら、今月末までに計画をまとめるということで今作業を進めているところでございます。現在まだ計画案ということではありますけれども、内容について少し触れますと、例えば糖尿病ですとか腎不全などの生活習慣病の予防対策としまして、特定健診の結果の説明会ですとか、特定保健指導、あるいは早期の介入保健指導など、健診結果などのデータを活用しながら被保険者個人の状態に適した指導を行っていくということで生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組むこととしております。また、この事業の終了後には健康づくり課からさまざまな情報をフィードバックいただきまして、計画内容の見直し、充実を図っていくというところで考えているところであります。データヘルスの推進といいますのは、その有効性もありますけれども、まず大きなところは被保険者にみずからの生活習慣の問題点に気づいていただき、さらに健康への意識を高めるきっかけになっていただきたいということです。その結果として医療費の削減に結びついていくというふうに考えております。ですから、市としましては、この事業を積極的に今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 レセプトを活用して得たデータに基づいて、現在もされていると思うのですが、訪問看護師とか保健師の訪問診療、訪問指導というのをされているのでしょうか。

○議長 長 田中市民生活部次長。

○田中市民生活部次長 私の立場で国民健康保険の事業ということでお答えさせていただきますけれども、今ご質問あったとおり、例えば重複頻回受診ですとか、そういった情報は得られますので、保健師によります訪問指導、これは現在も行っております。ですから、そんなものも引き続き行っていきますけれども、国保連合会からの助言としましては、余り目新しい事業を取り入れるのではなくて、まず既存の事業からやっていきましょと、それをさらに充実して取り組んでいまいましょという助言もいただいていますので、まずはそういったこともやはり基本になると思いますので、健康づくり課と十分連携を図りながら進めていきたいというふうに思います。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 今回が私の議員としての最後の一般質問となります。20年前、旧議会棟での最初の質問に当たりまして、私は市民の皆さんの切実な声を、また思想信条の違いを超え、滝川市民の過半数を超える女性の多様な声を議会に届ける決意を述べました。その決意を改めてかみしめながら、きょうの一般質問を行いたいと思います。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、事業化できなかったイレブンプラスワンについて
- 2、2期目に向けた「たきかわ創生」のまちづくり実現のための予算措置について
- 3、非核都市宣言（平和都市宣言）について

最初に、市長の基本姿勢です。事業化できなかったイレブンプラスワンについてお伺いしたいと思います。給食費の段階的な無料化、中高一貫校、循環バスについては、今春の市長選へ向けた新たなイレブンプラスワンに盛り込まれていません。4年間を終わるに当たって、事業化に至らなかったそれぞれの施策の今後の方針をお伺いいたします。この通告の後、新聞紙上で市長の考え方が報道として掲載されていますので、理解する点もございしますが、この議会の場でぜひとも市長のご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、窪之内議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の第4回市議会定例会でもご答弁させていただきましたけれども、まず小中学校の給食費の段階的無料化につきましては多額の費用が伴うことから、非常に難しいと判断せざるを得ないと考えております。段階的ということでもありますので、一部実施ということも考えられますけれども、課題であった学校の耐震化や親子給食の導入など施設環境の整備を優先させてまいりました。完全に断念したということではなく、第2子、第3子以降への対応も含めて今後の財政状況を見ながら判断していきたいと、そういうふうに思っている問題でございます。

次に、中高一貫校についてでございますけれども、短期的には結論は出しにくいのではないかと考えております。札幌市において公立の中等教育学校が開校し、中高一貫校としてこの春スタートする運びと伺っております。私としましては、滝川にそうした特色のある学校をつくりたいという思いは持ち続けております。少し時間をかけさせていただきながら考えてまいりたいと、そのように思っております。

また、循環バスの運行につきましては、広域での視点から定住自立圏構想の中で考えていけないものかなと、そのような考えを持っているところでございます。いずれにいたしましても、未達成の公約につきましても引き続き実現へ向けて検討していきたいと、そのように考えておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それぞれのことについての今の現時点での市長の考え方については理解をするものです。それで、広域循環バスについてなのですけれども、広域的な視点でやっていきたいということで、今近隣では砂川なんかは独自で循環バスを始めていたりということもあって、滝川においても高齢者の足の問題というのは私も長らくこの議会の場でも質問させていただいたのですけれども、なかなか具体化にならない。今バスの無料券の発行ということはそのまま続けるというのは本当に評価するのですけれども、バスを使えない人たちの買い物や医療の循環バスというのは今後求められていく課題の大きな一つだというふうに思っていますので、その辺早期に次期の中でぜひ考えていってほしいと思うのですけれども、結果はあれですけれども、そういうような決意は今あるのかだけお伺いし

たいと思います。

○議長 市長。

○市長 循環バスにつきましては、私も窪之内議員と同様に非常に大切な問題であると思った問題でございますので、公約として掲げさせていただいた問題でございます。今ほど砂川市の話がございましたけれども、砂川市は乗り合いタクシーが始まっているというふうに、いろいろと実証実験の結果、形を変えて今行っておるというふうに承知しているところでございますが、定住自立圏構想は各地域でいろんな事業を行っておりますが、循環バスというのを定住自立圏の中で運行しているのは結構多い自治体があるわけでございまして、それらをこれから参考にしながら、周辺の市町村とも相談しながら検討したい大きな課題だと思っておりますし、それを望んでいる周辺自治体も多数あるかと思えます。その辺のことを踏まえながら、おっしゃるとおり次の期というか、どこかわかりませんが、なるべく早く市民の皆様方に喜んでいただけるようなバスの実現に向けて精いっぱい努力をしたいと思っております。ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今期のイレブンプラスワン、そして今後掲げて今選挙戦を戦うわけですが、そういったイレブンプラスワンについても、ぜひ次期当選して頑張りたいというふうに思います。

次、2項目め、2期目に向けた「たきかわ創生」のまちづくり実現のための予算措置についてお伺いいたします。新十津川町の予算案では、PTA活動費を町負担とすることや給食費の負担軽減を新たに予算化するとともに、中学生までの医療費無料化の継続や移住、定住策の充実など、目指すべきまちづくりに沿った予算編成がなされていて、住民にわかりやすい予算内容となっています。市長のたきかわ創生のまちづくり実現へ向け、どのようなスタンスに基づき、何を目玉事業と考え、骨格予算ですが、その中に予算として盛り込んでいったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、市政の歩むべき方向は政府によって地方創生とも連動してくると考えております。三上議員のご質問にも答弁したとおり、地方版総合戦略につきましては10月を一つの目標として策定したいと考えております。人口減少に少しでも歯どめをかけて活力ある地域社会を維持するために、出生率の低下を防ぎ、人口流出を抑える施策を打たなければなりません。そのためには、若い世代の働く環境を整備し、結婚、妊娠、出産、子育ての支援を一つの基本として検討を進めていきたいと考えております。具体的には、今後総合戦略を作成する中でお示ししてまいりますけれども、財源やその他の問題で先送りにしてきた行政課題も少なからずあるわけであり、公約も含めまして、早期に着手できるもの、少し時間をかけて検討しなければならないものなど、緊急度や優先度を考慮するとともに、全庁一丸となって新たな発想と強い意思で事業実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思えます。

なお、新年度何を目玉事業として予算化したのかというご質問でございますけれども、あくまでもお話のとおり当初は骨格予算の位置づけであります。全てが大切な事業であると考えて骨格予算としたわけでございます。6月の補正予算に向けましても、財政状況や地方版総合戦略の策定状況等も勘

案しながら、政策予算を盛り込んでいくということを考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 総合戦略のできるのは10月ということですが、その前に骨格予算でなくて政策予算として議会に出されるわけですから、その時点では市長のまちづくりに向けたスタンスが明らかになるような政策予算が6月に補正予算として出されるというふうに認識していてよろしいのでしょうか。それと、その大きな目玉は、やはり子育て世代に照準を当てたものだというふうに思っているのかどうかだけお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、もしも私の2期目をお認めいただいたならば、6月の補正予算において今回の公約を政策としてどのように実現化するかの予算も考えなければいけません。その中においては、ただいまもご答弁させていただきましたけれども、子育ては私は大変重要だと思っております。それには教育もかかわるわけございまして、子育てを中心に考えてまいりたいと思っております。そういうことでぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、次に行きます。3項目め、非核宣言都市、あるいは平和都市宣言についてお伺いいたします。今世界情勢を見ると、テロ行為や紛争により罪もない子供や一般市民の貴重な人命が奪われています。日本人も例外ではありません。こうしたときに、平和を希求する都市宣言をする意味は大きいと考えます。今年1月時点で全国307自治体、全道では10市10町村が非核宣言自治体となっています。非核都市宣言を行うことについての市長の考え方を伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま窪之内さんのご質問にございましたとおり、世界各地で起きておりますテロ行為や紛争によって一般市民が犠牲になっていることについては極めて残念でございまして、私も心を痛めているところであります。ご質問の非核都市宣言を行うことについての考えということでございますが、これまで各種平和団体の皆さんから非核都市宣言を行うようにご要望いただいたこともあります。私といたしましては、健康都市宣言の中にそのことも含まれているとお答えをし、理解を求めてきたところでもございます。一方、私が市長に就任してからでございますけれども、新しい取り組みといたしまして平成26年の4月から平和首長会議に加盟しました。平和首長会議は、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的として設立された機構であります。現在では世界160カ国、地域、約6,500もの都市が加盟しており、国連経済社会理事会のNGOに登録されております。当面は、この平和首長会議における世界の各都市との連帯した活動を通じまして核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指してまいりたいと考えております。しかし、非核都市宣言につきましても全国及び道内各都市の取り組み状況を参考としながら、ぜひ前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 この問題では、市長から前向きな答弁をいただいたというのは本当に初めてのことではないかなというふうに思います。平和首長会議の規約も読ませていただきました。市長が今答弁したように、平和首長会議そのものが核兵器の廃絶ということを大きくうたっていて、そのことで市民意識を国際的な規模で喚起するというのが規約の中でうたわれているわけです。そういう規約を読んだときに、この首長会議に参加した市長は自分の思いだけでなく、市民にそういうことを喚起することの一つとして非核平和都市宣言があるのだなというふうに感じましたので、今前向きなご答弁をいただきましたので、そうした方向でぜひ早期にそういった宣言に向けた政策づくりとか規約づくりとかを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎ 2、財政政策

1、財政状況の悪化と財政健全化へ向けた取り組みについて

2、政策予算のための基金繰入について

次、財政状況と健全化についてお伺いいたします。財政状況の悪化と財政健全化へ向けた取り組みについてです。市長は、予算案の記者発表の際、先ほど三上議員からもありましたが、非常事態宣言の検討を始めているとの発言があったようですが、このような財政悪化の実態を市長はいつ認識し、どのような対応、対策を指示してきたのかについてお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 それでは、ただいまの窪之内議員のご質問でございますが、財政非常事態宣言につきましては、このまま何もしなければそのような事態になりますという発言でございましたので、ぜひそようにご理解をしていただきたいと思います。滝川市の財政状況が厳しいことにつきましては、私が市長に就任した当初から認識をしていたことであります。24年度、25年度とも当初予算では多額の基金繰り入れを見込んだ予算でありましたけれども、国の要請に基づいた人件費削減や行革努力などは事業見直しにより適正に執行に努めたこと、また歳入においても予算に対して市税収入や交付税の上振れがあったことなどから、決算においては大部分の基金繰り入れをとめることができ、基金保有額も横ばいを何とか維持してきたところであります。そして、26年度の予算編成では、消費税率改定や電気料金の値上げなど、経常経費の増大や第三セクター等改革推進債の償還が始まるなど、公債費も増加したことなどから、より一層厳しい状況となったことを認識したところであります。さらに、本年度の普通交付税算定が予算を大きく下回ったことにより、一段と危機感を強めたところであります。27年度予算編成は、部単位ではなくオール滝川という意識のもと、必要な選択を行う予算編成とする、新規事業あるいは拡大などについては財源を意識し、他の事業の見直しをあわせて検討する、健全な財政運営を実現するため、身の丈に合った財政支出となるよう事業の見直しを進めるとともに、歳入確保対策に努めるという方針のもとに進めてきたものでございます。このほかにも、時間外手当の縮減に努めることや27年度の財政健全化計画の作成に向けて検討を進めることを指示させていただいたところでございます。

以上であります。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長は、就任当初から厳しい財政ということは認識していたようで、そうした認識が私自身は薄れたのかなと、それで給与の削減をやめたりということで、一定前向きに財政がなってきたのかなという思いが実はあったわけです。それが去年の暮れの中期財政フレームの関係、そしてことしの予算の状況を見ると、私の考えを変えなければならないような事態だったということを改めて認識させていただきました。それで、予算概要の中に財政健全化計画を立てるということがありまして、先ほどもご答弁いただきましたけれども、財政健全化計画を平成27年度の早期に策定となっていますが、その策定する中で3つ、先ほど三上議員にもご答弁あったと思うのですが、事務事業の抜本的な見直し、歳入確保策の推進、組織機構、人員配置等の適正化、この3つの項目を中心に健全化計画を策定させることになっているようですけれども、そこで第1に、市民負担増やサービス削減につながる見直しも検討されるかどうか、第2に、組織機構と人員配置の見直しについては理解しますが、職員給与削減はない方針ということで理解してよいのかどうか、第3に、健全化に向けた数値目標、第4に、その財政の健全化計画の期間について伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

事務事業の見直しにつきましては、三上議員さんの質問にお答えしたとおりでございますが、法律などにより実施が義務づけられている事業や自治体でなければ実施できない事業については市に事業実施の選択の余地がないという判断で、これらを除いた事業について見直しを検討していきたいというふうに考えております。当然の中には市民負担と市民サービスに影響がある事業も含まれることにはなりますが、できる限り市民負担を伴う見直しは避けたいというふうに思っておりますし、そのための努力も惜しまないつもりでございます。

続いて、職員給与削減につきましては、当初予算では時間外手当の削減を見込んでいるところですが、基本給料の削減などは見込んでおりません。人件費につきましては、組織機構と人員配置の見直しを行い、行政のスリム化を図っていくことを考えておりまして、現時点では給与削減については予定してございませんが、財政健全化計画とあわせて、方法はともかく、人件費の削減は検討課題の一つだというふうに認識しております。

次に、健全化に向けた数値目標ですが、これにつきましても今後の計画の中でということになりますが、具体的な数値は申し上げられませんけれども、具体的に基本的には財源補填的な基金繰り入れをしなくても予算編成が組めるようであればならないと考えております。

最後に、計画期間につきましては5年間程度を想定しているところでございます。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今部長のご答弁がありました。市民負担増についてはできるだけ避けたい、そういう努力をされるということですので、一安心という気持ちはあるのです。人件費についても、給与削減をすぐに行うということは名言されませんでした。ただ、それ自体は私も納得できるのですが、果たしてそれで健全化計画ができるのかというふうな思いなのです。見たら、基金の残高そのものを見ても、かなりな財政の健全化計画を立てないと健全化に向かっていかないのではないかという不安があ

って、この程度の見直しでやっていけるのかなというような気持ちが私はあるのですけれども、そういう市民負担増をできるだけ避けながら、職員の給与も手をつけずに財政健全化を進めていける何かいい見通しみたいのがあってのご答弁だと思うのですけれども、その辺についてあれば、考えられている策があればお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 計画についてはこれからということで、想定されているすばらしい策というのは現在ございません。ただ、先ほど市長の答弁でもございましたように、何から何までという言葉も発言させていただいております。聖域がないということの中では、当然とことんやるということでございますので、ただその中で手法、アウトソーシングとかさまざまな手法が論じられていますし、計画はまだいいながらも、内部議論は相当詰めてやっています。今の段階では当然公表の段階には至るものではございませんけれども、そういった意味では結果の出るような計画にすべく今準備を進めているところですので、ご理解いただければと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、次の要旨になりますが、こうした危機的財政の状況というふうに言っているのかと思うのですけれども、その状況から健全化へ向けた取り組みを市民の理解を得て、そして協力して推進していくためにどのような取り組みを考えているのかということなのです。というのは、実は財政の状況についてちゃんと市民に理解してもらうことが私は必要だと、そうでないと協力も得られないというふうに思っていますので、その辺の進め方についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 財政健全化に向けた取り組みについては、内部的には27年度予算の編成過程でも経常的な経費に対する部配当方式の導入や超過勤務手当の削減に関して予算への反映を行うなどの対策を行ってまいりました。さらに、今後事務事業の見直しということに関しては法に定められた事業を除いた裁量のある事業に関して目標、期間等を再度検討して項目を洗い出す作業に取り組んでいくなど、事務レベルの取り組みを順次進めていく予定であります。このような取り組みを行いつつ、新年度に財政健全化計画の策定を検討してまいりますが、計画に盛り込む具体的な内容については今後詳細に詰めていくこととしておりまして、現時点で具体的にお示しすることはできません。ただ、議員さんのご指摘のとおり、事業見直し等の案件によっては市民理解と協力を不可欠とする場合が想定されますので、この点に関してはその手法も含めて、財政状況の説明も含めて十分な検討をしつつ、その手法について、内容について詰めていきたいと思っています。市民理解等の手法には従来からさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、案件に応じた実施時期の検討でありますとか、適切な手法を選択していくことを勘案しつつ、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、2項目め、政策予算のための基金繰入についてお伺いたします。平成27年度末の一般会計の基金残高の見込みは約13億円であり、ことしのような状況を進めていけば数年で基金がゼロになりかねず、これ以上の基金繰り入れは避けるべきと考えています。先ほど部長も、

健全化の一つの目標としてそうした財政調整のための基金繰り入れがないような、そういった状況をつくり出すのが健全化としての目標の一つだというふうにおっしゃっていました。しかし、6月議会には政策実現のための補正予算の計上が迫られるわけです。その財源確保が差し迫った課題となっていると言えるのではないのでしょうか。その際、基金繰り入れについてはどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 窪之内議員さんのおっしゃるように、基金残高はもう後がない状況だというふうに認識はしております。3月中旬には特別交付税の状況が間もなく見えてきます。定住自立圏構想については昨年11月に中空知定住自立圏共生ビジョンを策定したことから、3月において特別交付税の交付が見込めるようになりました。また、本年度においては、特別交付税の増額要望活動を例年になく多く実施してきております。普通交付税については大きく予算を下回ることになりましたが、特別交付税で少しでもカバーできるよう最大限努力してきたところです。さらに、幸い例年になく降雪量が少ないことから、除雪、排雪費用に不用額が出ることも想定できる状況となっています。このほかにも、適正な歳出の執行に努めているところでありまして、不用額も一定程度出てくるものというふうに考えています。6月補正時にはこのような状況も見えてきますので、それらを踏まえながら緊急度、重要度を勘案し、補正すべき事業の取捨選択をしていかなければならないと思っております。基金を繰り入れしない状況が望ましいというふうには思っておりますが、繰越金の状況とあわせて判断していくことになりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 基金繰り入れしないのが望ましいと、ただ不用額その他のことがあっても仮に基金繰り入れをしなければならないとした場合に、やっぱりその限度というのが必要なのだと思うのです。その辺はいろんな財源等を含めて判断することになるのだと思うのですけれども、一定程度の基金繰り入れをしなければならないとしても、ここは絶対この金額までで抑えたいというような部長としてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 難しいご質問で、部長としてという言葉がありましたので、私としては本当に基金は抑えたいところなのですが、ただ新たなこれからの先、そしてまたさまざまな総合戦略等の中でいきますと、ある程度は崩すことも想定に入るのかなと。ただ、そのための財政健全化計画、崩さないような予算に持っていく、さらに先ほど触れましたが、5年間の計画ということで、一朝一夕に改善するというふうには思っておりません。そういった中で、5年後には確実にそういった状況に持っていくということが最大の目標でございますので、今の段階では少しでも抑えつつ、施策吟味をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 部長としては、今の段階で何億円とかという、そういう数字的なことは言えないというのは理解しています。

◎ 3、人口減少対策

1、移住・定住促進策の充実について

それでは次、3件目、人口減少対策についてお伺いいたします。移住・定住促進策の充実についてです。新十津川町は、移住、定住促進策が功を奏して、平成26年度は町外からの転入者が30人、うち中学生以下が12人と、人口減少対策に有効な促進策がとられたということが証明されているわけです。この30人の中には、滝川市からの転入者もいるという話も聞いています。本市においても人口減少対策の重要な取り組みとして、こうした周辺自治体に匹敵するような移住、定住促進策を打ち出すべきではないかと思います。ただお金を出すということだけではなくて、魅力ある移住、定住促進策を出さないと持っていかれるという、言い方はちょっと不適切かもしれませんが、周辺自治体とともに移住、定住促進策を推進していけるような、そういったものが必要かというふうに思いますので、お伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの移住、定住促進策についてのご質問でございますけれども、これまでも人口減少社会を見据えまして、少しでも減少に歯止めをかけ、維持、発展できるように、保育サービスの充実ですとか子育て世代の住環境支援、少人数学級の実施による教育の充実などを進めてきました。幅広い施策の組み合わせによって移住、定住の促進を目指してきたということでもあります。今後の移住、定住の促進に向けた方向性についてでございますけれども、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していく中で、国の総合戦略の基本目標にもございます安定した雇用の創出や若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること等が重要と考えております。また、本市の移住施策の考え方といたしましては、基本的に大都市圏を対象として考えていきたいと、近隣同士での人口の奪い合いに終始しないように配慮する必要があるというふうに認識しております。こうしたことを踏まえまして、現状の施策に加えまして、若い世代の経済的安定や子育て世代の環境の充実、高齢者が生き生きとして暮らせるようなプラチナタウンの形成、ICT環境整備によるテレワークの誘致など、さまざまな視点から検討を進めまして、移住、定住の促進を検討してまいりたいと思っております。また、地方版総合戦略の策定過程において、住民や関係機関等から幅広く意見をいただく予定でもあります。その中で、本市の特性を生かした移住、定住に効果的と思われるアイデアを施策に反映する場合もあります。そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 私も周辺自治体でのとり合いというのはふさわしくないというふうに考えています。成功しているところの全国的な例で見ると、子育て環境や教育環境がすぐれているということとともに、そこに行ったときの仕事がちゃんと確保されているということが大きな魅力になっているのだというふうに思っています。そうした点で、滝川もそうやって移住、定住で来たい人たちの仕事をどう確保できるのかというのはやはりこれからの課題になっているのだというふうに思っていますので、この辺で優位に立てることが全国的な進んだところの経験だというふうに思いますので、そういった検討も今後進めていただきたいと思います。

◎４、地域おこし協力隊

- １、地域おこし協力隊員委嘱について
- ２、地域おこし協力隊員の活動費について
- ３、地域おこし協力隊員の任期終了後について

４番目、地域おこし協力隊についてお伺いいたします。地域おこし協力隊員の委嘱についてです。国の拡大方針に連動して５名増員すると説明されています。国は３，０００人まで持っていきたいというふうになっていて、２６年度末では１，０００人程度だったのを３倍にするというのが国の計画になっています。その各分野の目的に沿った隊員の確保というのが本市でも求められているということだと思います。そこで、第１に、５名増員するわけですが、年齢制限や資格など本市として条件を付加する考えはあるのか、第２に、試験や面接などどのような選考を経て決定するのか、第３に、委嘱時期の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 地域おこし協力隊５名の増員については、中心市街地の空き店舗を活用し、飲食関係とハンドメイドなどものづくりで２名、そして地ビールなどの特産品のＰＲ活動等で１名、生涯学習活動支援等で１名、海外からの研修員や観光客受け入れ等で１名を各所管において地域おこしのための採用を予定しております。各分野において年齢制限などの採用条件はさまざまです。地域おこしに精力的に活動していただくことのほか、地域おこし協力隊の最終目標である滝川での起業や就労などを考えますと、今までの活動経験が生かされつつ、就労や起業時のことを考慮して、２０歳から５５歳までの範囲の中で募集したいと所管のほうからは報告を受けています。

次に、資格でございますが、例えば飲食関係ですと調理師免許や食品衛生責任者資格等が必要になりますし、海外研修員や観光客の受け入れでは英検２級程度以上の資格が必要となります。ほかにも実務経験や将来性などを考慮しながら、書類選考や適性検査、面接など、各分野の目的に沿った意欲ある隊員の確保をしていく予定になっています。なお、募集に関しては、人材派遣会社等に委託して行うほか、独自に各種専門学校や大学などの関係機関にも周知を行い、的確な人材確保を行っていくこととしておりまして、委嘱の時期については早いもので４月中、遅くとも７月には委嘱する予定で各所管において取り進めているところであります。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 先ほど私が発言した中で３，０００名の隊員というのは、２８年度の目標だったようです。

そこで、今現在２名の協力隊員がいるわけですが、精力的に活動してはいるというふうに思っていますが、今回の５名も含めて、来た協力隊員が、２番に入っています。２番の項目です。協力隊員が求められる目的に沿った活動をするためには、活動資金というのがなければ目的に沿った活動を精力的に行うことはできないというふうに考えるわけです。特別交付税ではそうした活動資金を含めて交付されるというふうになっておりますが、協力隊員の活動費についてはどのように考えられる

のか、どの程度の活動費として使用できるものがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地域おこし協力隊1人当たりの特別交付税措置される金額の上限は400万円でございます。報償費が200万円、活動費が200万円となっており、平成27年度からは活動費のうち50万円を報償費に上乗せすることが可能になったところです。地域おこし協力隊は、26年度に2名採用し、観光振興事業を推進してきたところですが、平成27年度は各分野に5名の増員を図るところです。この活動費用につきましては、全額特別交付税措置される200万円の内数で予算計上しているところでございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 これらの協力隊員の方たちは、最長3年間という形で、その期間の生活は一定保障されるけれども、その後はその3年間の中で自分の将来を決めなければならないということもあると思うのですけれども、例えば都市圏からそういう人たちが来る場合に、先ほど報償費の250万円とその他のほか、400万円が全体の上限で活動費があると思うのですけれども、引っ越し費用とか、例えばここに落ちついたときの家賃とか光熱費とか、そういった助成とかというのはその枠の中でおさめなければならないものになっているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

それと、3年間ですから、委嘱という形をとるわけですが、労働3法についてはきちんと保障されているというふうに考えていいと思うのですが、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今実施している経済部所管の2人についてですけれども、活動費については家賃等々については計上できることになっております。あと、ほかの活動ですけれども、例えばフェイスブックの更新用のスマホの賃借料ですとか、イベントをやるときの備品ですとか、そういうものについては全て見られるようになっていきますけれども、200万円でおおむね3分の1が家賃に消えると、あと残りについては活動費ということで今計上されております。

3法については、今確認しますので、ちょっと待ってください。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長 長 会議を再開いたします。

経済部長。

○経済部長 3法についてなのですが、3法は全て加入させていただいているという状況です。以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 これらの隊員の人たちが本当に滝川市にとって、滝川市のまちづくり、まちおこしにとって有効な人材となるためには、それなりの活動費を保障することや3年後についてもちゃんと身

分が保障されるかどうかというのは大きなことだというふうに思っています。それで、任期終了後についてなのですが、任期終了後には委嘱された自治体で開業するということが基本で、その地域に根づいた生活をするというふうになっておりますけれども、全体として任期終了後に協力隊員が定着していない例もあると思います。協力隊員の定着率とともに、成功例や失敗例について、こうしたから定着してもらえなかったとか、3年間の間でこういうことを市と一緒にやれなかったから結果的には失敗したのだというような例をつかんでいけば、お伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 任期終了後についてでございますが、総務省が行った任期終了後の動向に関するアンケート調査によりますと、平成25年6月末までに全国で任期を終えた協力隊員のうち6割弱が活動していた市町村か近隣地域に定住しているという結果が出ています。任期終了後に定住した例としましては、回答者366人のうち174名、48パーセントが活動地域に定住、そして30人、8パーセントが近隣のまちに定住し、そのうち活動地域に定住した隊員の進路ですが、就業者が92人、53パーセント、就農者が46人、26パーセント、起業者が16人、9パーセント、そのほかが14人、8パーセントという結果になっています。一例で申し上げますと、喜茂別町ではソバを使った加工食品の製造販売会社を起業した例や全国では農産物栽培で就農し、地域ブランド化を目指す例、地元NPO法人で事務局長として移住やエコツーリズムに携わっている例などが挙げられます。一方、うまくいかなかった事例としては、協力隊員を1名だけ採用したが、地域になじめず、相談できる人もできず、途中でやめてしまうケースもあったようです。滝川市では、窪之内議員さんの質問にもありますとおり、各分野の目的に沿った隊員の地域おこし活動に期待しながらも、隊員の生活上の相談や就業時、起業時の相談なども行きやすい環境をつくり、関係性を保ちつつ、近隣市町村の協力隊員との情報交換をする機会も設けるなど、フォロー体制についても充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 これらの方たちがここに根づいてくれることで人口増対策にもなるわけですし、若い人ですと結婚して、それで1人でなくて複数の人口増にもつながる。そして、まちづくりにも大きな影響を与えてくれるわけですから、協力隊員の人たちが働きやすいとか、活動しやすいようなフォローについて、今部長もおっしゃっていましたので、ぜひとも心してそういうことについては役所の中でもチームをつくるなり体制をつくるなりしてサポートしてあげていただきたいと思います。

今回で私の質問は終わりとさせていただきます。きょうの質問は、全ての市民の皆さんがこの滝川で夢を持ち、育て、そしてかなえられる、そんなまちづくりになったらいいなというような思いを込めて質問させていただきました。本当に20年間いろんな皆様方にはお世話になりました。これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀重雄です。質問に入りたいと思います。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、地方創生について

我が国の人口は、減少局面に入っています。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっている現状です。このままでは、人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョン、地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定いたしました。さらに、都道府県や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられております。先ほども同僚の三上議員、窪之内議員からこの質問がありましたけれども、まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正するとされております。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活のインフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。この地方創生の鍵は、地方の自立につながるように、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかだと言えます。しかし、自治体によっては計画作成のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は、戦略づくりを支援するため、国家公務員や大学研究者などを派遣する制度を設けております。また、地域の事情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携していくことも重要と考えます。

そこで、5点の視点にわたり市長の見解を伺います。1つ目ですが、人材の確保についてどのようにお考えがあるのか。

2つ目に、地方創生を進めるに当たり、周辺市町村との連携のあり方について伺います。

3番目に、地方移住の推進についての現状と今後の取り組みについて伺います。

4番目に、結婚、出産、子育て、教育の環境整備について伺います。

5番目に、地域産業の競争力強化や企業誘致への取り組みについて伺います。

よろしくお願いします。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、堀議員のただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。5つまとめて行います。ちょっと長くなりますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。人材の確保についてでありますけれども、地方版総合戦略策定に当たりまして、国が自治体に対して2つの人的支援策を打ち出しております。1つは、小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度、もう一つは、意欲ある府省庁の職員を自治体の相談窓口として選任する地方創生コンシェルジュ制度ですが、本市は後者のコンシェルジュ制度の活用を考えております。先般2月27日付で、道内の地方公共団体の相談窓口を担うコンシェルジュとして国の職員63名の名簿が公表されております。案件に応じて各コンシェルジュにも

相談してまいりたいと考えております。また、本市の地方版総合戦略策定に向けましては、本年10月ごろの策定を目指し、その体制づくりについて現在検討を進めているところであります。国は自治体に対し、住民のほかに産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど広く関係者の意見を反映することを求めている、職員による検討体制とあわせて市民などの皆様の広範な意見を反映するための検討、検証の体制整備を早期に進めたいと考えております。

次に、2点目でございますが、周辺市町村との連携のあり方ですが、昨年末に閣議決定されました国のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地域間連携の観点から定住自立圏の形成促進等が盛り込まれております。昨年11月には当圏域において中空知定住自立圏共生ビジョンを策定したところですが、今後のビジョンの推進によって圏域の地方創生に好影響を与える可能性もあることから、地方創生と並行して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目から5点目までのご質問につきましては、いずれも地方版総合戦略の柱になる項目であります。例えば地場企業の強化や基幹産業である農業、農産物を生かした企業進出など、地域特性を踏まえた産業競争力の強化や雇用対策、妊娠、出産、子育てへのきめ細やかな支援、医療、福祉、教育、居住など地方移住を促進する環境づくり、さらにはICT利活用や観光振興などが想定されます。今後より広い視野で効果的な施策、事業を取り入れながら総合戦略をまとめてまいる考えであります。また、5年間を計画期間とする総合戦略は、策定するだけではなくて毎年成果指標等の検証を行いながら必要な見直しを行っていく考えであり、委員会を初め、適宜議員各位にもご審議をいただきながら進めてまいりたいと考えております。ぜひともご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 堀議員。

○堀議員 コンパクトに答弁いただきましたけれども、人口減少問題に関しては国のほうでは出生率が上がれば必ず50年後も1億人は確保できるというような統計が推計されておりますけれども、子育てにいい自治体をつくっても最終的には仕事がなければ定住できないのではないのかというのが大きな課題だというふうに思っています。そこで、昭和にあっての自治体の成功例として池田町の十勝ワインの件ですが、テレビでもドキュメンタリーでやっておりましたが、当時十勝は非常に厳しい状態にあって、何とかして企業を起こさなければならない、産業を興さなければならないという状況下であったように思いますが、ワインをつくるにはブドウが必要だということで、ブドウはなかなか、あそこは寒暖の差が激しくて、既存のブドウの苗では全て枯れてしまったということがあったそうです。そのときに、町長がヤマブドウになっているのだから絶対できないわけがないという強い意思のもとで、多くの方が反対をしている中でも時間をかけて成功させたという事例でございます。企業を生み出す努力というのは喫緊の課題でないかなというふうに思うのです。若者がそこで職について地域で活動できる、住んでいけるというようなことには、やはり働く場所がなければどうしようもないというふうに考えます。そういう意味では、広域も資源的に見ると石炭などがあるわけですが、国の政策が変わりまして、エネルギーの一端を担っていないという現状がありますが、実際には石炭はあるわけです。今さら石炭なんてと言わないで、そんなような幅広いことも考えていくのが時間はかかっても近道なのでないかなと、そんなふうな思いもします。

市長は民間出身でありますから、いろんな業界に企業面でもつながりがあると思いますが、今具体

的に言えなくても、本当は何か秘めているものがあるのではないかと思います。そのことがありましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの堀議員のご指摘のとおり、やはり人口減少に対応するためには雇用が大切だというのは本当にそうでございます。そして、雇用といっても正規としてある程度の収入が得られる雇用でなければいけないと、そのように思っております。それをいかにつくっていくかというのは大変大きな課題だと思っています。その雇用で収入があれば、結婚をし、子育てをしていくという考え方が生まれるということでございますので、そのために雇用が一番大事だというのは同じ考えでございます。そのために何をつくるか、池田町の例、丸谷町長のすばらしい先見性をもって池田町は復活しました。それと同じようなことを私どもも考えていかなければいけませんし、他の自治体の皆さんもそうだと思います。これからの総合戦略の中で今考えられることを言うと、鈴木副市長がいろいろと活躍をさせていただいておまして、農業を基盤とした中で何か加工食品、1次加工を初め、そういう食品加工等の産業はいかがでしょうかというお話を今いただいております。そのほかにも石炭のお話もございました。85パーセントもまだ埋蔵量が残っていると言われる石炭を活用しない手はないということで、三笠市等では石炭のガス化等をやっております。それならば、滝川も人造石油があったわけでございますから、そういう意味では石炭というエネルギーを新しいエネルギーに変えていくというのはすばらしい未来の考え方だと思います。その中で、今ミライというトヨタの車が水素で動いています。例えば石炭から水素をつくる、そのような技術が開発されれば、この地方の石炭が生き返るわけでございます。突拍子もない夢のような話ですが、それぐらいの考えを持って進めていくことがこれからの総合戦略の一つになる、そのように思っています。そのように努力したいと思っておりますので、今後ともご指導、またいろんな情報等をいただければ幸いですと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 希望の持てるような話を聞かせていただきました。これは、市長だけでなく、また職員だけでもなく、議員も市民もみんなで知恵を出し合って、この滝川を、この空知をよくするように頑張っていきたいと思っております。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

間もなく12時となります。この辺で休憩をとりたいと思っております。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時59分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 それでは、本日５番目の質問ということで、市民クラブの山本でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎１、市長の基本姿勢

１、財政問題について

２、江部乙支所への農政機能の一部移転について

私は、１件、市長の基本姿勢ということで、項目については２点ございますけれども、質問させていただきたいと思ひます。まず初めに、財政問題でございますけれども、先ほど来三上議員、窪之内議員のほうからも質問がございましたので、重なる部分はあろうかと思ひますけれども、お許しを願ひたいと思ひます。平成２７年度の各会計予算の概要が発表されたわけでありまして。当初は財政について大変厳しいという内容のプレス発表が市長から行われたわけでありましてけれども、その原因の中で、経常経費の増大でございますとか、近隣市町村は過疎債でありますけれども、滝川が人口を減らさないために頑張つて過疎債の対象自治体ではないということもその一因ではないかというふうに言われてございましたけれども、いずれにいたしましても平成２７年度に向けて大変な状況というのは私どもも理解できるわけでありまして。特に今国ではアベノミクスという形の中で、国民の皆さん方の所得を上げるのだということで中央のほうではかけ声だけはすばらしいものがあるのですけれども、どうも私ども地方のほうにはその恩恵がまだ届いていないように私も感じてございます。あわせて、特に昨年の議会でも申し上げましたけれども、滝川の基幹産業でございます農業については米価の下落によって農家経済は非常に窮してございます。そんな中で、市税の収入も見通せない状況かなと思ひてございます。そんな中で、今後の対策としていろいろと国に要望されていくのかなというふうに思ひてございます。

それはそれとして、当市の中でも行政分野の構造改革を含めていろんなことが検討されている。るる三上議員、窪之内議員への答弁の中でもあったわけでありましてけれども、私は市民負担を求めない方向で健全化できるかということで質問趣旨を書いているわけでありましてけれども、何でこんなことを申し上げるのかといいますと、前の市長さんの時代にすごく市民負担を求めるような形の中、そして職員の皆さん方に身を削るような思いをさせてまでということがあったわけでありましてけれども、公共料金の値上げ、それとか給与の削減等、いろんなことがありました。そしてまた、関係団体への補助金等の削減も散見されて、非常に市民活動の低下を招いた苦い記憶がございました。当然そんな方向ではない形の中で努力すると先ほど答弁で伺っておりますけれども、打ち出の小づちではないわけでありましてけれども、何とか私どものいろんなものをスリムな形の中で変えていきながら市民負担を最小限に、どうしても避けられない部分はあろうかと思うのですけれども、できるのかどうか、健全化の道についてお考えがあれば再度お伺ひをしておきたいと思ひます。

○議 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの三上議員、また窪之内議員のご質問にお答えしたとおりでございます。市に実施の裁量の

ある事業について見直しの検討を進めていくことを考えております。事業の見直しに当たりましては、できる限り市民負担を伴う見直しは避けたいという強い思いはありますが、非常に厳しい財政状況を考慮したときには、ある程度の覚悟を持って必要な判断をしなければいけないと、そのように思っているところでもございます。過疎地域につきましては、空知管内の市で唯一指定されていないわけでもございます。この事実は、裏を返しますと滝川市は人口減少を食い止める努力を継続的に行ってきた結果であるということでもあります。このことも含めまして、さまざまな本市の努力については事あるごとに国に説明をお願いしているわけでもございまして、今後とも引き続きご理解を求めてまいりたいと思っております。さらに、過疎債についても国勢調査の後に見直しされている経緯もありますので、さきに申し上げた努力とあわせまして、要件緩和についても国に要望していきたいと、そのようにも考えております。

以上です。

○議長 山本議員。

○山本議員 今市長のほうから国に要望していくという話がございましたけれども、滝川は頑張ってきたわけですので、頑張ってきたところが報われるような政策が国に必要なのだと思っておりますので、私ども議員も一丸となりながら応援をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、市民負担のことでもありますけれども、過去に行われたような何でもばさっと切ってしまうという部分については避けていただきたいということで、この話はとめたいと思ひます。

それでは、2番目に移らせていただきたいと思ひます。江部乙支所への農政機能の一部移転についてということでございます。これにつきましては、農業の中心である江部乙地区に農政機能の移転ということで私も幾度か質問させていただきましたけれども、前田市長のほうからはしかるべき時期にしかるべき判断というお答えをいただいているのでありますけれども、残念ながら任期満了がもうすぐ近づいてございます。そんな中でもありますけれども、何でこんなことを申し上げるかといいますと、市内でいろんな公共施設がたくさんあるわけでもありますけれども、特に江部乙地区におきましても農村環境改善センターに江部乙支所が入っているわけでもありますけれども、それとあわせて江部乙のコミュニティセンターも含めて利用率が非常に低下をしているという実態がござひます。そんな意味で、農政機能の一部がそこにもし仮に移転をされると、まず公共施設の有効利用にもつながるのかなと思われることと、農業の中心でござひますので、農業を取り巻くいろんな情勢の中で農業者とのつながりがもっとパイプが持てるのかなというふうにも考えてござひますし、あわせて江部乙地区の商工の連携をした形の中で地域の発展のためにも移転の可能性があつてしかるべきかなと思ひてござひます。そんな意味での可能性をいま一つ市長にお伺ひをしたいのと、あわせて、もし仮に農政機能が江部乙支所に移つたのであれば、市の職員の方が非常に多く勤めるという場所であるならば、当然指定管理ではなくて、市の分庁舎という形を考えるのであれば市の直営管理で進めていく選択肢もあるのかなというふうにも考えておりますけれども、その辺の可能性も含めてできる範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

○議長 市長。

○市長 江部乙への農政機能の移転についてでありますけれども、江部乙地区への農政機能移転についてはこれまでも何度も、今ほどのようなご質問の中にもございましたが、申されたとおりでございます。本市の基幹産業であります農業をより一層振興したいとの思いから、ご案内のとおりさまざまな農業施策も進めさせていただいているわけでございます。私の基本的な考え方は、現場主義というのが必要だと、そのように思っております。農政に係る一部機能の移転につきましても、農業振興の一助になるということで、そのことも現場主義とあわせて考えているわけでございます。現時点では移転に関して具体的な検討は進めておりませんが、農業振興、さらに地域振興のためにはいかにあるべきかという立場から、農政にかかわる皆様を初め、地域の皆様のご意見をお伺いしながら判断してまいりたいと考えておりますので、またあわせてその管理等の問題についてもそのときにいろいろと検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思います。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 ただいま市長のほうからは、そんなに後ろ向きでない答弁ということでお受けとめをさせていただいているのでありますけれども、思いとしては農業の中心的部分でいけば行って当然かなと思います。そんな部分で、ここで確約ということは言えとは言いませんけれども、ある程度農業が滝川の基幹産業という形、そして江部乙地区がこのたび美しい村連合の登録へ向けて頑張っているというような部分も含めれば、いろんな意味で役所の機能が一部江部乙地区に移ってしかるべきかなというふうに思っておりますので、その辺を含めて、もっと大きな視点を含めて市長にもう一度その辺の可能性についてお答えをいただければありがたいかなと思います。

○議長 長 市長。

○市長 山本議員を初め、江部乙地域の皆様方のご要望が強いというのは重々承知しているわけでございます。その辺も考慮しながら、前向きにしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 わかりました。市長からいろんな形の中で検討の材料の一つに、土俵に乗せていただけるというご返事をいただきましたので、何とかその振興をやっていただきたいなということをお願い申し上げて私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 市民クラブの木下八重子です。私は、2項目にわたりまして質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、 新年度予算編成について

まず、1本目、市長の基本姿勢です。新年度予算編成について。先ほど来から三上議員、それと窪之内議員からも聞いて、大体のことはわかるのですが、私からもう一度質問させていただきます。新年度予算の概要が2月16日に発表され、経常経費の増大で財政の硬直化が一段と深刻化していることが浮き彫りになりました。市の貯金となる一般会計の各基金から4億3,000万円の繰り

入りを余儀なくされ、平成27年度末基金残高見込み額は12億9,000万円で、平成に入ってからでは最低となっています。このような状況では大きな新規事業はできなくなる。市長として大改革が必要ではないかと思えますけれども、お聞きいたします。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの木下議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、これまでも財政の健全化に向けましては、総合福祉センターの廃止など公共施設の集約化を初め、温水プールの民間譲渡、社会福祉事業団への施設譲渡、休日夜間急病センター機能の市立病院移転など、将来負担の軽減に努めてきたところでもありますし、歳入確保についても、メガソーラーの誘致のほか、定住自立圏構想を進め、本年度から特別交付税の交付が見込めるようになったところでもあります。財政の健全化につきましては、先ほど来3名の複数の議員の皆様からご質問いただいたところでございますけれども、新年度において財政健全化計画を策定し、事務事業の抜本的な見直し、歳入確保対策の推進、組織機構、人員配置等の適正化などに取り組んでまいりたいと考えております。大改革ということでございますけれども、それぐらいになるようなことを考えていかなければいけないという思いは同じでございますので、ぜひともご理解を今後もよろしくお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 今の答弁でしたら、申しわけないのですけれども、もうちょっと具体的にこれとこれが大きな柱だということをお答え願いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 これも先ほど来のご質問でお答えしていたわけですが、何から何まで聖域なき見直しを行うわけでございますし、行政のスリム化等を行う、そのことも含めて組織機構の大きな見直しも考えなければいけない、そのように思っている次第でございます。何と、これということはまだ、これからの計画の中でつくっていくわけでございます。もう少し時間をいただきながら、財政健全化計画が策定された際にはいろいろと木下議員のご意見もいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 これ以上話ししてもあれですので、2番目に移ります。

◎2、道路行政

1、道路の維持について

道路行政、道路の維持について。道路、市道を私はずっと今回っておりますけれども、まだまだでこぼな簡易舗装道路が多く見られます。交通事故の発生要因となることも考えられることから、市として段階的に改良舗装等を考えているのか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 道路行政についてのご質問でございますが、まず市道の整備状況についてご説明させていただきます。平成25年度末の市道の総延長は、約454キロメートルであります。そのうち約65パーセントの295キロメートルが改良済みとなっておりますが、残りの159キロメートルにつ

きましてはいまだ未改良でございます。昭和40年代後半以降の高度経済成長期には市街地の急速な拡大にあわせて砂利道での防じん処理の要望が多く寄せられたことから、現地盤あるいは最小限の路盤改良を施して簡易舗装を進めてきた経緯がございます。その後除雪機械の進歩や除雪技術の向上、あるいはスパイクタイヤ規制に伴い、路盤の少ない路線につきましては厳寒期に凍上を繰り返し、舗装に亀の甲状の割れやでこぼこが生じるなど、危険な状態となっている箇所があることは認識しております。現在そのような箇所を中心に、緊急度、補助採択の可能性、あるいは地域間の要望などを勘案しながら優先順位をつけ、道路改良を進めているところであります。社会資本整備総合交付金などを有効に活用し、また単独費も投入し、整備を進めておりますが、限りある財源での整備、また多額の費用を要することから、なかなか進んでいないのが現状であります。今後につきましても、道路パトロールをしっかりと行い、穴ぼこや段差など道路の異常を発見した場合には速やかに補修することにより安全の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 木下議員。

○木下議員 そこで、ことし今のところ何カ所ぐらいでこぼこということが判明していて、何メートルぐらいそれを直そうと考えているのか伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今の穴ぼこの量なのですけれども、市内各所にあるというのが現実でございます、今ちょうど凍上が大きくなる時期です。本当に段差のあるところにつきましては、麻袋、袋に入れた土のうを積みまして段差解消に努めているところでございます。先ほど申したとおりまだ未改良な路線が多いものですから、市内至るところにあるかなというふうには認識はしております。あと、道路改良につきましては、近年非常に交付金のつきも悪いとかということもございまして、一、二キロ程度しか進んでおりません。ことしはまだ予算前ですので、提案をさせていただきますけれども、なかなか多くは改良が進んでいないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、私の質問は今のところ何カ所ぐらいが、私が歩いた中ではひどいところが相当あるのです。雪も解けて、ひどいのかもしれませんけれども、それでことしはどのぐらいを見込んでいるのかということをお聞きしたいと思っているのですけれども、その答えが今の部長の答えではちょっと見えなかったものですから、もう一度お願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 箇所数ということで数値にするのは非常に難しいことでございます。補修していくのは、幹線道路のところからまず補修をしていって、そのうちだんだん、だんだん生活道路に向かっていくということになりますけれども、数量的に幾ら幾らというのは非常に難しいところでございます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 最後に、ひどいところをことしはきちっと直してもらえんということを返事をいただい

て終わりますけれども。

○議 長 建設部長。

○建設部長 危険のないように補修に努めてまいります。

○議 長 木下議員。

○木下議員 終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 1時21分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成27年 3月11日（水）

午前10時00分 開 議

午後 2時55分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第41号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（17名）

2番	清水雅人君	3番	水口典一君
4番	坂井英明君	5番	渡邊龍之君
6番	小野保之君	7番	木下八重子君
8番	山本正信君	9番	三上裕久君
10番	堀重雄君	11番	関藤龍也君
12番	山口清悦君	13番	田村勇君
14番	井上正雄君	15番	柴田文男君
16番	荒木文一君	17番	大谷久美子君
18番	窪之内美知代君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	吉井裕視君
副 市 長	鈴木光一君	教育委員会委員長	若松重義君
教 育 長	小田真人君	会 計 管 理 者	若山重樹君
総 務 部 長	山崎猛君	総 務 部 次 長	五十嵐千夏雄君
市民生活部長	樋郡真澄君	市民生活部次長	石川雅敏君
市民生活部次長	田中嘉樹君	保健福祉部長	佐々木哲君
保健福祉部次長	国嶋隆雄君	経 済 部 長	千田史朗君
農 政 部 長	中川啓一君	建 設 部 長	大平正一君
建 設 部 次 長	高瀬慎二郎君	教 育 部 長	舘敏弘君
教育部指導参事	小野裕君	教 育 部 次 長	河野敏昭君

監査事務局長 伊藤克之君
市立病院事務部次長 田湯宏昌君
財政課長 高橋一美君

市立病院事務部長 鈴木靖夫君
総務課長 中島純一君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君
書記 平川泰之君

書記 和田英昭君
書記 村井理君

○議長 本会議の開会に先立ちまして、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災され、お亡くなりになられました方々のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

○事務局長 黙禱。

(黙 禱)

○事務局長 黙禱を終わります。

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、渡邊議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方からの質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 それでは、きのう窪之内議員から最後のご挨拶がございました。私にとってもこれが最後の一般質問となりました。12年間にわたり、少人数学級の取り組みや教育環境の整備、また高齢者福祉、子育て支援等について取り組んでまいりました。厳しい予算の中で前向きに取り組むをしていただきましたことにここで改めて感謝申し上げまして、一般質問をさせていただきます。それでは、本日は3件7項目について質問させていただきます。

◎1、第6期介護保険事業計画

- 1、家族介護者への支援について
- 2、地域体操教室の充実について
- 3、権利擁護について
- 4、敬老事業の実施について

1件目ですが、6期の介護保険事業計画について質問いたします。その中の1つ目、家族介護者への支援について質問いたしますが、前期の第5期の介護保険事業では介護料金の値上げとともに、介護度が4度、5度の方に対してリフトつきタクシーや家族介護用品、おむつ等の衛生用品なのですが、

そういったものの助成が盛り込まれました。そして、2年目からは介護度3度の方までが適用となりました。6期の計画の中では、特養の新規入所者は原則要介護3以上の高齢者に限定がされております。そうなれば、敬老特別乗車証の利用もできない家族介護者に対して通院の際の交通費の助成など何らかの支援を検討されるべきではないでしょうか。高齢者の人口が増大していることはわかりますが、介護保険料を払う者にとって保険料の値上げは大きく、自分にとってのメリットは何かと考えます。6期の計画で何か助成拡大について考えていることがあれば、お伺いいたします。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者の方への移動に係る費用の支援につきましては、タクシーの運行においては専用の車両でなければ移動できない寝たきりの方などを対象にしたリフトつきタクシーの利用料の助成と広く高齢者の外出支援として市の準単独事業として敬老特別乗車証事業、いわゆる敬老パスの実施に努めており、厳しい財政状況の中、タクシー等の移動支援としてこれら既存事業以上の新たな支援については現状難しい状況にはあると思います。第6期計画においては、高齢者の外出支援について引き続き検討と記載しておりますが、公共交通との協働を念頭に、限りある財源の中で交通費支援により介護費用の抑制につながる、また介護予防の視点からも効果的な方法を継続的にしっかりと考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 介護度2度の方については、ほとんど敬老乗車証利用のバスには乗れないということをはっきりしていると思います。家族の方が車に乗せて歩く場合についてはいいのですけれども、そういった車が自宅にない人はほとんどタクシー利用になっているというのが現状だと思います。そういった方の声を聞きますと、病院代は1割で安いだけでも、タクシー代がすごくかかると、そのことが大変だという声がほとんどでございますので、おむつ代についてまでは申しませんけれども、そういった際のタクシー代について継続検討という答弁もございましたので、引き続き十分検討されますようお願い、要望を申し上げまして、次に行きたいと思います。

次、介護保険の中で2つ目なのですが、地域体操教室の充実ということが書かれております。現在18カ所の会場でいきいき百歳体操が実施されており、参加者には大変好評です。6期計画の中では、これを25カ所までを目標に開催地を拡大することが書かれております。会場がふえることでより近くで百歳体操が行われるということで、参加者もますます多くなってくるのではないかと思います。サポーターの養成や百歳体操に使用するおもりやテープなどの準備等々は介護保険の中でされておりますが、会場費は町内会や個人負担となっております。高齢者が体操や参加者同士のコミュニケーションによって体力的にも精神的にも元気になるということで、医療費の適正化を図ることができるのではないかと、他の施設、昨年私どもの会派で視察してきた自治体においてもそういった傾向にあると、医療費の削減につながるということも言うておりましたので、そういうことを考えたときに、できれば百歳体操の会場費を介護保険の中で見ることができないのかどうか、日本中ではいきいき体操を実施している地域がどんどんふえてきているそうですが、もちろん個人負担のところもありますが、会場費無償の地域も多くあるようです。そのことについてお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 いきいき百歳体操は、地域において参加者同士の交流により集団での運動を通じて介護予防と健康づくりの効果を高める有効な取り組みとして、町内会やボランティア、サポーター等の協力のもと、地域教室がふえており、現在18カ所、参加者も8,000人を超え、サポーターも延べ2,500人となっております。第6期計画においても、この取り組みを推進していくこととしております。これまで教室を開設するに当たりましては、市担当職員が町内会役員の方々とサポーターとの打ち合わせを行うとともに、必要な用具の貸し出しやボランティアの養成、そして開始当初2カ月間の会場費の助成を行ってきているところであります。開設後は、町内会や老人クラブなどのご協力のもと、サポーターの方と参加者が助け合い、教室の開催や茶話会など、各地区がそれぞれ工夫を凝らして主体的な運営がなされております。なお、市といたしましても、地域教室を継続的に支援するため、保健師などが定期的に巡回し、体力測定や健康相談などを実施しているところでございます。引き続き、参加はもとより、サポーターの方々、地域の方々と市がそれぞれの役割を果たし、いきいき百歳体操を通して高齢者の元気を応援し、介護予防を推進してまいりたいと考えているところでありますが、ご質問の会場費の関係につきましては、介護保険制度の改正に伴い、介護予防が多様化するという介護予防・日常生活支援総合事業への移行時に合わせるなど、他市の事例も参考に費用負担のあり方については今後検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 今後検討ということですから、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。

次、③ですが、権利擁護について。昨年実施されました市民後見人養成講座で市民45人が講座を修了いたしました。このことは、高齢者の権利擁護に高い関心を示したものであります。修了者に対するフォローアップ研修や成年後見センターについてどの時期で実施するのか、またセンターの概要についてまだ確定しないようですが、私も講習を受けましたけれども、講習内容も大変難しく複雑でありました。実際に活動するには相当の研修が必要だと思います。講座修了者の熱意が冷めないうちに早急な取り組みが必要と思いますが、考えを伺います。

また、あわせて、市内には後見人を利用している方はどのくらいいるのでしょうか、また現在利用はしていないけれども、必要と思われる方はどのくらいいて、どのようなアドバイスをされているのかお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 大谷議員のご質問のとおり、昨年9月から11月にかけて市民後見人養成講座を実施し、滝川市としては男性19名、女性26名の計45名の方が修了されました。この中には大谷議員、窪之内議員、木下議員、そして堀議員さんも、皆さん本当に熱心にずっと研修に参加いただきまして、この場をかりてお礼を申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。そして、今後につきましては、平成27年度市民後見人養成講座を修了された方に対してフォローアップ研修の実施、そして市民後見人による後見業務を支援する成年後見センターの設置に向けて検討を行う予定でございます。フォローアップ研修の内容や開催時期につきましては、養成講座の講師をしていただきました東大政策ビジョン研究センターの助言をいただきながら決定していきたいと思っておりますが、現時点では3回程度での開催を予定しております。また、成年後見センター設置に向けては、既に設置

し、運営を行っている先進的な自治体への視察調査を行い、少しでも早く市民後見人の育成が行えるよう、成年後見業務にかかわる関係機関との情報交換、連携を図りながら体制整備を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、市内には後見人を利用している方はどのぐらいいますかということで、滝川市の住民基本台帳に登録されている方で成年後見制度を利用されている方はことしの2月現在で52名となっております。それから、今後成年後見が必要と思われる人数、そして利用支援ということでお答えします。成年後見制度の利用対象者数について、国では将来的に成年後見制度を利用する可能性がある方も含めて、判断としましては認知症高齢者日常生活自立度2以上の人数、いわゆる認知症と判断されている方、そして療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している方の人数を用いております。この算定方式を滝川市に置きかえますと、平成26年3月末現在、合計で約2,000名程度となっております。これは2,000名必要になってくるという意味でなくて、潜在人口ということで捉えていただければと思います。成年後見制度の利用支援につきましては、市の地域包括支援センターにおいて利用に関する相談支援を行うとともに、身内がいない等の場合には家庭裁判所に対して市長による成年後見申し立てを行っております。また、市民の方に少しでも成年後見制度を理解していただくために、介護事業所等の関係機関や市民向けに講演会や研修会を実施しており、先日の市民後見人養成講座もその一環として実施したところでございます。今後におきましても、たとえ判断能力が不自由になっても地域において安心して生活できるよう、権利擁護体制の充実を図るとともに、成年後見制度の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、市では予想される方として2,000名くらい、いろんな資料を見ますと認知症は今後爆発的にふえていくというような予想が立てられております。私がちょっと周りを見ましても、この人には必要だなと、裁判所を通してまではいかななくても、ちょっとした声かけ、ふだんからのおつき合いの中で何とかしてやりたいものだなと思う方も数人おりました。私ども講習を受けた者それぞれが力をつけて、その人方に少しでも役に立てるような、そういう社会を目指していきたいと思っておりますので、早急な取り組みをよろしくお願いいたします。

次、4点目、敬老事業の実施についてです。これまでも、去年も窪之内議員からもこれについて質問があったと思います。現在高齢者の長寿のお祝いとして88歳と100歳の方に対してお祝い品を贈呈しておりますけれども、高齢者の中からは、以前に行われていたように各地域の中でお祝い会があったらいいなと、そういうことはできないのかということをよく聞いております。6期計画の中では敬老事業の実行委員会の中で内容を検討するということが書かれておりましたが、どのような検討を考えているのでしょうか。高齢者からのアンケートをとるなど、幅広い検討も考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 敬老事業は、毎年9月の敬老週間及び9月15日の老人の日に合わせて、88歳及び100歳になられる方に敬老祝い品を贈呈する事業として実施しております。訪問し、この祝い品

を直接手渡しすることで感謝と長寿を祈念する気持ちをあらわすとともに、生きがいを持ち、生活していただく意味合いも込められております。ご質問のお祝い会につきましては、過去に敬老会として全市的に地区単位で実施しておりましたが、出席率の関係や今日的な予算背景、高齢化の上昇、地域の協力体制等の理由で取りやめた経緯があります。したがって、実施には困難な状況、難しいと言わざるを得ません。何とか引き続き地域主導の中での実施をお願いしていただきたいと思います。一方、敬老事業につきましては、敬老事業実施実行委員会の中でも現在の事業内容や今後の敬老事業のあり方については課題として捉えております。現在他市町村の事業内容、問題点を把握するため、道内全市に対して実態調査を行っております。この調査を含めて各種情報収集を行うとともに、また町連協や民生委員連合協議会などから参画いただいております実行委員会の中でも種々ご意見をいただいております。これらをもとに、来年度以降の敬老事業の事業内容等を協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、敬老事業実行委員会の中には町連協、町内会等の役員の方も入っているということで今お聞きいたしましたけれども、その方々は高齢者の声を直接聞いて反映しているのか、その辺もちょっと私にはわかりかねますので、できればそういった声も吸い上げられるような形での委員会を検討していただきたいなと思います。ぜひという声が強くある中ですから、敬老事業についてどのようなお考えか、市長からお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 市長ということでしたけれども、私のほうから答弁させていただきます。

ちなみに、私の町内では敬老事業としては、敬老の日に役員が何人かでカステラを持って70歳以上の方を1軒1軒訪問して、茶飲み話も含めながら、おめでとう、長生きしてくださいと、こういう町内会の敬老事業をやっています。七、八年前に町内会の事業に関するアンケート調査で、100を超える町内会でこういった類いの敬老会、祝い品、それから食事会等の町内独自の敬老事業をやられている町内も数多いということは実態としてわかっておりまして、そんな中で、過去には行政として地区単位に補助金や何かを支出していた経過もありますけれども、先ほど佐々木部長の答弁にもあったかもしれませんが、出席率の低下、予算等の問題も踏まえて見直したという経過がございます。これについては、さまざまなご意見があるかと思います。従前のようにまた集まってもらって、飲食も含めてやっていくというやり方がいいのか、それとも顔の見える地域町内会の範囲で、ささやかだけれども、感謝の気持ち、祝意をご老人にあらわしていくという、こういう方向がいいのかとか、さまざまなご意見はあるかと思いますが、今大谷議員のほうからそういう提起もございましたので、敬老事業実行委員会、これはさまざまな方が入っておりますので、その中で来年度以降の敬老事業につきましてはさまざまな意見交換をしていただきながら、しっかり検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、ぜひともしっかりした検討をよろしくお願いいたしますと思います。

◎ 2、保健福祉行政

1、特定不妊治療の支援拡大について

以上が介護保険に関連した質問でございましたが、次、保健福祉事業について質問いたします。特定不妊治療の支援拡大についてですが、昨年9月に提起いたしました。その中で、答弁としてぜひ前向きにやっていきたいということを聞いておりまして、私もよかったなと思っておりまして。今回の補正予算の中で、一般の不妊治療について支援事業が認められました。そのことについては評価いたします。しかし、体外受精とか顕微授精などの特定不妊治療は対象外となっております。特定不妊治療については、体外受精では1回につき20万円から60万円くらい、顕微授精では25万円から50万円くらいとされており、治療費が大変高額なため、北海道でも助成を設けておりますが、まだまだ個人負担が大きく、治療を断念せざるを得ない夫婦もいると聞いております。精神的な負担も多い中で、滝川市がもう一押しすることで子供を得ることができれば、夫婦にとっても大きな喜びであり、市の人口対策としても有効だと思います。今後の不妊治療の支援拡大について伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 人口減少時代、少子化時代を迎えまして、当市においても人口の減少は今後進むものとされており、地域経済において与える影響は大きなものであり、この人口減少に歯どめをかけ、活力あるまちづくりを実現しなければなりません。今回地域住民生活等緊急支援のための交付金における地方創生先行型事業で取り組む不妊治療支援事業につきましては、少子化対策の観点から妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援の一つの施策として取り組むものであり、不妊相談を行うとともに、一般不妊治療と不育治療、流産等の治療費等の一部を助成することにより妊娠を希望する夫婦の経済的支援と精神的負担軽減を図るとともに、不妊、不育治療の開始へ後押しする役割を担い、取り進めるものであります。ご質問の特定不妊治療の支援拡大につきましては、昨年の第3回定例会でご答弁申し上げましたとおり、体外受精などの高度な特定不妊治療をされている方の経済的、精神的負担が大きいことは十分に理解しております。これから策定いたします地方版総合戦略において少子化対策における出生率の向上に向けて十分に検討してまいりたいと考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 この後十分検討していただけるということですが、市長もこのことについてはかなり前向きな考えでいるということを知っておりますので、改めて市長からも一言お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、ただいまの大谷議員さんの再質問でございますけれども、本当に特定不妊治療を望んでいる方が多いというのは十分理解しております。今回踏み込んで一般不妊治療にするということはご理解といたしますか、評価をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。私どもとしても何とか、大谷議員のご指摘のとおりだと思いますので、地方総合戦略に盛り込むことになりましたら、できるだけ早い時期に実施できるように、6月補正というのは、すぐというのは厳しいところがありますので、なるべく早い時期に実施できるように前向きに検討してまいりたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 かなり前向きなご答弁と受けとめました。どうぞよろしくお願いいたします。

◎3、教育行政

1、教職員の人事について

2、少人数学級の充実について

次、3件目、教育行政です。教職員の人事について伺います。教員の人事については、地域における学力や生徒の指導などの教育課題の改善に向けて人事交流を図るものとされておりますが、異動の対象となる勤務年数や通勤距離、配慮すべき事項などについて伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、お答えをさせていただきます。

教職員の人事につきましては、空知教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施要綱というものに基づき行われております。この実施要綱の中で、異動の基準となる勤務年数は学校の所在地によりましてA群、B群の学校所在地は6年、C群の学校については5年、また新採用については4年という規定が定められておりますし、また空知管内は北、中、南の3ブロックに分かれておりまして、そのブロック間交流の促進についても規定をされております。人事協議が始まります前に、異動対象者から健康状態、家族の状況、生活の状況、異動を希望するブロックなどを記入した学校職員個人調書を提出していただきまして、その個人調書をもとに異動対象者全員から通勤距離も含めたそれぞれの状況を毎年私どもが直接面接をしてお聞きをし、それに基づきまして空知教育局と協議を行っているところであります。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 局の原則的なそういった要綱についてはわかりました。しかし、実態として、次のぼつに行きますが、通勤距離が片道1時間半を超える場合もある。岩見沢等から通っている。冬道や交通事故などのことを考えても危険も大変多いわけです。教員は共働きの家庭が多くて、転勤とともに引っ越しをするという状況にないことが多いと、それで遠距離の通勤をしているわけですが、子供にとっても親がいないという状況に追いやられるということは、それが日常的となれば非常に問題もあるのではないかと思います。また、通勤に往復で3時間半、4時間以上もかかるとなれば、そういった時間をもっと教育活動、生徒指導、いろんなものに使えるのではないかと、そういうこともあるわけですが、そのことについて教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほども申し上げましたとおり、人事異動は教職員がさまざまな経験を積んで教員一人一人の資質を豊かなものにするために、都市部と郡部、あるいは僻地と非僻地、先ほど言いました3ブロックなど、さまざまな経験をすることで管内全体の教育のレベルアップを図るために行われているものであります。しかしながら、大谷議員さんのご質問にありますとおり、北海道においてはどの教育局管内も大変広く、住んでいるところから勤務校まで時間をかけて通勤をされている方がいることについては認識をしております。異動の個人調書にあわせて、構成調書というのが各学校で出され

ます。その中で今年度の数字を拾ってみましたところ、小学校においては1時間以上かけて通勤をする者が約9パーセント、中学校においては約12パーセントということで、1時間以上かけて通勤をされている方がいらっしゃいます。特に中学校においては、異動の際に教科とか部活動とかという形がありますので、かなり遠距離の通勤をするという方がいる実態が高くなっているということがあるのかなというふうに思っております。先ほど申し上げました人事異動の際に当たりましては、面接の中で特に通勤距離についての基準というのがあるわけではないのですけれども、この要綱の基本方針の中にもありますとおり、教職員の個々の生活状況を十分に把握し、それぞれの個性や勤務歴を生かした多様な教職経験を積めるように努力をするというふうにも記載をされているところであります。今後も教職員の資質向上が図られますよう、人事要綱に基づいて進めてまいりたいというふうに考えておりますし、繰り返しになりますが、教職員個々の状況についても十分お聞きをした異動について配慮していく必要があるというふうには思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 教職員個々の状況を把握してというお話がありましたが、そうならない場合もたまたまあるというのが現状です。それで、局の要綱というのはそのとおりだと思うのですが、それらについて基本方針の見直しを要望していくとか、そういったことは一切そういう状況にはない、そのとおり全て受け入れないとならないという考え方でしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほどから申し上げます人事異動の要綱につきましては、毎年局のほうで人事推進委員会議というのをつくってしまして、私ども教育長会、それから校長会も参加をしまして、年2回程度ぐらい、今年度の要綱についてどういうふうにして定めていくか、それに基づきまして毎年度やっておりますので、その中でさまざまな意見が出されてきております。とりわけ先ほど申し上げました3ブロック間の交流の推進をすべきだという意見はかなり出されておまして、近年、長年勤務の解消とあわせてブロック間交流というのが行われるようになってきました。その影響もあって、逆に遠距離の通勤をする教職員がふえてきているというのも実態としてはありますけれども、管内全体の教育のために教職員はその資質向上に努めていただくという大前提がございますし、空知管内のどこでもお勤めいただくということでそれぞれご勤務をいただいているというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げました実際に家庭の状況とかということはお聞きをして、個々に対応させていただいているということです。その職員の方の年齢ですとか、家族構成ですとか、部活を持っている、持っていないとか、いろんな状況がありますので、必ずしも、遠距離が負担になっている、全てが負担になっているかということになりますと、そうでもないとおっしゃっていただく先生もいらっしゃいます。逆に通勤のときの間に一日のきょうやること、それからきょうどうだったかというようなことを整理する時間、クールダウンをするとかという形で通勤時間を使わせてもらっているというようなことをおっしゃっていただく先生もいますので、先ほどから申し上げます個々の状況に応じて対応させていただこうというふうには思っておりますので、現状のところで一律的な形での要綱の改正については今の人事推進委員会議の中でも特段話題になっているわけではございません。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 個々の事情をかなり考慮、配慮してくれているふうに受けとめました。それであれば、教員になった以上、自分本位でここにずっといたいとか、そういうことではなくて、それぞれ抱える事情等があると思うのです。その時期はこうなのだということがございますので、その点十分に配慮されて今後とも人事については進めていただきたいなと思います。

次に、少人数学級の充実についてです。滝川市の少人数実践事業の取り組みについては、本当に高く評価しており、感謝申し上げます。きのう柴田議員の質問にもありましたが、教育は1丁目1番地の重要な課題とされました。これまでの教育委員会からの答弁では、前年を下回らないというふうに私は受けとめております。既に道教委の定数は確定していると思われませんが、第一小学校の新年度の新5年生では39人、6年生も39人、これについても保護者の期待は大変大きかったと思います。他市町村が市民サービスを次々と打ち出していることもあり、日本一の教育のまちを標榜する滝川市がどこまで頑張れるのか注目をされていると思います。このことについて新年度の学級編制の状況について伺います。

○議長 教育長。

○教育長 大谷議員さんを初め、多くの議員さんの方から滝川市の教育の向上という部分についてはご支援をいただきまして、本当にありがとうございます。少人数学級実践事業については、新年度においても従前と同様、3、4年生を対象に35人以下の学級となるよう学級編制を進めているところであります。現時点での児童数では、対象となる学校、学年は次のとおりです。滝川第一小学校の新3年生が2学級、滝川第二小学校の新3年生が3学級を維持したい、それから東小学校の新3年生が3学級ということで3校。したがって、市費の教員は3名を新年度採用予定というふうにしております。5、6年生への拡大の要望につきましては、昨日の柴田議員さんに市長が答えをしたとおり、実現に向けて努力をしていきたいという市長答弁もございました。教育委員会としては、35人学級の成果、あるいは市内外への発信を充実させて、滝川で教育を受けたいという保護者や地域の期待と信頼が得られるよう、さらに努めていきたいというふうに思っております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 27年度の予算が大変厳しい状況の中では、今年度については理解せざるを得ないと考えておりますが、国家百年の計は教育にありと言われております。市長の2期目の任期中と言わず、最短の実施を強く求めますが、市長の考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 先日の柴田議員の質問にもお答えしたとおりでございまして、日本一の教育のまちを目指したいということは宣言させていただいたつもりでございます。そのためには、大谷議員のおっしゃるとおり、米百俵の精神というのがございますので、教育を中心としながら、そして早い時期に6年生まで拡充することで、よりその道が進むということも思っていますし、さらにその上を目指すような形で考えいきたいと思っています。早期に実現できるように努力するつもりでございまして、大谷議員を初め議会の皆様方のご協力をぜひお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 早い時期にということですので、2期目4年間の中でということではなくて、早急に頑張っていたきたいなと思います。市の単費でこれ以上ふやせないとしたら、この後39人の学級になるわけですが、そういった厳しい状況に対して学びサポーターや教育支援員の増員とか時数拡大、そういうことについてはこの前いただいた予算書の中では特に増額になっていないようにお見受けいたしましたけれども、どのようになるのか、新年度の少人数学級実践事業の取り組みでそういったサポーターの配慮についてどのように考えているのかお伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学びサポーターの増員というご質問でございますけれども、これまで3年間学校の魅力づくり事業という形の中で行ってきていたものを新年度、第2バージョンといいますか、第2ステップといいますか、そういう形の中で今年度学力・学習意欲向上事業というようなものを、モデル校ですけれども、そういうものを実施をしながら各学校へのサポートを新年度から始めたいというふうに思っております。また、財政状況等もございますので、道で新年度から行おうとしている事業なども積極的に活用しながら、少しでも学校の中で児童生徒を見守る教職員がふえるような形で、いろんな形で教職員の先生のご協力を得ながらいろんな事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 常に市長を初め教育委員会には、教育長を初めとして本当に前向きに取り組んでいただいたなと私は感謝しているわけですが、何としても任期中に市内の学校全部が少人数学級にならなかったということを非常に残念に今思っております。これが通れば本当に心置きなく終わることができたのにと今つくづく思っているわけですが、この後はまた後ろにあります議員の皆さんにもお力添えをいただきながら進めていければと思っております。

12年間本当にありがとうございました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 新政会の山口清悦です。昨日の窪之内議員、今ほどの大谷議員、最後の一般質問大変お疲れさまでした。お二人とは会派が違いますけれども、滝川市民のためにという同じ志を持ってやってきた議員の一人として、お二人の長年の議員活動に敬意を表する次第であります。

それでは、通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

◎1、ストックマネジメント計画

1、公共施設の集約支援について

まず、1、ストックマネジメント計画です。公共施設の集約支援について。総務省が2015年から、自治体が老朽化した公共施設を集約したり用途転用する場合に財政支援をすることを検討しております。改修費用の9割を地方債、返済の一部を交付税で補うなどの支援内容が決定した場合、直ちに手を上げる準備をするべきと考えております。また、どのような施設が現在その財政支援の対象として想定されているのかお伺いをいたします。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 山口議員さんのご質問のとおり、公共施設の老朽化対策に要する経費につきましては2015年度から2つ新設されます。1つが集約化、複合化事業に係る地方債措置、(仮称)公共施設最適化事業債、もう一つは転用事業に係る地方債措置であります。どちらも議員さんおっしゃるとおり交付税算入のある有利な起債となる予定であります。これに加えて、2014年度に創設されました公共施設等の除却についての地方債の特例措置などの地方財政措置を受ける場合には、公共施設等総合管理計画の策定が必須となっております。本市におきましては、滝川市公共施設等総合管理計画を策定をいたしまして、本年2月23日からホームページで公開をしており、既に準備は整っております。これらの地方財政措置を活用した具体的な事業につきましては、滝川市公共施設マネジメント計画に基づく施設の集約化、複合化事業が想定されますが、この計画にも記載しているとおり、公共施設の集約化、複合化、転用を行うには十分な市民参加議論が必要でありますので、現時点におきましては具体的な施設名を申し上げる段階には至っておりません。今後はさらに市民議論を進めまして、このような有利な起債措置を活用しながら公共施設マネジメント計画を推進するべく今後も努力してまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、スピードを持って事に当たっていただくことをお願いしたいと思います。

◎2、広報活動

1、スマートフォン向けの広報発信について

次に、広報活動ですけれども、スマートフォン向けの広報発信についてお伺いいたします。スマートフォン向けの広報発信について、岩見沢市は広報いわみざわのアプリの配信を始めました。滝川市も実施検討してはいかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま広報についてのご質問でございますけれども、岩見沢市が利用しております広報いわみざわのアプリケーション配信ですけれども、福岡市の事業者が提供している無料サービスで、道内では岩見沢市のほか函館市、根室市、豊浦町が利用していると伺っております。本市の広報紙につきましては、各戸配布のほか、市公式ホームページでも閲覧が可能ですが、全ページと各ページ分割のPDF方式での配信となっており、ご質問のアプリケーションで利用できるスマートフォンの画面上でページをめくる電子書籍のような方式にはなっていない状況であります。本市公式ホームページにつきましては、平成27年度、より見やすいホームページにするためトップページのデザイン変更などを行う予定であります。広報たきかわを読まれる方がニーズに合わせて選択できるように、ご質問のアプリケーションにつきましても導入に向けまして積極的に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 よろしくをお願いしたいと思います。

◎3、街づくり

1、栄町3－3地区市街地総合再生計画について

それでは次に、3、街づくりです。栄町3－3地区市街地総合再生計画についてお伺いいたします。栄町3－3地区は、優良建築物等整備事業指定を受けて、旧高林デパート部分を第1弾として実施する方向が示されました。旧名店ビル部分と銀座商店街の残りの部分が一括で再開発できなかった要因は何なのか。また、同地区の第2弾、第3弾としての再開発を目指す意思はあるのか。その場合、第1弾と同程度の国や市の補助などは使えるのか。お伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 それでは、ご答弁させていただきます。

初めに、3－3地区を一括再開発できなかった要因とのご質問でございますけれども、現在アニメ滝川において計画されている再開発事業の区域を高林デパート敷地とした理由は4つございます。まず、1つ目として、清算価格による不動産譲渡が見込まれることで再開発事業の採算性が向上すること。2つ目として、代行型再開発の手法において事業参画者が希望する事業規模に対して高林デパートの敷地面積が適当であること。3つ目として、今後の清算手続において万が一にも高林デパートが危険な管理放棄ビルになる可能性を排除すること。4つ目として、実現可能なところから着手することが最も現実的であり、この機を逃すことはこれからの中心市街地のまちづくりにとって得策でないこと。以上4つがアニメ滝川として開発区域を決定した理由とされております。市民の皆さんの中には、3－3地区といえば地区全体の再開発のイメージを持つ方が多いと思いますけれども、これまでも地区全体計画を検討してまいりましたけれども、いずれも事業化に至らなかった要因としては、再開発原価に見合う事業原価を組み立てることができなかったことが挙げられます。その上において、申し上げた要因に加え、旧名店ビルの地権者は現時点においても開発構想を独自に練られておりますし、今回再開発事業に参加しない意向が示されたこと、またほかの地権者につきましても多くの方が不動産の権利を処分し、他地区への転出を希望されている状況にあります。

ご質問の第2弾、第3弾といった開発の意思については、改めて申し上げることもなく、それぞれの地権者の意向が重要であること、また事業収支が整う将来的に持続可能な開発事業の組み立てとそれを実行する開発事業者の存在が重要であると考えております。市としましても、昨年3－3地区の将来像のあり方などを取りまとめた市街地総合再生計画を策定し、また優良建築物等整備事業補助金交付要綱において補助の基準要件を明確にしております。今後新たな事業計画が提案された場合は、その具体性、実現性を慎重に確認した上で、今回同様補助金交付要綱の適用や国に対する財政支援の要望など、可能な限り支援を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 第2弾、第3弾というところなのですが、金市館の部分はわかりましたけれども、ほかの銀座商店街の残りの部分に関してなのなのですが、同じように補助なども考えるということなのなのですが、最低の条件としては500平米以上ということで聞いているのですが、500平米未満の地権者しかオーケーしなかった場合は使えないということで確認をしてよろしいです

か。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 この補助金については基本的に500平米以上という敷地が必要でございますので、その他の方が500平米未満でやりたいといった場合は国の補助は使えないということになります。

○議長 長 山口議員。

◎4、教育行政

1、高校間口減について

2、図書館運営について

○山口議員 それでは、教育行政に行きます。1つ目、高校間口減についてお伺いいたします。道教委の計画では空知北学区、滝川市内3校でおおむね何年までに2間口減となっているのかお伺いします。

また、市立の高校である滝川西高校の間口減に対する考えをお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の昨年9月に公表されました道教委の公立高等学校配置計画、この中では平成27年度から29年度までの配置計画、それと30年度から33年度までの見通しが示されているところであります。その見通しの中で、空知北学区全体で4年間で6学級から7学級相当の定員調整が必要、また滝川市内においても今後中学校卒業者が大幅に減少することからも再編や市立高校を含めた定員調整の検討が必要というふうにされております。このことから、滝川市内の定員調整については、中学校卒業生数、それから周辺のまちとのバランスを考慮した場合、30年度から33年度までに2学級相当の調整が考えられるところでございます。滝川市内には普通科、理数科、商業科、工業科、さらには定時制と3つの高校がありまして、隣の新十津川町には農業科もございます。どの高校も通学に便利でございまして、それぞれの高校の特色が明確でございます。この地域の中学生にとって、幅広い進学の実選択肢、それから高校卒業後の就職、進学においても幅広い進路が選択できるということなど、ほかの地域にないとても恵まれた教育環境にあるということが言えると思います。そういったことで、言うまでもなく、市内3校体制は不可欠であるというふうに考えてございます。滝川工業高校の間口削減ということになりますと、高校そのものの存続にかかわる問題になります。滝川西高校か滝川高校での定員調整が必要になるというふうに現在では考えているところでございます。しかしながら、今教育委員会としては検討市民会議を設置しております。市内高校の定員調整について検討を進めているところです。検討市民会議のご意見などを踏まえまして、新年度早々には滝川西高を含めた市内高校の定員調整について判断したいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 滝川西高校と滝川高校の間口減を長年実施してきているのですけれども、慣例として順番にやってくるのですけれども、その慣例は今後も同じように踏まれるのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 これまで中学校卒業生数の減少に伴って工業高校、滝川高校、西高と間口削減については繰り返し行われてきたという歴史もございます。ただ、慣例については、そういったことよりも、滝川高校の特色だとか、滝川西高の特色だとか、それから工業高校についても含めて、そういった部分で全体3校の中で調整を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、次に行きます。図書館の運営について伺います。図書の延滞実績をお伺いします。他市では延滞の罰則として延滞日数と同日数の貸し出し禁止をしているところがありますが、検討してはいかがでしょうか。また、民間のレンタル業者と同じように返却期日前日にメールなどで告知をしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 お答えします。

図書館の延滞の対応策として、議員がおっしゃるとおり貸し出し禁止の取り扱いは今後検討し、取り組んでまいりたいと考えております。図書館は、貸し出し期間は2週間、それを超えるものを延滞の対象としております。本年度の2月末までの延滞の実績は、累計で1,326件、5,910冊となっております。これらは、督促のはがき等によってほとんどが返却されております。返却に至っていない延滞の2月末時点の実績は106件、408冊、貸し出し冊数は約20万冊ですので、全体の大体0.2パーセント、このうち2カ月以上の長期延滞は64件、206冊、全体の中で大体0.1パーセントの割合となっております。対象者には週1回、対象資料ごとに返却期限を記載したはがきを送付して、必要に応じて電話による督促も行っているところです。現在延滞に対する貸し出し禁止の措置は講じておりませんが、未返却図書がある利用者の貸し出しの際には、その都度その旨声をかけて注意喚起を行っております。しかし、長期延滞の多くはその後の来館がなく、カウンターでの直接注意喚起がなかなかできないことから、電話による督促を実施していますが、悪質な延滞者に対しては先ほど述べたとおり貸し出しを禁止するなどの措置を講ずるなど、延滞解消に向けた取り組みを行ってまいります。なお、メールによる返却期限の告知につきましては、システムの告知機能がないことから実施は困難であります。効果のある延滞防止策について検討を進め、市民の貴重な財産である図書館蔵書の効率的な利用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 大変延滞者が少ないので、滝川市民はすばらしいなということを再確認いたしましたけれども、今後も市民が使いやすい図書館の運営に心を砕いていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問は終わりになりますけれども、図らずも最後の一般質問になる可能性がないとも言えませんので、どうもありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 新政会の渡邊龍之です。4年前、先ほど黙・したように東日本大震災がありました。早

いのか遅いのかわかりませんが、ここに立たせていただいて4年たったという感慨でいっぱいであり
ます。議会活動を通してこの4年間感じている部分は、議会と首長というのは二元代表制というのは、
当然ご存じのとおり住民が選択できるわけです。ですから、議会と首長、住民というのはいいトライ
アングルでいい関係を保っていかなければ、滝川市というまちが機能しないのではないかというのを
4年間で感じたところであります。

そこで、議長のお許しをいただきましたので、4件6項目にわたって一般質問を行いたいと思いま
す。

◎1、市長の基本姿勢

1、市政運営について

まず最初に、1件目、市長の基本姿勢であります。1項目めは、市政運営についてであります。こ
れについては昨年の4定でも同様の質問をしておりますが、市長は市政運営の基本として民間感覚の
導入を刷新とともに強く求めてきたと思います。そこで、この4年間、職員の意識に変化があったか
どうか伺いたいと思います。もし具体的な例がございましたら、あわせて伺いたいと思います。市役
所が市民に愛されるという高い目標の中で進める上で職員に変化を求めるとすれば、どのような意識
改革が必要なのかと、当然時間も必要だと思います。いろんな研修もやっておりますが、本当に意識
改革が浸透するには今の研修体制等を含めて十分できるとご認識されるのかお伺いしたいと思います。

○議 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡邊議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本としまして、この4年間取り組みを進めて
まいりました。私が市長に就任して間もなく始めました民間企業研修のほかに、商店街訪問研修、民
間出身の鈴木副市長による講話、また市内の会社経営者による講話、さらに今年度からは長期の研修
といたしまして新日本スーパーマーケット協会への派遣にも取り組み、合計で160名強、約半数の
職員が民間企業について学んだところであります。ご質問いただきました具体の意識の変化についま
しては、非常にこれは表現が難しいところでございますけれども、常日ごろの職員との対話や行動を
通して意識あるいは態度の変化は感じているところでありますし、私が就任当初より掲げている風通
しのよい市役所づくりという点では大きく改善できたと感じており、お客様である市民の皆様に良質
なサービスを提供するための必要な環境整備については整いつつあるのかなと感じているところで
ございます。2期目をお任せいただくことが前提でございますけれども、今後も民間研修に限らず、職
員並びに組織の能力を高め、市民の皆様に満足いただける市役所づくりに努めていきたいと考えてお
りますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 職員にはいろんなことを実践されているということでは前回もご答弁いただいて、わか
ります。そこで、市長の本気度というのは2期目であらわれるのかなと思います。そこで、行政に求
められるというのは経営型行政運営、すなわちコストの削減意識、これは民間が物すごく取り入れて

いる課題だと思う。また、成果主義というのもあろうかなと思います。そういう中で、組織マネジメントというのは活性化を阻害しているのではないかという部分が感じられます。組織の硬直化、役割、行動の固定化というか、ワンパターンになっている。考え方も同じように前例踏襲的な部分、あわせて組織の縦割りという部分があるかなと思います。そこで、吉井副市長、こういう経営型行政運営、組織マネジメントについてどのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 組織マネジメントという難しいことは余りわかりませんが、前田市長に就任いただいて、一番身近にいるのは私ですから、いろいろびんびん響くことも結構ありまして、組織のあり方、人事のあり方等についても思い切ったこともやってきているというふうに思いますし、その辺は議員さんもおわかりかと思いますが、そういった具体的なことを一つ一つ積み重ねてきているということとはご理解いただきたいと思いますが、私は、ちょっと質問の趣旨から外れるかもしれませんが、一番感じているのはスピード感ということでございまして、特に具体的にお話を1つ挙げるとしたら、例えば北海道医療大との連携ということについては、議員さんにいろいろ相談もさせていただきながら、よし、いくぞと決めてから、週末の土曜日に関係部長をばっと集めて、これをしっかり実現させていこうという、本当に電光石火の取り組みの中で生まれてきたこともありますし、また小さなことからいうと、例えば民間研修もそうですし、昼休みの時間を変えたとか、新年交礼会の時間とか、年度末の年度納め式のときに、それは全て地域経済の活性化ということをにらんだいろんな迅速な対応もしてきているということの中で、私はスピード感というのが一番、組織のあり方等についても職員の意識改革についてもやってきているのではないかなと、意識もされているのではないかなというふうに、この辺が一番強く感じているところです。組織マネジメントという質問には答えになっていないかもしれませんが、その辺は職員OBの先輩としてよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 吉井副市長の性格がもろにあらわれた答弁かなと思います。ここで再々質になりますけれども、職員の意識を変えるという重要な部分、職員の人事等を吉井副市長がやられているわけで、柔軟性を持った思考と行動という部分、2点目、用務に適した事務分掌の見直し、3点目、職員のやる気、これには特昇あり、昇進ありという基準づくりが、私の考える職員の意識というのはこれによって高まるのではないかと思うのですけれども、もしご答弁いただけるのならよろしくお願ひしたいと思いますが、今の3点について。総務部長でも結構です。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 今おっしゃられた3点は、職員のモチベーションを上げる、きちっと仕事を進めてもらう意味においては非常に重要な問題ですし、組織のこと、それから人事異動の進めに当たっては時間をかけて、総務課中心に準備しながら、配慮も含めながら、実行したときの効果等も含めてやっているかなと思っておりますし、今後もその辺については十分踏まえて対応してまいりたいと思っております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど最初の答弁、スピード感を持って物事が完遂できたという答弁をいただきました。ですから、これから次の質問になりますけれども、意識を高める、モチベーションも含めてですけれども、そういうものを早急にしていかないと組織そのものというのが前段申し上げたとおり硬直して前に進まないのではないかと。ですから、市長には２期目には本当の本気度が問われるかなということだと思っています。

それでは、２点目に入りたいと思います。昨日から財政問題に関して三上議員、窪之内議員、山本議員、木下議員、私、その後清水議員も財政等に質問を予定されており、また答弁も昨日聞いておりますが、改めて質問したいと思います。毎年本当に厳しい予算をつくっていただいていると思います。いろんな国内外の状況等がある中で、歳入の主な部分というのは交付税、市税というのがあるかと、これが思ったより伸びないと、増収になっていないというのは、やりくりに変えざるを得ないかと思っています。そこで、歳入不足、予算編成する上で基金からの繰り入れで賄う予算編成というのは、最初にもう事業がありきで、足りないから基金から繰り入れようというのが感じられます。経常経費、公債費等の支出が市の財政を圧迫しておりますが、財政健全化を打ち出しております。それには、歳入、入ってくるものに支出も合わせるといった基本的なやり方の編成をすべきと思うところですが、６月補正等もあり、まださらに予算が膨らむと思いますが、現行でこの予算編成をされてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 財政についてのご質問でございますけれども、渡邊龍之議員のおっしゃるとおり、歳入といいますか、とにかく身の丈に合った予算編成をするということが大切であるというのは私も同感でございます。近年当初予算で多額の基金繰り入れを見込まなければならない予算編成となっております。２７年度も骨格予算でありながら４億円を超える基金繰り入れを見込まざるを得ないという状況となっているわけであります。財政健全化、何度も申しておりますけれども、喫緊の課題であり、この計画を策定して事務事業の抜本的な見直し、歳入確保策の推進、組織機構、人員配置等の適正化などに取り組んで、その中で身の丈に合った事務事業となるよう見直しを進めて、財源補填的な基金繰り入れを見込まなくてもよい予算編成の実現を目指して、そのために努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 担当等では鋭意努力されているというのは十分わかります。また、市長の政策的な予算というものも当然配慮しなければならないというのも理解します。そこで、やはり財政に関しては危機感を持って臨まないといけないと思います。その手法の目安となるのは、実質赤字比率とか連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等々の率で見ると確かに滝川市はボーダーラインのところまでキープしています。だけれども、これが将来にわたって将来負担比率を見ると２６年推計値で１２１．５と、このまま事業を進めていくとこの数字というのは当然上がっていくかなと思うのですけれども、将来負担比率から見て滝川市の現状からどういう危機感を感じるか、ご答弁いただければと思いますけれども。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 指標を担当している部長としてちょっと答弁させていただきたいと思います。

今現状健全な中にあるというのは議員さんおっしゃるとおりで、将来負担については三セク債であるとか、近年学校等の大きな事業があったということもあって若干悪化したということでございまして、将来的に悪化が続くかというところは考えておりません。ただ、現実には、比率はともかく、予算編成上の厳しさは先日来お話ししてきているとおりですので、将来の見込みについてこの指標から推測できることというのは特段今のところはないというか、推測するのが難しいということしか申し上げられないと思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 まだ大丈夫そんな答弁ですけども、実際職員がこの数字を見てどういうふう感じて予算を執行しているのかという中で、一般会計、特別会計、企業会計があります。企業会計で取り入れられておるバランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書等があります。ただ、一般会計には一切ないという。聞くとところによれば、今年度中に国からこういう指導が来るということを持ちと聞きましても、先ほども言ったようにコストを下げるという意識がどこかでわからないと、職員がこういうシートを使ったり計算書をしたりという部分を一般会計にも私は取り入れて実際に執行すべきだと思いますが、総務部長はどうですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地方自治体についてのそういったバランスシート等々の活用についてはさまざま研究もされていますし、我々も随分札幌の専門家からも話を聞いたりしています。そういった中で、国のほうもそういった手法について取り入れるという方針を出してはいます。ただ、その計算、公会計の扱う手法、方式が今現在2つの方式を国が認めていまして、その2つの方式は同じ前提の数字を使わないという比較が非常に難しい状態で今走っている。それも国のほうで今統一すべきというふうにも検討を重ねているようですけども、そういった中でなかなか現状の計算書等での職員に対する説明というのは現実的に難しいというふうには認識しています。ただ、議員さんおっしゃるように、職員の意識ということであれば、それは非常に大事なことでと思っていますし、厳しいという部分ではことし、近年やっていない職員に対する予算実態の説明会とか、そういったものも複数回実施してきています。そういった意味で、これからも職員の意識、コスト意識等々の研修といいますか、周知については努めていきたいというふうに思っています。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 やはりそういう厳しい財政状況というのは共通の認識を持つことが必要だと思いますので、ぜひ職員に研修等を含めてやっていただきたいと思います。

◎2、市民生活行政

1、街路灯のLED化の推進について

次に、2件目、市民生活行政、街路灯のLED化の推進についてであります。北海道電力の電気料

金が大幅に値上げされました。結果として各町内会の街路灯の電気料金の支払いがふえていると思います。そこで、確認は難しいのかもわかりませんが、年間の電気料の助成を確認すればある程度把握できるかと思います。そこで、どのように現状を把握しているか伺います。市の負担が当然ふえていくと思います。今年次的に街路灯についてはLED化を推進、進めているところでありますけれども、限られた予算内でやる限り、このスピードでやっている限りでは到底まだ長い年月がかかるかなと思います。そういう状態にしていっていいのか、負担増になっていく状態を続けていいのかどうかについてご答弁願いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 渡邊議員がおっしゃるとおり、平成25年9月、26年11月と2度にわたる電気料金の値上げ、そして平成26年4月からの消費税の引き上げに伴い、町内会等で維持管理されている街路灯電気料の町内会等負担分については平成25年度、1月から12月分になりますが、792万円強だったものが平成26年度には820万円強となり、30万円ほどの増加となっております。26年度では値上げの影響が2カ月でありましたが、27年度にはその影響が12カ月に及ぶこととあわせて、本年4月から値上げの軽減措置も終了することから、町内会等の負担はおよそ1,000万円になると想定しており、26年度と比較しておよそ180万円の増加を見込んでいるところでございます。このような状況の中、滝川市においては平成25年から町内会等が維持管理する街路灯の切りかえ、更新等の補助金の対象に電気料金の削減効果が大きいLED灯を加え、平成26年度においてはさらに進めるため、前年度348灯分であった街路灯設置費補助金を933灯分に増額した予算を計上し、街路灯のLED切りかえを促進してきたところでございます。平成27年度においても、厳しい財政状況の中ではありますが、467灯分を予算計上し、引き続きLED化達成率40パーセントを目標に目指し、切りかえを計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 所管では予算の獲得分で若干27年度はふえるというような確認をしました。ぜひ推進に向けて各町内と話し合いをしていただきたい。ただ町内会から申請書が出てくるのを待っているのではなくて、積極的に各町内に呼びかけるという行動が必要ではないかなと思っています。これは答弁要りません。

◎3、保健福祉行政

1、健康づくりとスポーツの結び付きについて

次に、3件目、保健福祉行政、健康づくりとスポーツの結び付きについてご質問したいと思います。これについては、先ほど大谷議員さんも若干触れていた部分があろうかなと思います。そこで、健康づくりに関しては、さまざまな事業は所管でやっておられます。身近に簡単に健康づくりに取り組むことによって病気の予防、また体力回復のリハビリ等に励む人がふえていると認識しているか、まずお聞きしたいと思います。

昨今健康意識の高まりというのは非常に高いものがあると思います。これらに取り組むというの

は、当然体力維持もあろうかなと思いますけれども、疾病等の予防を取り入れたプログラムをやられてはどうかについて伺いたいと思います。その際、専門的な分野が当然出てくるかなと思います。医療やスポーツについての知識が必要となります。そういう中で、予防を含めて医療関係者、スポーツ関係者との連携というのはどのように進めていくつもりかお伺いしたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 健康づくりに対する市民の関心につきましては、各種事業や保健センターへの来所相談、電話相談が少しずつ増加していることから、生活習慣病を初めとする病気やけがなどの予防には日ごろからの食生活や運動、健康診断などが重要であり、最近はいろいろとテレビの影響などもあったりして、ウォーキングやフィットネスクラブへ通うことや、さらには腰痛防止対策などでストレッチなどを行ったり、各自がさまざまな手段で自分の健康は自分で守るという方々がふえてきているという実感、認識をしております。健康意識の向上に伴う運動プログラムの導入につきましては、現在健康たきかわ21アクションプランに基づき取り組んでおり、平成26年度は運動チャレンジを重点事業として、運動を継続しているグループの紹介、初心者向けノルディックウォーキング教室、市内企業へ保健師と健康運動士が出向き、健康教育を実施するなど、運動の推進を図るとともに、普及啓発に力を入れているところであります。今は専門的な方の知識等ということで、今後においてはこのような市民健康意識の高まりに合わせまして、さらなる市民の健康づくり、運動を促す取り組みの継続と充実、地域の施設、スポーツクラブや体協など健康資源と民間活力を生かしたネットワーク形成を目指すとともに、スポーツクラブの健康運動士など専門的な方々とこれまで以上に連携し、運動に取り組む機会の創出を図り、市民の方々が身近な健康づくりができる環境づくりを今まで以上に積極的につくってまいりたいと考えております。健康増進、いわゆるヘルスプロモーション事業を進めてまいりたいと考えます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 市民の健康づくりに対する部分をぜひアクションプランの計画の中と整合性を持って取り組んでいただきたいと思います。

2 要旨目、介護保険特別会計の新年度予算は前年比0.6パーセント増、毎年増加しています。高齢化に伴う部分が顕著にあらわれているのかなと思います。保険料の抑止に向けた取り組みとして、先ほども申し上げたとおり、予防を含めて運動による体力のアップを図ることによって介護給付の支出を抑えることが必要ではないかなと思います。そこで、直接、間接、いろんな結びつきはあろうかなと思いますけれども、運動と体力アップを含めて結びつくかどうかという部分について考え方を聞きしたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者の増加、長寿化などに伴いまして、介護保険サービス利用者が増加し、また介護度も上昇し、結果的に保険給付費が増加し、渡邊議員のおっしゃるとおり、介護保険予算は増加してきております。日ごろより介護予防に取り組んでいただき、皆さんが少しでも元気に介護認定を受けずに済むような生活を過ごしていただくことが介護保険経費の上昇を抑え、さらには今後の介護保険料の上昇の抑制につながるものと考えております。以前より介護保険事業計画に介護予防事業を

位置づけ、限られた予算の中で外出機会、運動、人との交流などを促進し、介護予防や介護度が進まないように取り組んできたところでございますが、第6期計画においても温泉教室、介護予防講座、地域体操教室などを継続して実施していくほか、前の質問にもありましたが、市民みんなの健康づくり、これらと連動しまして、元気なうちから運動による介護予防を初めていくことができるように、運動習慣のない高齢者、元気な高齢者を対象にした運動による健康づくりのプログラムを進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 大変積極的な部長の答弁をいただきましたので、頑張っていたきたいと思います。

◎4、教育行政

- 1、道徳の教科化について
- 2、有害環境への対策について
- 3、こどもの体力向上について

それでは、4件目、教育行政に入ります。まず最初に、道徳の教科化について。国の文科省は、いろんな教育改革を地方にまで進めてきている現状で、このたびは道徳の教科化ということを打ち上げております。そこで、滝川市内の小中学校における道徳教育は現状はどのように進められているのか、また道徳が教科化が実施された場合の教育委員会としての基本的な対応の考え方、また教科化における問題点はどのように捉えているのか、教科書、授業時間等があります。道徳の部分は、本来家庭においてやるべき事項かなというのもわかるのですけれども、家庭における取り組みが不十分な部分を学校でこのようなこと、このようなことというのは道徳を教えることについて、本当に子供たちが充実感を得られると思うのかについてお聞きしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 道徳教育の現状ということのご質問であったかというふうに理解します。

現在小学校、中学校ともに、学習指導要領に示されております道徳における4つの視点というのがございます。例えば自分自身に関することというくくりですとか、集団や社会とのかかわりに関することといった4つの視点があるのですけれども、その4つの視点によって分類された指導内容を年間35時間以上を基本として道徳の授業を各学年で行っております。また、この4つの視点に沿って、学年ごとに指導内容が細部まで示されております。一例を挙げますと、小学校1、2年生の社会や集団とのかかわりの中において、約束や決まりを守り、みんなが使うものを大切にするという指導内容などを学級ごとに児童の実態に即して授業を行っていくというようなつながりになっています。用います資料は、文部科学省や北海道教育委員会が作成した副読本が中心になりますが、より子供たちの心を揺さぶり、深く考えさせるような授業を構築するために、担任の先生方がみずから作成する資料を用いて授業をするといったようなケースもあります。また、本市においては、平成19年度から道徳教育推進事業を推進してきておりまして、各校の研究員による授業公開を含む研究活動を行っており、各校での還流をさせ、その成果を浸透させたり、広げたりしてきているところであります。

次に、道徳の教科化に向けての課題、問題点ではありますが、現在学習指導要領の改訂が検討されています。その中で、ご質問にありました検定教科書や授業時数なども次第に明らかになってくるのではないかと思います。問題点といいますか、課題となることの一つに道徳の評価の問題がございます。現段階では文章表記での評価が論議されていると伺っておりますが、子供の内面にかかわることの評価であることから、大変重いといいますか、大事なことであり、また道徳的価値観についてはさまざまな考え方もあり得るということから、今後評価の基準が示されますので、教職員が研修を深め、理解を深められるように支援してまいりたいというふうに考えております。

最後にございました家庭教育との関連及び子供たちの充実感等についてですが、道徳的価値を単に授業で教えるということだけでは確かに子供たちの充実感も薄いということが言えるのではないかなというふうに思います。現行の学習指導要領の中では、自分の生き方について深く考えさせるということが重視されているほか、さまざまな考え方に触れる中で新たな生き方とか考え方に気づかせるというようなことが狙われています。また、子供たちの心の育成ということでは家庭、地域との連携も必要不可欠であろうかなというふうに思います。現状におきましても、道徳のノートを家庭に持ち帰って、保護者との対話の中で子供たちが家庭でまたノートに書き込むというような取り組みがされております。このようなことから、家庭での会話の中で道徳心を向上させるようにしむけているところでもあります。そういったことも引き続き取り組んでいくことになるかと思えます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 大変もったもなご答弁をいただいて、ありがとうございます。当初この教科化というのは、新聞報道を読む限りでは文科省の考えているのはいじめの防止を最重点に考えていた節があらうかなと思います。そういうものを含めて道徳と結びつけているのかなと思うのですが、道徳の教科化、これは特別な教科に位置づけされると思います。それで、教科という解釈なのですが、当然教員免許を持った教師が教科書を使って指導し、数値等で評価を行うというふうな文言があります。ですから、先ほどなじまないというふうなご答弁をいただいたのですが、文章表記という答弁しましたけれども、これは数値化等であらわすというふうな方向になるのか、なっていくのかについて考えをお聞きしたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 教員免許の関係です。現段階では、道徳科の免許というような形ではなくて、学級担任の先生が道徳も指導するというような方向性と押さえております。また、評価のことですが、先ほど申し上げましたとおりの現段階の情勢でありまして、これが将来的に数値化されるというような情報は得ておりません。

○議長 長 渡邊議員、まだ時間がかかりますか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 それでは、まだ時間がかかるというふうに判断をいたしまして、この辺で休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡邊議員の一般質問を続行いたします。渡邊議員。

○渡邊議員 午前中に道德の教科ということで何点か指摘させていただきました。その中で、教師がいろんな研修もされているということでしたので、先ほど私が教科という部分で若干話をさせてもらいましたけれども、特別教科も同じだと思いますけれども、先生方のそういう研修を生かした意味で、滝川らしい道德の時間帯というか、ものをやっていたいただければよろしいかなと思っています。

それでは、教育行政の2項目め、有害環境への対策について。昨今スマートフォン、無料のラインを使っただけの出来事が新聞紙上をにぎわしていました。川崎の事件も大きく捉えればそういう関係で事件が起きていると。そういう中で、スマートフォンの普及が目覚ましい状況だと。スマートフォンの利用価値は多い面もありますが、学校への持ち込み、長時間使用、有害情報への接続等、不適切な利用が問題になっております。以前に委員会では、スマートフォンというか携帯電話等の利用実態が総務文教常任委員会で報告されておりますが、今般こういう青少年の犯罪被害、またいじめ、プライバシー等の問題がかなり深刻であると考えるべきではないでしょうか。そこで、これらの対応を含めてどのように生徒指導、スマートフォンの保持を含めて指導を徹底していくのかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 スマートフォンの普及が社会問題化していることはご存じのとおりかと思いますし、今ご指摘にありました先日の川崎の事件はご記憶に新しいところかと思います。スマートフォンの普及によりまして、安易な書き込みでありますとか、有害サイトへの接続の問題もありますし、チェーンメールといったような不適切な使用も問題視されておまして、学校現場ではいじめにつながるおそれも危惧されているというところであります。学校での指導ですが、学級担任が基本となって学級指導や道德の時間の中で情報モラル教育として発達段階に応じて行ったり、報道で取り上げられている被害事例ですとか、昨年私たちが取り組みました実態調査に基づいた、そういった資料を用いた指導を行ってもらっているところであります。また、学校によっては児童会、生徒会が中心となったりいじめ撲滅集会の中でそれらのことを取り上げていただいている学校もありますし、携帯電話販売会社の方を外部講師としてお招きした講習会においてそれらの問題性を学習しているところもあります。教育委員会といたしましても喫緊の課題と捉えておまして、次年度におきましては空知教育センター講座の中にラインの株式会社の方を講師としてお招きして、教職員及び教育行政関係者に広く参加を呼びかけて、ネットトラブルへの対応と題した講習会、講演会を開催する予定としております。また、PTA連合会においても、昨年11月、北空知PTA連合会の研究大会の中で子供たちをネットトラブルから守るための宣言文を採択していただきまして、各家庭におけるルールづくりと家庭の機能の役割ですか、これらを確認していただいたところでありますし、社会教育委員会議の中のグループ協議の中でも触れていただいたり、あるいは社会教育のほうで販売店を回ってフィルタリングのご協力をお願いというようなことをやっているところであります。今後とも関係者と連携しながら、

保護者あるいは青少年を含めて啓発及び学習機会の提供と一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 委員会としての取り組みという部分では理解を示します。先ほど述べたように、ルールづくりというのが基本になろうかなと思います。そこで、学校に対してこういう携帯電話等の持ち込みを許可しているのか。また、前回の携帯電話にかかわる調査後、生徒指導にかかわる部分でスマートフォン等の指導を要した件数というのがもし把握されていれば、ご答弁願いたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校への持ち込みは、基本的に禁止になっております。

それから、2つ目にありました前回の調査以後ですけれども、いじめの報告ですとか各種問題行動等の報告を上げさせておりますけれども、その中に携帯電話、スマホ絡みの事例は特に上がってきておりません。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 いずれにしても、長時間使用という部分で学校から帰宅後というのは及ばない範囲ですけれども、長時間使用する児童生徒という部分に対する指導というのもこれからもやっていただきたいなと思います。

それでは、最後の質問になります。こどもの体力向上について。平成20年から文部科学省が小学5年、中学2年を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施しております。過日、総務文教常任委員会にも報告されました。子供の体力向上については、私が思うところには、基本的な動作、投げる、跳ぶ、走る、これにもう一つ入れれば蹴るかなと思うのですけれども、について保健体育授業で向上させるために授業において工夫が必要ではないかなと考えるところです。また、積極的にスポーツにかかわる、参加させる、こういう環境づくりに取り組み、運動習慣が身につくようにすればおのずから体力の向上というのが図られるかなと考えるのですけれども、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今年度の調査の結果につきましては、種目によっては全国平均を上回った種目もありますが、走る、跳ぶなど全体的にやや低いという状況です。小学生の回答の中で、運動に対しての興味関心が高いということ、それから放課後や休日に運動している場所として地域の公共施設の活用度合いが高いという答えが全国平均を上回っています。中学生の回答の中では、運動部活動等への所属率、運動が得意であると答えた生徒、これも全国平均を上回っていること、こういったことは滝川らしい特徴だというふうに考えています。この結果を踏まえまして、学校としては授業の中で指導する教員が一人一人の能力、これを的確に把握しながら指導に結びつけることが大切であるというふうに認識しており、学力向上と同様なのですけれども、少人数でのグループ指導とか複数教員でのチームティーチングなど、有効な指導方法であるというふうに議論されているところであります。27年度の体力向上策といたしましては、先生方で組織しております滝川市教育振興会、この事業を見直して、27年度は走る力のプログラムを組んで重点化して進める予定でございます。また、学校以外でも、体

育協会ではこれまで元気アップ教室とか、水泳、スキー、スケート教室などあらゆる場面で子供の体力の向上のための事業に取り組んでいます。また、27年度は秋のコスモスマラソンに加えまして、新たなスポーツイベントとして5月に江部乙の丘陵地で親子で楽しく参加できるマラソンとピクニックをあわせた新しいスポーツ、マラニックの大会を予定しているところでございます。今後とも子供たちに体を動かすことの楽しさ、喜びを伝え、体力向上につながる事業を支援していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 27年度は新しいプログラムをセットするというご答弁をいただきました。学校だけにおける体育というものではなくて、今体育協会というふうに組織的な部分の話も出ましたけれども、いろんな各種スポーツ団体があり、またそこに属している子供らが大勢いると思います。であるからして、その競技団体に対する支援というか、そういうものも委員会として助言するなり、連携してやるなりという体制づくりが必要ではないかなと思うのですけれども、この件についてのご答弁いただきたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のとおり、体育協会が各種スポーツ団体に対してもリーダーシップといいましょるか、主体となって担っている状態でもありますし、これから大きな力を期待したいところであります。教育委員会としてもこれまで以上に体制の強化を図られるように一緒に考えていきたいというふうに思っています。おっしゃるとおりだと思います。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 体力向上、こういう事業でやらなければそういうふうになっていかないのかと思うと大変情けないと。昔であれば、石炭を運んだり、まきを運んだり、自然に体力がついたものだけでも、今の子供らというのは間違ってもそういうのはありません。そういう中で体育ということを考えると、いろいろなものが問われるかなと思うのですけれども、日常でもできる、どこかに小さな広場があればできるという、そういう感覚というか、それが地域となっていていろんな部分に結びつく、そういうものになっていくのではないかなと思うので、ぜひ委員会も体育協会も連携して、体力向上の部分にスポーツと運動という部分を十分理解させるようにしていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 いよいよ統一地方選挙前最後の一般質問となりました。この統一地方選挙で議員候補者が政策を闘わせるという選挙にぜひなってもらいたいなど。私のこの一般質問もその一部という位置づけで提案、また疑問を投げかけていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎1、財政政策

1、非常事態宣言の報道について

2、市税と普通交付税の減額見込み内訳について

3、借換え債の計画づくりについて

まず、財政政策ですが、非常事態宣言の報道についてです。この点については何人もの方が取り上げられておりますが、まず市長は非常事態宣言というこの文言の目的、この言葉が意味していることをどのように考えてお使いになったのか。2点目は、非常事態宣言をした道内の実績等について。また、3点目は、時期的に不適切だったのではないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、ただいまの清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

滝川市は、平成11年に予算編成方針にあわせまして内部向けに非常事態宣言を行い、当時の行財政改革調査特別委員会へも報告され、新聞紙上にも掲載されるなど、一定程度の市民周知がされました。宣言の内容は、長引く景気低迷により市税収入が減少し、基金残高も急激に減少する状況にあるとした上で、人件費や経常経費の縮減、受益者負担の見直し、市税等の収入率向上などの取り組みを柱としたものであります。また、道内の自治体では、平成11年4月に北海道が、平成18年7月にせたな町が、さらには平成19年3月に歌志内市が財政非常事態宣言を行っています。このほか財政非常事態宣言は道外の自治体でも行われており、各自治体の長が行政運営に大きな責任を持っているため、財政状況が最悪になってからでは遅過ぎるという危機感のあらわれで表明している場合がほとんどであります。私は、市政運営を預かる責任者として、財政状況が最悪になることを何としても避けるためには、市民の皆さんや議員の皆様方と手を取り合ってこの局面を乗り切っていかなければならないと考えております。そのためにも、現状の財政状況を皆さんに十分ご理解いただいた上で、積極的に財政の健全化に取り組みたいと考えております。先日の予算の記者発表におきますこの発言は、このままでいったら財政はこのようになりますと、何度もこの場で申し上げておりますけれども、このままでいったらということですので、この問題に対する財政健全化に向けます不退転の決意のあらわれでお話をしているということをご理解をいただきたいと思ひます。しかし、今お話ししましたとおり、実際にこれを行うかどうかにつきましては、慎重にその必要性を判断した上で考えるわけございまして、まだその段階まで至っていないと思ひております。ぜひともご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 滝川市の財政がいいか悪いかという判断基準はたくさんあると思うのですが、プライマリーバランスでいうと恐らくマイナス1億円とか、そういう程度だというふうに思うのですが、そういうふうに考えると前回の非常事態宣言と比べると全く性質が違ふ、状況が違ふというふうに私は捉えています。ほとんどが国の責任というふうに思ひておりますが、お考えを伺ひたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 今の問題が国の問題であるかどうかということは私からは述べることはできませんが、今のプライマリーバランスのお話は確かにそうだと思います。滝川市は借金も少ない、しかしながら基金も少ないということでもあります。ですから、このままの基金を繰り入れしなければいけない予算編成を続けていけば、基金がそのうち底をつくという状況が近づく可能性があるわけございまして。

そのためには、基金繰り入れをしなくて済むような予算編成を、先ほど渡邊議員のご指摘にもお答えしましたが、そのようにしなければならないと、そういうふうに考えてもおります。そして、基金が現在少ないということは、不測の事態、例えば大きなマイナス要因がどこかで発生した場合にはとても大変なことになるわけですから、少しでも多くの基金を積んでおくことが今必要性があると、そのように思っている次第でございます。そういう意味では財政健全化計画をしっかりとつくっていかねばいけないという強い思いがこのような言葉になってあらわれているというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、市税と普通交付税の減額見込み内訳についてですが、5年間の中期試算では市税と普通交付税合わせて毎年1億2,000万円ずつ減少するとしております。この内訳の説明を求めます。1点目として市税が人口減少で減る金額、2点目として固定資産の評価額見直しで減る金額、3点目として基準財政収入額の減少額、4点目として普通交付税の基準財政収入額の減少による増額、5点目は普通交付税の人口減少による減額、6点目は普通交付税のその他の原因による減額について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 それでは、ご質問に答弁させていただきますが、まず1番目、市税の人口減少に伴う影響額につきましては、個人市民税及び法人市民税が人口推計により算出しているほか、市たばこ税も人口推計にたばこ消費の減少傾向を加えて推計しているところです。これら合計の年平均減少額は、4,300万円程度と試算しております。次に、固定資産の評価見直しの影響額につきましては、固定資産評価がえは3年に1度のものであり、過去の実績から推計をしたものですが、5年平均で考えますと年平均の減少額は5,500万円程度と考えております。次に、基準財政収入額の減少額は、年平均7,300万円になります。次に、普通交付税の基準財政収入額の減少に伴う増額は、同額の7,300万円。そして、普通交付税の人口減少に伴う影響額は、平成27年度に国勢調査が行われることから、28年度から影響されることとなります。人口推計をもとに前回国勢調査の減少率から今回の影響額を算出した結果、約1億円の減額、5年平均で考えると年平均2,000万円になると試算しております。普通交付税のその他の原因による減額としましては、交付税措置のある起債償還の終了によるものが大きく、年平均約8,000万円の減と見込んでおります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一番最後の8,000万円がどういう減額かをもう一度伺いたいのですが、1億円の人口減少による減額、普通交付税は大体65億円ぐらいですから、1億円というところと65分の1で、1パーセント以上が人口減少で交付税が減ると、毎年的人口減少は300人程度だと言われているので、それは1パーセントより少ないわけです。実際の人口減少よりも人口減少による交付税額が大きい理由について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 8,000万円というのは、普通交付税のその他の原因による減額の8,000万円の
内訳ということでしょうか。だとしますと、こちらは細かい内訳は今手元にはないのですが、交
付税措置というのはご存じのとおり下水道、病院等も含まれるものですから、下水道、病院、ごみ施
設等が多額にあってそういった額になったということでございます。次に、人口減少によるものとい
うのは積み上げたものではなくて、昔の国調の人口の減少率、交付税の変化、それを数値として試算
したものということです。その減少率がそのままずっと未来永劫いくかどうかということではな
く、単純に積算というか、算数的に見たということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市税の減少と基準財政収入額の減少は、9,800万円に対して基準財政収入額が7,
300万円減ると、交付税は同額ふえるので、2,500万円の実質の歳入減と、これに加えて1億
円とか8,000万円という数字が出ましたが、このあたりの内訳を調べていくと非常に細かい話に
なると思いますので、予算委員会に譲りたいというふうに思います。

次、借換え債の計画づくりについてですが、基金がゼロになれば市の財政運営は困難になります。
市長が先ほど言われたとおりですが、そこで借換え債について徹底的な計画づくりを求めます。借換
えについての総務省担当所管は、私の問い合わせに対して、まず道が許可する、そして耐用年数を超
えない範囲での長期化、さらに公債費比率が悪化しないなどのことを挙げております。悪化しない
というのは、極端にということです。そこで、普通会計の中で耐用年数を超えない起債残高はどれぐ
らいあるのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 起債の償還年限は30年以内とすることと、施設の耐用年数に対して世代間の負担の公
平の観点から適当と考えられる範囲内というふうになっています。耐用年数を実際に超えるものはな
く、全てが耐用年数以内となります。市役所庁舎を例に説明しますと、減価償却資産の耐用年数等
に関する省令では耐用年数は50年ですが、実際に借り入れ先である財務省の規定に基づき、そ
れより短い25年で借りているものであります。しかしながら、起債申請に対する同意は単年度ご
とでありまして、過年度の同意に対して申請時の償還年限を超えた変更を申請することはできないこ
ととされておりまして、要するに借換えを行うことはできないものであります。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は総務省の担当所管に聞いておりますので、全く同じことを聞いて違う答えが返っ
てきているのかと思いますが、今回はどこに問い合わせしてそういうことになったのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど道の許可というお話がありましたが、北海道に確認してそういう回答を得てお
ります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私はこれを通告しておりますので、道の担当者に、滝川の議員が総務省に問い合わせ
たら、道の許可があれば借換えできるよという、こういうことは確認されましたでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 議員さんのそういう質問があつて、こういう質問で国が答えているとかという前提はつけていません。うちは実際にそういう借換えがどうなのかと、うちの認識もできないというふうには思つてはいたのですけれども、現実になんのかということの中では、回答いただいた中身にちょっと触れさせていただきますと、総務省の運用上ということで実際に実体的に認められていないという話です。ですから、法律上の争いの中で、あるいは規定の争いといいますか、解釈の中で絶対にできるかできないかということで聞いてはいませんので、清水議員さんの聞かれたときには100パーセントできないのかと聞いたかどうかはわかりませんが、そういうことでの回答の受けとめ方の違いになったかもしれません。実際に運用上された例もないと言っていますし、認められてはいないというふうにお聞きしていますので、市としての理解はできないものというふうに理解しております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 道に問い合わせたということで、私が聞いたところとまるで違いますので、市として国に直接、全国の事例なども調査して回答を求めるような、そういったことを求めて、次に農業行政に移ります。

◎2、農業行政

1、米価大幅下落の影響と生産調整について

2、新規就農、後継者対策について

米価大幅下落の影響と生産調整についてですが、政府は2018年度から生産調整をしない、減反政策をやめることを決めています。農家経営と地元経済への影響は深刻です。生産者からは、政府が生産調整を放棄すれば米価は大きく変動するなどの声が聞かれます。国として生産調整をしないことについて市の考え方を伺います。

○議長 農政部長。

○農政部長 生産調整に関するご質問でございますが、昨年の第3回定例会でも答弁させていただきましたが、平成25年12月に国が農林水産業・地域の活力創造プランの中で生産調整の見直しについて平成30年産米をめどに現行の米の生産目標数量の配分を取りやめまして、国が策定する需給見通しなどを踏まえながら、農業者が主体的経営判断のもとに主食用米の生産ができるよう、また農協等の集荷業者、団体が戦略的な販売を的確に行うために、そういった環境整備を進めるとされております。現行の生産数量目標の配分というのは、米の価格の安定に一定の役割を果たしてきたというふうには考えております。今後は、国の需給見通しなどの情報を受けまして、農業者がみずからの判断で生産するということになりますが、先ほどのプランの中にも書かれておりますが、米価の安定を図るためには主食用米以外の麦、大豆、飼料用米等戦略作物の本作化による水田のフル活用を実現するために国の水田活用の直接支払交付金制度、これが着実に実行されなければならないというふうに考えております。この交付金制度については、もちろん今後も制度の充実というのを国のほうで図っていただくようなことが必要だというふうに考えております。市としまして、この制度の中で地域の

裁量で活用可能な産地交付金という制度がございますので、それを有効に使って、主食用米だけではない需要のある作物の生産振興と農家の所得向上を図ってまいります。農業者みずからの農業生産の効率化、コスト削減に向けた取り組みも必要になるというふうに考えておりますので、これらの取り組みに対しても市として支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 実際に府県米等は、大消費地が近くにあるので、生産調整をしなくても売り方はいろんな種類があると、だからつくり過ぎてもどんどんさばけるのだと。これに対して北海道は、全国の10パーセントの生産量とはいえ、同品質のものを大量につくると、そういうふうに農業自体ができていますから、全国生産調整がされなければ、とてもではないですけども、北海道が例えば10パーセントを7パーセントにするとか5パーセントにするとか、そんなことはあり得ないのです。全国生産調整ができなくなったら米価が大幅に変動するということは避けられないという、そういうふうには考えませんか。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 農家の方々が今までどおりの面積でつくり始めれば、毎年毎年消費量が落ちているというのは確実ですし、家計消費支出なんかを見ても一月に使うお金、白米を買うお金とパンを買うお金を比較するとパンのほうが上回っているというお話もありますので、このままの生産規模を続ければ確実に議員さんおっしゃるように米価の低落傾向というのはずっと続くということになると思います。国のほうとしては、生産調整制度を全てやめたという言い方はしておりませんで、そのかわり今ある水田フル活用の直接支払交付金で米以外に需要のある新規需要米ですとかいろんな作物をつくることによって、結果的に需要が落ちている米ではなくて別の需要に振りかえて生産を続ければ、価格が戻るという保証はないと言われればないのですが、ただ同じ生産を続けるということのリスクというのはもちろん皆さん誰も共通して認識しておりますので、国がさらに充実をしてほしいと思っておりますが、今ある国の先ほど申しました米の水田フル活用の交付金、それをうまく活用して、所得を落とさないで米から一部振りかえたほかの穀物の生産を図っていただきたいというのが国の今の政策でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ほかの作物にかえるとかと言いますが、コンバインで米と麦は刈れるけれども、それすら同時期ではまざるので、別のコンバインを使う業者とか、まして他の作物になると水田農家は500万円、1,000万円かかる別の農業機械が要るのです。そういったことまで考えてのご答弁なのでしょうか。そういったことが可能だというふうに、現在の農家経営の実態をそういうふうに見ているのでしょうか。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 今現在でも一つの輪作体系の中で、大豆ですとか、麦ですとか、あるいは菜種ですとか、そういった作物を生産しておりますが、その中でもそういった機器は当然整備しておりますし、先ほど申し上げました新規需要米というのは例えば加工用米ですとか、水稻の中の種類でほかの需要があ

る品種に置きかえて生産していただきたいということなので、今新たな設備投資が必要になるかという
うと、全くゼロとは言いませんけれども、今まで生産している技術体系の中で農業機械力を利用した
生産というのは可能だというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 主食の生産をまるで放棄することを認めるかのようにもとれる農業行政所管のそういう
答弁は、私は全く理解はしません。

次に移りますが、下落が数年続けば滝川でも離農が一気に出る。離農しても、農地の借り手はいな
い。耕作放棄地になるとの声が聞かれます。これから農地を借りて面積を広げても利益につながら
ないので、耕作放棄地になる可能性が高いのではないのでしょうか。

○議 長 農政部長。

○農政部長 米下落と耕作放棄地の関係でございますけれども、確かに近年農業者の高齢化とか後継
者不足とか、そういったことで農家戸数の減少というのがなかなか歯どめがかからないというよう
な現状にあります。今議員さんおっしゃるように米価の低迷が続くようであれば、離農による農家戸
数の減少というのが加速するというふうに考えていまして、それに伴ってもうからない農業、生産農
地を誰が引き継ぐのかということになりますので、当然そうなる耕作放棄地というふうになる可
能性は十分あるというふうに考えています。その中で、市としても、先ほどの答弁とも重なる部分
がありますけれども、米価低迷に大きく左右されないような農業者の安定した所得の確保ということで、
先ほどの答弁の事柄のほかにも6次化の関係ですとか、農業生産法人の育成ですとか、高収益作物
の導入推進等、今後とも滝川市として強い農業づくりというものに努めてまいりたいというふう
に考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それを踏まえて、新規就農、後継者対策についてですが、耕作放棄地がふえることは、
消費減少など、地域経済にとって深刻です。中小企業の廃業と同じ影響が出ます。そこで、1点
目として、市独自の後継者、新規就農者育成確保対策事業の基準額の増額を求めたいと思いま
すが、考え方について伺います。2点目として、道内外の農業系大学等で説明会や資料配付、道
東等の地方紙への広告など募集強化を求めますが、考え方について伺います。

○議 長 農政部長。

○農政部長 市独自の後継者と新規就農者の育成確保対策ということでございますが、平成25
年度から、実習期間中の家賃ですとか、研修活動費及び就農時の設備導入に対する補助金並びに
設備等の資金貸し付け、そういったものを実施しておりまして、実施以後就農相談の件数が
増加傾向にありますし、そういったことから滝川市での就農を検討する上での大きな魅力とな
っているのではないかと考えております。滝川市の新規就農者への支援については、平成18
年度から手がけておりまして、これまで4名の方々が就農しております。いずれも野菜の
施設園芸ということになります。制度の内容については他の自治体と比べて遜色ないとい
うふうに考えておりますが、先日このうちのお一方に新規就農についてのご意見を伺う
機会がございまして、その方は就農後6年経過しておりますが、いまだに試行錯誤とい
うことで、先が読めない天候との戦いが続いているのだということ

でした。この方は、当然研修として道立花・野菜技術センターのほうでも研修をしっかり受けていたでいていますし、企業に勤めながら実地に施設園芸を経験された上で早期退職に至って、就農した方でございます。就農後の5年間の間に1,000万円ぐらいの投資をしたということではありますが、今なお農業収入のみでは自立経営には至っていないという、マニュアルどおりいかないのが農業であり、農業に取り組むのであれば、相当な覚悟を持って取り組むべきだろうというふうにおっしゃってしまして、制度そのものについてのご意見というのは伺えなかったのですけれども、ご質問の制度の充実につきましては、それほど遜色ないというふうに考えておりますので、他の自治体の動向を見ながら、見直しの必要があれば検討したいなというふうに考えております。

募集強化についてでございますけれども、滝川市では東京と札幌で開催されております新農業人フェアのほうに出展を続けておりまして、昨年も20名近い方から相談を受けました。農業への関心というのはとても高いというふうに感じておりますが、滝川市の就農環境を考えますと、単に就職先の一つというふうな形で相談を受けるのではなくて、先ほどの新規就農者のご意見にもありましたように、農業者として覚悟というか、そういったものを見きわめた上で新規就農を勧めていかなければならないと考えています。また、北海道農業担い手育成センターとか北海道東京事務所などの機関も活用して、就農を希望する方一人一人と向き合った形で担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、滝川市の新規就農者募集の中に市独自の新規就農に対する制度が書かれているのですが、これの③番にこう書いています。土地利用型の作物、稲作、畑作は、広い農地と多くの農機具を使うので、莫大な資金が必要です。そのため、滝川市では初期投資が比較的少ない施設園芸のうち、市の振興作物であるトマト、花卉を主体に経営する方を支援します。別に後継者に対する市独自の制度があります。これはこれでいいのです。しかし、新たに滝川で水田やりたいと、こういう方はこれを見たら全く応援してくれないのだなと思うのです。これで果たしていいのでしょうか。私が増額を求めたのは、耕地型の農業に新規就農したい方、こういった方も対象にできるような滝川市の新規就農の独自制度のためには増額が必要だという観点で求めましたので、再度伺いたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 先ほどの米価の下落に伴う耕作放棄地のおそれはないのかというご質問とも絡むのですが、大量に農地が放出されるということを仮定すると、当然稲作農業ですよね、稲作農業が続けられなくなったときの策として、例えば先ほどご質問にありました新規就農者の助成制度、支援制度、そういったものがそれに対応していないのではないのかということはもちろんごもっともなご質問だと思いますが、ただ稲作経営の場合は、今のところ現状希望して来られる方というのはまずいないのです。やはり技術的な問題、あと滝川市が訓練機関として持っていないということで、花・野菜技術センター、ここでは稲作は教えていただけないということもありますし、となればどこかの農家に入って何年間か研修を積まなければ、1年、2年で済むかどうかはなかなか想像がつかないのですけれども、そういったことまで、現実的にお金の支援だけでは、あとはいろんな研修機関を利用した支援だけでは多分稲作経営は難しい。後段にこの後のご質問の中でも回答させていただきますが、第三者継承と

いうリレー方式の話、それがまさしく稲作経営をどうしていくかということの一つの施策となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この募集の内容、そこに限るなんていうことはぜひとも消していただきたいなど。

もう一つ、今部長言われましたが、まさにそのとおりで、リレー方式をどのように市独自に制度化するかということなのですが、市内の酪農、畜産農家、これをちょっと例にとりたいのですが、10戸ぐらいあるのです。高齢化も進んでいると。道東の新規就農希望者に滝川の立地条件のよさを伝え、早急な居抜き、つまりリレー方式による経営継承対策を求めるが、考え方について伺うということで伺いたいと思います。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 畜産関係の後継者の関係でございますが、初めに市内の酪農、畜産農家の現状についてお話をさせていただきます。滝川市の酪農、畜産農家戸数は現在12戸でございます。内訳としましては酪農専業農家が2戸、肉用牛の繁殖育成農家が2戸、それと水田と肉用牛の複合経営の農家が8戸になっております。平成24年度には14戸いらっしゃいましたが、この3年の間に複合経営の農家が2戸減少しております。肉用牛の生産をやめて、稲作専業に転換したということでございます。今申し上げましたとおり、本市の酪農、畜産業は稲作との複合経営が主体でございます。採草放牧地を持たずに施設を中心として営農しております。したがって、家畜の飼養頭数も道東などの先進地よりも小さいということで、また粗飼料を自給するだけの草地とか放牧地を持たないということでございまして、丸加山の牧野ですとか肥育センターで預かるなどして経営安定への支援を行っているところです。議員ご指摘のとおり、農業者の高齢化とか後継者不足という懸念はもちろんでございますので、農家にとっての経営継承対策というのは大きな課題と捉えております。市としましては、農業塾を柱とした農業後継者の育成確保や後継者のいない農家の経営をそのまま引き継ぐ第三者継承、リレー方式で、議員おっしゃっている居抜きというふうに言われるものです。そういった就農に向けた施策の検討を行うなど、多様な就農ルートに対応した施策を展開して対応してまいりたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私がこれを取り上げたのは、道東には新規酪農希望者がたくさんいらっしゃると、北海道農業開発公社に聞くと、国の青年新規就農交付金、助成金の対象はほとんどここだと。金融機関もお金を貸してくれるので、どんどんリレーがされていくということが道東では起きているのです。規模の小ささとか、あるいは放牧地が少ないとか、もちろんそれは交通の利便性のいい函館本線沿いの滝川のデメリットかもしれません。しかし、それをメリットとする6次産業化の可能性も持つ酪農ですから、そういった点を配慮して強化を私は求めたいと思います。

◎3、栄町3―3地区再開発事業

1、市のリスクについて

2、市民への説明について

次に、栄町3-3地区再開発事業についてですが、まず市のリスクについて伺います。経済建設常任委員会資料によりますと、リスク軽減策として3点挙げられておりますが、まず代行型開発では建物取得事業者と購入金額を定めるほか、どのような契約を結ぶのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご答弁させていただきます。

市が出資する第三セクターのアニム滝川の開発業者となることで出資者である市にリスクが生じないかという趣旨のご質問だと思います。今回の再開発事業の特徴でもある代行型再開発については、再開発ビルの販売先を確保した上で事業を開始するものであり、再開発事業者がテナントを誘致するなど、再開発ビルを建てたり、所有する不動産の賃貸業まで行うパターンではなく、再開発ビルを売却することが前提となっております。端的に申し上げますと、開発事業者であるアニム滝川が事業参画者、いわゆる再開発ビル購入者の意向に基づく建物を建設することを約束し、その開発に要した費用の支払いを受けた後、物件を引き渡すものでございます。その上において重要なことは、ご質問のとおりどのような契約を開発業者であるアニム滝川と再開発ビル購入者との間で締結するかといった点でございますけれども、詳細な内容につきましてはこれから詰めていくことになります。一般的には、事業開発前に売買協定を結び、その後売買契約を締結する流れになると思われませんが、例えば事業実施の工事施行に伴うリスク分担であったり、売買代金であったり、支払い方法などを想定されますが、アニム滝川の出資者である市の立場としましては当然最大限リスク回避をするような内容になるようにアニム滝川に働きかけてまいりたいと考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の点も伺いますが、プロジェクトファイナンスの活用も述べておりますが、どのようなものでしょうか、また市が債務保証などをするのでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 先日開催された経済建設常任委員会の説明資料では、プロジェクトファイナンスといった専門的な用語で記載させていただきましたが、簡単に申しますと先ほどのご質問の開発事業者であるアニム滝川と事業参画者との間に締結した契約を担保に事業資金を調達することを意味するものでございます。これは、当再開発事業から発生する収益と事業の持つ資産のみが対象となり、開発事業者への債務保証を求めないものでございます。そのため、アニム滝川の取締役的保证人負担がかかったり、ご質問にある出資者である滝川市に対して別途債務保証が求められるものではございません。なお、今回の再開発事業の特徴である代行型再開発の手法を用いる中で、現時点においては約25億円程度の総事業費が見込まれておりますが、国土交通省の補助制度の活用を見込むこと、また融資や物件の売買代金などの資金調達と工事代金などの支払いのタイミングを調整することで借入金を極力減らすような事業計画が見込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点目、2点目を通じてお伺いしますが、結局市のリスクはないということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今のご説明の中ではリスクは余り考えてはございませんけれども、事業ですから、全くリスクがゼロということになるかどうかという部分はこれから詰めていかなければならない部分があると思います。例えば工事に入ったら工事が延長になってしまったり、掘り返した場合に例えば地下に何かが埋まっているですとか、今言われている資材高騰等、そのあたりはまだ調整してございますので、そのあたりの調整はリスクといえればリスクになるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、リスクは、金額にもよると思うのですが、まだこれから詰めるということですから、次に移りますが、そういったこれから詰める内容がある中身が何と6月の第2回定例会に補助金約4億円を支出する予算が提案をされると、この第2回定例会というのは、選挙が終わって、臨時市議会が行われて、議会内の常任委員会の構成等が決まるのが5月の15日ごろと言われているのです。ですから、それから1週間か10日ぐらいで議案が常任委員会に示されると、こういったことでは私は市民に対する責任を負えないという危機感を持っておるのですが、そこで市民の納得を得るために建物使用事業者や事業内容についての市民説明を含めて事業手法、リスク等についての市民説明をいつごろ行うのか。まず、行うのか、またやるとしたらいつごろ行うのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問にご答弁させていただきたいと思います。

今回アニメ滝川が計画する再開発事業については、既に一般のマスコミで報道されておりますけれども、来月開催される予定の市内の18団体で構成される中心市街地活性化協議会に正式に報告される予定となっております。現時点において概算事業費は、平成27年から29年度まで3カ年事業で約25億円、そのうち国と滝川市の補助金が3カ年でそれぞれ2億円、計約4億円が収支上見込まれている状況でございます。ご質問の事業参画者及び事業内容につきましては、アニメ滝川から市に対してなされる優良建築物等整備事業補助金の交付申請において明らかになる予定であります。市としては、申請された再開発事業の具体性、実現性を慎重に確認をした上、例えば先ほどおっしゃっていた6月開催の第2回定例会において平成27年度予定の設計業務等に係る補助金等の予算を提案し、ご審議いただくこととなると思いますけれども、まずは市議会に先立ち開催される経済建設常任委員会において報告したいと考えております。

また、市民説明はしなければならない、必須でないかというご質問でありますけれども、市においては市民が中心市街地に求める機能やあり方などを調査した市民アンケートの結果を踏まえて、市民の意向に沿った形で市街地総合再生計画を策定しました。そのため、今回改めて市として開発事業者から申請される事業内容等について市民説明会のようなものを設けることは考えておりませんが、補助事業として事業採択した際には市のホームページを活用して事業について広くお知らせしてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 仮にも、市がこの厳しいときに、基金がなくなったら事業を行えないという危機感を持っているときに2億円も一般財源を出すのです。それでできるものがどんなものか、クリニックと高齢者福祉施設と書いてありますね、この事業開発計画には。これで市民はわからないではないですか。税金を出すなら出すなりに、こういうものができるのだと、なぜそういう説明を4月にできないのですか。隠しているとは言いません。しかし、余りにも官僚答弁だなというふうに思いますので、伺います。高齢者の福祉施設って一体何なのだと、老人保健施設だと何で言えないのですか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 言える、言えないの話でございますけれども、3―3地区につきましては今までも議会答弁の中で、民間開発が参入しやすい環境を整えて国の補助金等の活用を支援していきたいという方針を示して、計画を策定し、補助要綱も整備してきたわけです。その中で、民間事業者が事業参画者として手を挙げていただいたわけなのですけれども、行政としても今まで何度か再開発を試みたわけですけれども、実施に至らないという状況にもあります。そのようなこともあり、商業地の路線価が全国一の下落率になったこともありましたが、今回は、公共施設として二十数億円を投じるならともかく、民間事業者として本地区に20億円以上の投資をしていただけるわけですから、滝川の将来性を見た場合、土地の下落対策ですとか、にぎわいの創出ですとか、防災、防犯上の対策を考えますと市民の皆さんに周知することは必要かとは思いますが、市民の皆さんからご信任をいただいた議会に提案させていただいて審議をしていただいて、ご理解をいただける事業と考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 情報を聞いたら、これは民間の事業だから公表できないと言いますよね。これは民間の事業ですから、開発事業者及び事業参画される民間の会社にぜひ市民にアピールするような宣伝をしていただきたいのと、それを市がとめるということにはなりませんから、私はこの開発に反対だとは一言も申しておりません。内容を市民が納得すれば、それはやるべきなのです。そういう意味で、情報が本当でない状態で多額の税を出すという進め方が私は問題があるのではないかということです、参考にしていただきたいと思います。

◎4、福祉行政

1、介護士不足について

次に、福祉行政ですが、介護士不足について伺います。市内の介護労働者のうち、夜勤、深夜勤のある人は300名は下らないと思いますが、これらの労働者の人数や子育て世代など年齢構成についてどのように把握しているのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 国や北海道の調査では、従業者数は大きくくりで調査をしておりますが、従業者の年齢構成まで調べているものはなく、また市でもこのような調査は行ったことがなく、把握には至っておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 驚きの答弁ですが、調べていないというのだから、仕方がないです。

次に、では市内の託児施設がある病院数、また介護士も利用できるかどうかについてどのように把握していますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 認可外保育所については、児童福祉法に基づきまして北海道のほうで毎年立入検査がありまして、市も一緒に行くのですけれども、そのときの調書に基づいたり、あるいは電話での聞き込みの中からの答弁でございますが、認可外保育施設として院内保育所を開設している病院は5カ所あります。ほぼ介護士が利用できるようでございます。しかし、現状は介護士の利用はなく、看護師を含めても夜間利用は、ゼロではないのですけれども、ほとんど少ない状況でございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私の調査では、これは全て道の補助金をもらっていますから、この補助金の内容は看護師対象なのです。だから、もし介護士が利用できるようにしているとすれば、それは道のほうではそれであれば補助金は出しませんというふうに私は聞いておりますが、確認をしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私どもの電話調査では、全ての保育所で道の補助金をもらっているという質問でしたが、1カ所だけ補助をもらっているという回答で、そこも介護士も検討しているというお話で、先ほどほぼと言いましたのは全部ではないという意味で、そういうことでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 やはり介護士が託児できるようなことを病院現場も求めているということがわかりました。

そこで、介護士が利用できる夜間の託児施設を開設することが求められるというふうに思いますが、特に介護士が多く、緑寿園の建てかえでさらに40人増が必要な江部乙地区に設置することは同地域の人口減少をとめる対策にもなります。そこで、事業所、介護士に対するニーズ調査の実施、2点目、国の制度は5年間に限定されるので、これを補完する市独自制度を検討しながら開設支援を求めたいと思いますが、市のお考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 清水議員さんの新しい切り口、介護士さんのための院内保育所等の託児施設支援ということですが、先ほどの市内の状況からも勘案しまして、また今回も子育て支援計画というのをつくりまして、5年間ごとに、悉皆調査ではございませんけれども、サンプリングというか、かなりの量の数を保育需要というものをはかっております。そういった調査もしております。そういうことから、市としての考え方は現状の国の補助金などを活用しながら今後とも病院等でみずからの運営をいただきたいと思います。また、今現在認可外保育所、院内保育所でなくて認可外保育所というのが2カ所あるのですけれども、1カ所では深夜保育、24時間保育もやっております。その利用もかなり少ない状況でございます。このことから、病院等の託児施設への支援は現状では考えにくいと思いま

す。

それと、もう一点、緑寿園のことをお話しされました。緑寿園につきましては、清水議員さんが今心配されておりましたけれども、建てかえ計画の中で園内保育所の設置について今具体的に鋭意検討を行っている聞いております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 利用がかなり少ないと、そういうところで強調する根拠が私はわかりません。少なくとも市内で5カ所が院内保育所を運営しているのです。しかも、補助金を受けているのは1カ所だということは、独自にやっているのです。いかに必要性があるかということです。そして、何人だから利用が少ないと強調されるのがよくわかりません。私は3人でも5人でも大変貴重な施設で、整備すべき施設だというふうに思いますが、少ないというのはどういう意味なのでしょう、極端に少ないとか。科学的に言ってほしい。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど介護士の利用は少ないということで、利用はあるのですけれども、そして時間帯も5つの病院とも市の公立保育所とほぼ同時間の夜7時ぐらいまでの利用が大半という状況になっております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 介護士の賃金が低いということも踏まえ、本当に低料金で託児できるようなことを考えないと滝川市の介護士不足、これは解決できないということを述べて、次に移ります。

◎5、公営住宅

1、道営住宅（啓南、滝の川）の建替えについて

2、市営住宅の建替え

公営住宅ですが、まず道営住宅の建替えについて伺います。募集停止して1年がたちますが、道内の募集停止団地が建てかえを待っています。滝川市の前に募集停止して建てかえ待ちになっている団地はどの程度あるのか伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 道営住宅の建てかえの件についてでございますが、現在滝川には啓南団地、滝の川団地、見晴団地の3団地が道営住宅としてございます。このうち、昭和51年から55年に建築された啓南団地6棟143戸、昭和57年、58年建築の滝の川団地2棟32戸の2団地175戸に対して平成25年8月21日付で建てかえ準備に伴う政策空き家指定を受け、現在に至っているところでございます。さて、ご質問の滝川市の前に募集停止して建てかえ待ちになっている団地の戸数ということでございますが、北海道の住宅局へ確認したところ、約3,000戸とのことでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1年間に道は何戸ぐらい建てかえているのでしょうか。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 当方では正確な数字は把握しておりませんが、建設新聞等の情報で、これは全てが正確なものとは私も認識していませんが、私の知っているところでは岩見沢、それから旭川で約百二、三十だったかなと、今の段階でお答えできるのは、正確な数字ではございませんが、そんなところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 時間もございませんので、次に移りたいと思います。今の問題では、募集停止してから17年もたつようであれば、これはきちっとした説明が私は必要だと思うのです。道に対して、今後どういうふうに募集停止以降住宅の管理をしていくのか、これを入居者に説明することを求めて、次に移ります。

次に、市営住宅の建替えです。浴室がない市営住宅の建てかえ完了にはまだ11年以上かかります。そこで、このことを耐用年数が過ぎ、浴室がないままの入居者に説明し、まだ11年ありますから、それまでの修繕などの要望を聞いているのか。2点目として、財政健全化計画の中に建てかえの前倒しと一般会計からの繰り出し検討を強く求めますが、考えを伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 市営住宅の建てかえで、ご質問の趣旨としましては入居者への説明、それから修繕などの要望、2つ目といたしましては建てかえの前倒しという件と一般会計の繰り出し検討という、この4点かなと認識しておりますが、答弁させていただきます。

公営住宅ストック総合活用計画では、平成37年以降に浴室のない市営住宅の建てかえを予定している団地は、江南団地であれば37年以降に建てかえとなっている予定でございます。建てかえまでの時間を要する団地への周知につきましては、建てかえまでの時間が長いということから、建てかえ時期については特にお知らせをしているところではございません。これまでも団地の建てかえに係る住民説明は、各団地の基本計画策定後に入居者の意向確認等を中心に説明をしてきているところでございます。入居者から直接の修繕があったときには、個々に対応しております。また、老朽化した住宅につきましては、トイレの水洗化、サッシを木製から樹脂製に交換するなど、計画修繕を含めて居住環境の維持に努めてきているところです。また、既に入居されている方から浴室つき住宅への移転要望があったときには、団地内の浴室がある住戸への移転や他団地の浴室がある団地への移転が可能であることをこれまでも説明をしてきておりますが、今後も同様にしていきたいと考えております。

続いて、建てかえの前倒しと繰り出しの関係ですが、滝川市公営住宅ストック総合活用計画の変更時におきまして、浴室のない団地の早期建てかえを進めるために財政のシミュレーションを行って、木造住宅の導入やコスト削減を図り、検討をしてきた結果の計画となっているところでございます。公営住宅特別会計では家賃収入と交付金等の収入をもって収入均衡を持った経営を続けてきておりますが、建てかえの前倒しを前提とした一般会計からのさらなる繰り出しの検討につきましては、公営住宅のみを特化した予算配分となりますと他会計事業への影響もあり、現実的には限られた予算内で一般

会計のさらなる繰出金の投入は困難な状況と考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 時間がありませんので、最後に、これについては本来なら10年以上前に建てかえていなければならない団地なのです。それがなぜおくられているのかということを一言の説明もする考えがない。こういう冷たい市政であっていいわけではないということを述べて、次に移りたいと思います。

◎6、高齢者の居住対策

1、所得に応じた施設増について

6点目、高齢者の居住対策ですが、所得に応じた施設増について。まず、有料老人ホームは届け出が必要ですが、2013年10月末現在、道内では431件が未届けであることが4日、道議会で明らかになりました。そこで、市内及び中・北空知の無届けの状況は。また、ホームの閉鎖もあり得るのではないか、その場合入居者の行き場はあるのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 北海道の調査では、有料老人ホームに該当すると思われるが、届け出のなされていない施設についての調査があり、市内に3カ所あると報告していますが、中・北空知の状況までは把握しておりません。2番目のことで、まだ届け出ていない施設に対する北海道の取り扱いは不明でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の3施設は、年度末策定の高齢者福祉計画、これの中に名称は入っていますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 入っておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、高齢者福祉計画の第4章の中に、民間住宅の整備促進の中に高齢者向け住宅が4つありますが、これではないのですね、確認します。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 はい、そのとおりでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 高齢者が住宅を探すときに市に問い合わせがあるというふうに思いますが、そういった施設についての問い合わせはこれまでありましたか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 問い合わせはあると聞いております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 問い合わせがあった場合、無届けだとか、あるいは避難口がないとか、スプリンクラーがないとか、非常用設備がないとか、栄養士さんがいないとか、そういったことは説明しますか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市の所管のほうでは概要は説明しますが、あとは個人の選択、契約になるものですから、個人がその施設との契約、出向いていろいろ話を聞いていると思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 老人福祉法違反の施設ですよ、それに対してそんなことでよろしいのですか。無届けホーム問題については、どこが無届けホームかがわからないということが一番の問題なのです。市民が老人ホームを選ぶときに、無届けホームだけは入りたくない。市は、そういう市民の気持ちはわかりませんか。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 今お話にありました有料老人ホームの指定というのは、開設の後で決まったものです。新聞報道等にありますが、それらも有料老人ホームの届け出を出してもらって、一定の規定のもとに運営をなささい、そういう運用が後から決まっております。また、現在届け出をしていない施設について、有料老人ホームであるのに届け出をしていない、所定の設備がない、その取り扱いについては、先ほど部長が言ったとおり、まだ私どもに通知は来ておりませんので、不明でございます。先ほど相談の中ということでは、例えばお年寄り向けにつくられている住宅ですとかマンション、また有料老人ホーム、養護老人ホーム、その他の居住先の選択肢としての説明は相談段階でさせていただきます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 道の要綱は、平成13年につくられているのです。今次長は開設以降にこの要綱が決められたというふうに言われましたが、それは間違いありませんね。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 13年につくられました要綱以降、入居者が1人以上、そういったニーズのあるサービスを提供している高齢者が1人以上いた場合でも有料老人ホームとしての扱いにするというのは13年の要綱以降の話だと認識しております。

（「よくわかりません」と言う声あり）

○保健福祉部次長 最初にできた要綱のときは、申しわけありません、ちょっと忘れましたが、ある程度まとまった人数が入居していて、食事ですとかサービスを受けているのが有料老人ホームだと、ただそれが今回改正がなされて、そういった方が1人でも入っている施設、それも有料老人ホームとしてみなすという改正が行われたというふうに認識しております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 いずれにしても、無届けホームがこの議会でもどういう場所なのかがわからないと、しかも市はその説明は窓口で相談があってもしないということが明らかになりました。市民は、これではとても不安で、老人ホーム探しも本当に大変だなということで、道に早急に通達を出すように求めることを求めて、次に移ります。

高林デパート跡地の栄町3―3地区再開発事業計画が大詰めを迎え、高齢者福祉施設が明記されて

いることは重要です。しかし、介護つき有料老人ホーム、認知症対応型グループホームなどは1カ月15万円以上かかり、国民年金では入れません。しかし、入るところがないので、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方が半分以上入居している実態は深刻です。所得に応じた介護施設が圧倒的に少ないのではないのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 所得に応じた施設としては、介護認定なしでも入居可能な軽費老人ホーム、養護老人ホームのほか、介護施設で補足給付制度が適用される特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設と市内には6カ所あります。こういった施設がそろっているまちは、空知管内でも滝川のほかに深川だけであり、圧倒的に少ないとは考えてはおりません。また、議員さんの質問のとおり、介護つき有料老人ホーム、認知症対応型グループホームのほか、介護施設サービス、特養、老人保健施設、療養型医療施設は介護保険段階の第1、第2段階の方が半分以上入居している実態にありますが、入居者は非課税の年金や、それから預貯金、あるいは家族の支援などもあったりで、これらで入居されていると考えられ、国民年金だけでははかることは難しいのではないかと考えます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 圧倒的に少ないのではないかと聞いたら、近隣に比べて少なくないので、少ないとは考えない。こういう問題でないのです。日本全国で少ないということを市の担当者がどう認識するかということですから。私はもう少し深い認識をいただきたいと思いますが、以上を考慮するなら、所得に応じて入居でき、要介護2程度まで介護できる特定施設入居者生活介護付きのケアハウス等の建設が進められるような対策が必要ではないのでしょうか、伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今後高齢者が増加し、加えて介護認定者数の増加も見込まれる中で、介護保険料をできる限り抑えながら介護保険制度を運用していく必要があります。第6期介護保険事業計画では、緑寿園の建てかえにあわせたケアハウス、養護老人ホームの介護サービス付きの特定施設入居者生活介護の指定のほか、民間での施設整備が可能のように見込んでいるところですが、地域の見守りや介護予防の強化により、できる限り在宅で自立した生活が送られるよう取り組みを行いつつも、次期計画の策定の中で今後有料老人ホーム等、国の動向も見据えながら種々検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移ります。

◎7、子ども・子育て支援

1、学童クラブの40人超過の対策の早期実施について

子ども・子育て支援で学童クラブの40人超過の対策の早期実施について。2カ所のクラブが40名を超え、運営に支障を来し、コミュニティセンターのほかの利用にも影響が出ておりますので、ほかのコミュニティ施設への分散が行われると考えておりました。しかし、滝川市子ども・子育て支援事業計画案では、学校施設の活用を協議し、4年後までに学校を活用する計画を示しています。課

題も多いので、まずはほかのコミュニティセンターに分散させながら、学校活用を協議する進め方にすべきではないでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブ事業については、現在江部乙地区30名、花月地区70名、その他の4地区は50名の定員を設定しています。しかし、ご承知のとおり、今年度において4カ所において定員を超過する状況となっております。このような中、特に利用の多いクラブにおいては、混雑の解消策が求められてきたと同時に、子ども・子育て関連3法において本事業についても規定が設けられ、参酌すべき基準とされたものの、一つの児童の集団規模は40名以内とされ、滝川市においてもその経過措置、当分の間それを設けながらその規模を目指すこととしております。定員超過施設の混雑の解消策として、近隣のコミュニティセンターの利用についてはこれまでも案の一つとして検討してきましたが、またこの検討を決して取りやめたということでもございません。ちょっと長くなります。済みません。一方、昨年8月には厚労省と文科省共同で共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的とした放課後子ども総合プランに係る説明がありました。国の方針では、新たに開設する放課後児童クラブについては小学校の余裕教室の徹底利用が求められ、新規のうち80パーセントを小学校内で開設する目標が示されるとともに、既設の放課後児童クラブについても小学校における余裕教室利用の検討が求められているところでございます。先日開催されました滝川の子ども・子育て会議におきましても、放課後児童クラブのあり方についてのご意見をいただき、小学校内での開設につきましては賛否両論をいただいております。いずれにしましても、子ども・子育て支援計画案に示した2カ所につきましては必ずしも場所を特定したわけではありませんので、定員を超過している施設の混雑解消策につきましては、引き続きコミュニティセンターの利用を含めて早い段階で検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そのように進めていただきたいと思います。

◎8、教育行政

- 1、江陵中学校の改修について
- 2、保護者負担軽減策について
- 3、奨学金制度の復活について
- 4、パークゴルフ場の運営について

次に、最後、教育行政ですが、まず江陵中学校の改修については、耐震改修までの予算が計上されております。本来であれば大規模改修か建てかえであるべきですが、耐震改修にとどまった理由について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問のなぜ江陵中学校は耐震改修だけなのかというご質問です。これまで学校施設整

備については、２２年に策定しました整備方針、これに基づきまして２７年度までに耐震改修工事を行うことを最優先として進めてきたからでございます。この辺はご承知のことと思います。江陵中学校の新年度の工事は、耐震化計画の最終年度、耐震改修工事とあわせまして非構造部材の改修工事もあわせて予定しているところです。また、トイレの改修工事については、前倒しで今年度工事を終えているところです。２７年度の江陵中学校の改修をもって、計画どおりに全小中学校と西高の耐震化が終了する予定でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それで、暖房や机などの教室の設備、体育館や実習室、学校開放設備、美観などは大規模改修以上の工事が実施されなければ改善されないと考えますが、新年度において何か耐震以外に改善はあるのか、また大規模改修等はその後何年程度で実施する計画か伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ２８年度以降については、従来の改築や大規模改修の手法に加えまして、前回の議会でもお話ししましたが、長寿命化改良事業も視野に入れながら、それぞれの学校施設の建築年数、それから老朽化の度合いをしっかりと精査いたしまして、次期計画の中で順次進めていきたいというふうに考えています。今まで大規模改修を行っていない学校のうち、建築年数からいたしますと滝川第二小学校が築３９年、東小と江陵中学校が築３６年、明苑中が築３５年で、今後大規模改修以上の工事が必要だと思われるのはまずこの４校だというふうに私どもは考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 教育委員会と全く考えが一致しておりますので、そのように進めていただきたいと思います。

次に、保護者負担軽減策ですが、義務教育での保護者負担を減らすことが喫緊の課題になっていきます。そこで、柔道着を生徒全員に支給する、またはレンタルの活用を検討すること、制服、ジャージの購入が大変という声がずっと強いですが、負担軽減のための対策を講ずることを求めますが、お考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 柔道については、３校の中学校で行われております。柔道着の購入価格は４，０００円から５，０００円くらいでございますが、柔道を行う中学校の新１年生全ての生徒に柔道着を支給した場合、おおむね１５０万円ぐらいになるのかなというふうに計算しております。また、柔道着のレンタルについては、レンタル事業者の有無、価格など詳しいことは承知しておりませんが、保護者負担の軽減に十分な効果があるかどうかを含めて勉強していきたいなというふうに考えております。次に、中学校入学時の制服、ジャージの購入費用ですが、学校ごとに異なります。特に制服については男女で価格に差がありますが、制服はおおむね３万円前後かなというふうに把握しております。ジャージについては、１万円超かなというふうに思います。戻りますが、柔道着の保護者負担の軽減については、武道必修化と同時に２４年度から就学援助費で体育実技用具費として柔道着の購入費を支給

しているところでございます。制服やジャージにつきましては、同様に就学援助費で中学校入学年度に学用品費、通学用品費として2万2,320円、それからあわせまして新入学児童生徒学用品費として2万3,550円、合わせて4万5,000円ちょっとがそれぞれ支給されております。中学校入学時において保護者負担について軽減しているところでございます。以上のように、義務教育における保護者負担の軽減につきましてはこれまでも就学援助制度によって対応してきております。制服、ジャージの負担軽減につきましては、現状では考えていないというところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 引き続き検討を求め、次に移ります。

奨学金制度の復活についてですが、大学、専門学校などを対象とする給付制あるいは金利なしの奨学金制度の創設について検討を求めますが、お考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 滝川市の奨学金制度については、活力再生プランに基づきまして平成17年度をもって新規貸し付けが廃止されているところであります。廃止の理由としては、市の育英基金での運営が困難になったこと、日本学生支援機構や大学、さらには民間団体などによります奨学金制度が充実されたこと、市の奨学金制度がなくても貸し付けが受けられる環境が十分に整っていたことが大きな要因だというふうに思っております。教育委員会といたしましては、これまでの経緯、現在の財政状況からも、奨学金の新たな貸し付け、給付制度の創設については現在考えていないということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 奨学金制度というのは、教育にお金をかけなくても誰でも高等教育を受けられるという国民の悲願です。例えば400万円の奨学金を借りて、10年で返したとしても50万円、60万円の金利がつくと、これが整備がされたなどというものとはほど遠いということは明らかだと思うのです。ですから、国や道、また市町村がまずはこういった制度を少しずつ分け合っても始めていくことの検討を強く求めて、最後のパークゴルフに移りたいと思います。

市の財政が大変と聞きますが、このまま進めるのか。遠く、高いので、行けないとの声が強いです。そこで、パークゴルフ愛好家など多くの市民が経済的あるいは交通機関などの理由で行けない懸念に対してどのような対策があるのか。また、市民に対する半額券の実施をすべき。3点目として、ふれ愛の里線の延長をすべきではないでしょうか。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 パークゴルフ場についてお答えをいたします。

石狩川河川敷に現在造成中のパークゴルフ場の利用条件や附帯サービス、運営方法等は今後詳細な検討を進めてまいります。市民の皆様の健康増進を推進する施設としてできる限り市民の皆様が利用しやすい施設にしたいと考えております。一方で、パークゴルフ場という施設はその運営方法等により維持管理に必要となる財源を自主的に確保できる性質の施設でありますし、新設するパークゴルフ

フ場については一義的にはそうしなくてはならないと考えております。そのバランスの上で、具体の運営方法等については今後市民の皆様のご意見もいただきながら鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。また、これと並行して市内の既存パークゴルフ場についても新施設との機能分担や位置づけ等を明確にし、ただいま清水議員からのご質問にもございましたが、市民の皆様のさまざまな状況を踏まえた上で、利用者が状況に応じた選択が可能となるよう総合的に検討していく必要があると考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この計画は、たしか総額1億円を超える建設費です。泉町土地区画整理事業は4億3,000万円、そして先ほどの高林デパート跡地の再開発事業は4億円ということで、一方で基金が底をつくという状況の話を市長がされると、手を打たなければ基金が底をつくといったときに、億単位のものが今私が言っただけでも3つあるのです。こういった事業について財政健全化の見直し計画を立てるときに当然まないたに乘せるべきなのではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。市が財政大変ということで伺っています。

(「通告していないので、認められない」と言う声あり)

(「泉町とあれは別、それはちょっと言い過ぎた」と言う声あり)

○議 長 ただいまの質問は、パークゴルフ場に大きな投資があると、それで今財政状況が厳しい中でその投資というものをどう考えるのかという、そういう質問でよろしいですか。

(「そうです」と言う声あり)

(「訂正したら」と言う声あり)

(「議事録そのままにしたらかかしくなる」と言う声あり)

○議 長 そうしたら、これが最後の質問、もう残っていないですね。

(「残っています」と言う声あり)

(「訂正だけ言います」と言う声あり)

(「ただいま議長の言ったとおりに訂正してください」と言う声あり)

○議 長 そしたら、一応時計を動かしますので、それで訂正してください。訂正で終わりにになります。清水議員。

○清水議員 財政健全化計画を立てるときに、パークゴルフ場建設も見直しの中に入れるお考えはありますか。

(「訂正でしょう」と言う声あり)

○清水議員 済みません。先ほどの質問を訂正して、今の質問に変えさせていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 昨日来お話ししていますが、実際に見直すかどうかというのと見直し対象というのはまた別ですけれども、対象としては当然聖域なきということでお話ししているとおり、対象になりますが、先ほど教育委員会のほうの答弁にもございましたように、維持管理に必要となる財源を自主的に確保でき得る性質の施設ということで、そういった検討も含めた中で最終的にどうするかということになってくるかと思います。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第41号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第3、議案第41号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第41号が可決されたことにより、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第13号から第24号まで、議案第26号から第29号まで、議案第31号から第35号まで及び議案第40号の予算関連議案、以上30件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3月12日から3月19日までの8日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月19日までの8日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第1回滝川市議会定例会（第18日目）

平成27年 3月20日（金）

午前10時00分 開 議

午前11時13分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 選挙第 1号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 報告第 5号 監査報告について
報告第 6号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 8 意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める要望意見書
意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める要望意見書
- 日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（17名）

2番	清 水 雅 人 君	3番	水 口 典 一 君
4番	坂 井 英 明 君	5番	渡 邊 龍 之 君
6番	小 野 保 之 君	7番	木 下 八重子 君
8番	山 本 正 信 君	9番	三 上 裕 久 君
10番	堀 重 雄 君	11番	関 藤 龍 也 君
12番	山 口 清 悦 君	13番	田 村 勇 君
14番	井 上 正 雄 君	15番	柴 田 文 男 君
16番	荒 木 文 一 君	17番	大 谷 久美子 君
18番	窪之内 美知代 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君

会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君
経 済 部 長	千 田 史 朗 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
総 務 課 長	中 島 純 一 君

総 務 部 長	山 崎 猛 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君
市民生活部次長	田 中 嘉 樹 君
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎二郎 君
教育部指導参事	小 野 裕 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君
財 政 課 長	高 橋 一 美 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君
書 記	平 川 泰 之 君

書 記	和 田 英 昭 君
書 記	村 井 理 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員数は、17 名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において清水議員、渡邊議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

- 議長 長 ここで、保健福祉部長より 3 月 11 日の本会議における清水議員の一般質問に対する答弁について訂正したいとの申し出がございましたので、これを許したいと思います。保健福祉部長。

- 保健福祉部長 3 月 11 日の本会議、一般質問の答弁の訂正とおわびを申し上げます。

清水議員の質問で、高齢者向け住宅で第 6 期計画に掲載している表の中に記載があるかに対しまして、記載はしていないと答弁いたしましたが、これは未届けの有料老人ホームとしては記載はしていないという意味で答弁し、的確な答弁ではありませんでしたので、これを記載されているに訂正いたします。

まことに申しわけございませんでした。

- 議長 長 保健福祉部長の答弁につきましては、ただいまの説明のとおりといたします。

◎日程第 2 第 1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 長 日程第 2、第 1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

- 事務局書記 第 1 予算審査特別委員長から議長あて、付託事件審査報告。

事務局書記朗読する。（記載省略）

- 議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。窪之内委員長。

- 第 1 予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第 1 予算審査特別委員会に付託されました議案第 1 号及び予算関連議案 19 件につきましては、3 月 13 日から 18 日までのうち 4 日間にわたり特別委員会を開催し、延べ 103 名の委員から 301 問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第 1 号につきましては賛成多数、議案第 13 号から第 15 号まで、第 18 号から第 24 号まで、第 26 号から第 28 号まで、第 31 号から第 35 号まで及び第 40 号の 19 件については、いずれも全会一致をもって原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付するこ

とになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。私は、第1 予算審査特別委員会に所属をしておりましたので、本来であれば討論を省略すべきところですが、インターネット中継等も行われ、議事録にも本会議で否とする理由を明快にするために、その部分のみ討論をしたいと思っています。

私は、議案第1 号、滝川市一般会計を否とする立場で、また関連議案全てを可とする立場で討論を行います。その否とする理由は、市は中期財政フレームで平成29年度中にも基金が底をつくという見込みを示し、前田市長が何もしなければという注釈つきだとしても、非常事態宣言という言葉で記者発表で使い、市民が不安な目で見ている中で編成された予算です。このような状況にもかかわらず、新年度予算では聖域なく見直すという言葉と裏腹に、不要不急な建設事業の見直しがされた形跡は見られません。市民自慢のパークゴルフ場の後半工事、また駅前広場事業のモニュメントとしてのグライダー設置や太陽光発電設備を何の変更もなくそのまま続けることはいかなるものでしょうか。特にグライダーのモニュメントが計画に入っていることについては、ホームページでも全く示されていません。このような計画について何かの見直しをすべきだったというふうに考えます。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第1 予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1 号について起立により採決いたします。

本案を第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1 号は、第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第13号から第15号まで、第18号から第24号まで、第26号から第28号まで、第31号から第35号まで及び第40号の19件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から第15号まで、第18号から第24号まで、第26号から第28号まで、第31号から第35号まで及び第40号の19件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局書記 第2予算審査特別委員長から議長あて、付託事件審査報告。

事務局書記朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。井上委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案3件につきましては、3月13日から17日までの3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ36名の委員から56問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第2号から第8号まで、議案第16号から第17号及び第29号の10件につきましては、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました会計ごとの討論要旨につきましては、後日全議員に印刷配付することになっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様に厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号、滝川市国民健康保険特別会計予算及び議案第6号、滝川市土地区画整理事業特別会計予算を否とす

る立場で、またその他の議案を可とする立場で討論をいたします。

まず、議案第2号についてですが、問題点の第1は、30世帯以上に資格証明書を発行し続けている点、また短期証明書を381世帯に出し、窓口にとりに来なければ3カ月のうち2カ月半は保険証がない状態であることです。これらは、いずれも無保険状態と言われる方々です。市が納付誓約を守らずに特段の事情もないのに1年以上納入しない状態を悪質として、やむなく発行している。窓口に来ないことが誠意がないということでそれぞれ発行されているようです。しかし、長引く不景気と高失業率の中で、また精神的に追い込まれる中で、納付しなければという意識があっても行動にあらわせないなど、幾つかの配慮すべき事情を持つ方々が含まれている可能性は否定できません。被保険者証がなく、手おくれとなり死亡する例、病院に行かなくなって重篤化して、治る病気も治らないで死亡する例などは絶対に繰り返してはならないと思います。その点で、10割窓口負担の資格証明書の発行は直ちにやめるべきと考えます。また、申請しない、いわゆる無保険者の方々も同様に命を危険にさらしています。きめ細かい対応として、病院、診療所などと緊密な連携をとることを求めます。問題点の第2は、滞納者への差し押さえです。国保税では、低所得者からも保険料を徴収する点で、自治体にとっても運営が難しい会計です。私の調査では、所得ゼロが全6,480世帯中1,605世帯に上ること、滞納世帯数は971世帯に上ることが判明しています。国税徴収法は、給与、老齢年金等の差し押さえ金額について1カ月ごとに10万円と生計を一にする配偶者、親族1人につき4万5,000円を加算した金額以下は差し押さえ禁止とし、滝川市はこれを参酌するとしています。この立場の完全実施を求めます。しかし、一円でも本税や延滞金の滞納が残っていれば固定資産の差し押さえを全く解除しないという問題は、改善されていません。よって、否とするものです。

次に、議案第6号、土地区画整理事業特別会計についてです。まず初めに、泉町土地区画整理事業の凍結、中止を今すぐにでも判断すべきと考えます。また、本事業は、自衛隊駐屯地正門前から300メートルほど南から西1丁目通りのセイコーマート前の交差点に抜ける370メートルの斜め市道の新設事業です。総事業費は、当初の3億3,000万円から4億6,000万円へとふえ、完成は2018年4月ごろを見込んでいます。関係用地は9.5ヘクタールで、整備後に店舗や工場の進出を見込んでいます。しかし、沿道に建物が建てられる可能性は低いと考えます。その場合、北電柱やNTT柱も立たないことが予想されます。街路灯のない道路、暗い人けのない道路になる可能性があります。仮にここに市が街路灯を設置すれば、全てハイウエー灯となり数千万円の費用がさらに加算されるのではないのでしょうか。以上の点から、本特別会計には反対いたします。

また、介護保険特別会計について意見を述べたいと思います。第6期に入る介護保険料は、基準額が月額4,900円となり、月額440円、そして1年当たりでは5,280円、10パーセントの増額です。このように大幅な引き上げとなります。しかし、この引き上げだけをもって予算に反対することはいたしません。ただし、以下の点について対応を強く求めます。まず、利用料軽減対策です。高額介護サービス費限度額の適用徹底を求めます。約600の方が毎月平均で上限まで支払っています。所得に応じて上限は1万5,000円から3万7,200円ですが、サービス受給者約1,800人の約3分の1が上限金額を毎月のように支払っています。有料老人ホームや

グループホームの場合、家賃や食費とは別に十二、三万円以上かかるので、経済的な理由で入所できない方が大勢います。利用料減免適用を徹底することを求めます。また、社会福祉法人減免、高齢者夫婦等の居住費、食費減免、利用料が生活保護基準を上回らないようにする減免などがあります。しかし、預貯金や資産の開示など手続が複雑で、進まない減免制度があります。これを減免制度を利用しやすくするように対象者に寄り添った行政を求めます。また、低所得者対策を強く求めます。年金が特に低い方は、月額１万５，０００円以下の方が１，８０４人と６５歳以上の方の１３．９パーセントを占めています。この方たちの納付率は８８．９パーセントと低く、払えない実態が浮き彫りになっています。市独自の保険料減免制度の実績は、毎年度１人です。飛躍的な利用拡大対策実施を求めます。また、介護付有料老人ホーム、認知症対応型グループホームなどの料金は、市民にとって高いと考えます。しかし、合計所得金額と課税年金収入額の合計が８０万円以下の方が入居者の半分以上に達しています。配偶者の生活を逼迫させ、子、兄弟等に負担をかけるなど深刻です。低所得者対策の徹底あるいは制度の確立を求めます。最後に、この会計では第６期の高齢者保健福祉計画が３月末に策定されますが、この中にいわゆる無届けの有料老人ホームが高齢者の住まいとして記載されることがないように求めます。当然市民に対して配付する資料にも掲載をしない。また、市民から有料老人ホームについて尋ねられたときには、これら３施設が道が発表している有料老人ホームの資料の中にはないということを市民にきちんと伝えることを求めまして、討論いたします。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第２予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第２号について起立により採決いたします。

本案を第２予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第２号は、第２予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号について起立により採決いたします。

本案を第２予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第６号は、第２予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第３号から第５号まで、第７号、第８号、第１６号、第１７号及び第２９号の８件について一括採決いたします。

本案をいずれも第２予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第5号まで、第7号、第8号、第16号、第17号及び第29号の8件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 選挙第1号 空知教育センター組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第4、選挙第1号 空知教育センター組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る2月28日に渡辺精郎議員が議員を辞職され、空知教育センター組合議会議員に欠員が生じたことから、同組合同規約第6条第2項及び第6条の2第3項の規定に基づき、補充議員の1名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に私水口典一を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました1名の議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました私水口典一が空知教育センター組合議会議員に当選をいたしましたので、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第5 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第5、議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成26年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額等の改正を行うこととするものであります。人事院勧告に伴う平成

26年度における民間給与との較差に基づく一般職の職員の給与改定につきましては、昨年11月の市議会臨時会において改正条例を議決いただき、既に施行しているところでありますが、本改正は平成27年度からの給与制度の総合的見直しに基づき、一般職の職員の給与を改定したいとするものであります。

給与制度の総合的見直しについて若干ご説明を申し上げますと、全国的に見て民間賃金の低い地域を中心に依然として公務員給与が高いという指摘が見られ、あわせて50歳代後半層における公務員給与が民間賃金を上回る状況にあるなど、地域間及び世代間の給与配分の見直しが必要であることに鑑み、現行の給料表水準を平均2パーセント程度、50歳代後半層においては最大で4パーセント程度の引き下げを行うとともに、職員の生活への影響を考慮し、給料の引き下げに際しては激変緩和のための3年間の経過措置、いわゆる現給保障を講ずることを主な内容としております。本市としまして、従来までの国公準拠の考え方を基本に給与制度の総合的見直しに取り組む国家公務員に準じた改正について行いたいとするものであり、このことにつきましては先般市職員労働組合と合意に至っているところであります。

それでは、議案第42号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。第23条の2第2項ですが、国公準拠とし、単身赴任手当月額について記載のとおり基礎額及び加算額上限をそれぞれ引き上げたいとするものであります。

第36条第1項第1号及び第2号ですが、国公準拠とし、記載のとおり勤勉手当の支給額について引き下げたいとするものであります。なお、引き下げということではありますが、昨年12月期の勤勉手当で一括して引き上げた月数分を6月期と12月期に均等に割り振る改正でありまして、実質の年間支給月数に変更はございませんことを申し添えます。

第37条の2第2項ですが、国公準拠とし、再任用職員に対しても単身赴任手当が支給できるよう改正するものでございます。

附則第8項でありますが、国公準拠とし、55歳を超える職員で部課長職にあるものの給与支給額の1.5パーセント減額措置について、当分の間を改め、平成30年3月31日をもって廃止したいとするものであります。

2ページをお開きください。附則第11項ですが、先ほどの勤勉手当の支給額の引き下げに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、附則ですが、第1項ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行したいとするものであります。

第2項ですが、切りかえ日前の異動者の号給の調整ですので、お目通し願います。

第3項から3ページに移りまして第5項ですが、冒頭に申しあげました給料の引き下げに伴う激変緩和のための3年間の経過措置、いわゆる現給保障に関する規定ですので、お目通し願います。

第6項ですが、先ほど申しあげました第23条の2第2項の単身赴任手当月額に関する特例でありますので、お目通し願います。

第7項については、規則への委任であります。

4ページをお開きください。以下17ページまで、各給料表の新旧対照表でございます。概要に

つきましては、冒頭に申し上げましたとおり、国公準拠とし、医療職１の医師を除き、地域間及び世代間の給与配分の見直し等による給与制度の総合的見直しにより、給料月額を引き下げを行いたいとするものであります。

末尾の議案参考資料については、お目通し願います。

以上で議案第４２号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 １点だけ。この条例案について反対の立場ではありませんけれども、そもそもこの条例の提出の趣旨、国家公務員の規定に対する準拠というお話もありましたけれども、今回のこの改正において都市部優先という考え方がますます蔓延しているのではないかという感じがいたしました。先日総務文教常任委員会の中でも確認をさせていただきましたが、民間企業の給与が低い地域に全国的に地方公務員も合わせていくのだというようなお話もありました。しかし、その一方で、減った分の給与を地域給で補うような仕組みが今回の人事院勧告には示されたと私は思っております。要するに、給与を削減して、地域給で補う、それも大都市部だけという考え方のこの前提は、今の地方創生という考え方の中ではこれは受け入れてはならない考え方だと私は思っております。そのことについて当局の考え方についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 柴田議員さんのおっしゃる部分の懸念といいましょうか、見方によってはそういう部分もあろうかと思えます。私どもの判断材料といいますか、受けとめ方としては、まずもって民間と公務員との較差についての是正という部分を国が今回示しているという、その解釈の中では今回の改定についてもやむを得ないのかなと。ただ、私どもも地方創生については全力を向けて今総合戦略の策定を進めております。そういった中で地方が給料が上がってくれば、当然民間との較差という部分でもまたさらなる改定、望ましい改定になっていくのかなというふうに思っております。そういった方向に向けてさらなる努力を滝川市としても続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 これまでは、５００人程度の規模の企業の平均賃金というような考え方も国としては示してきた。今回は企業給与の低い地域に合わせた改正だと、こういうことなのです。方向性が全く変わってきている。地方創生という一方で、このような給与制度のあり方を私は地方として認めてはいけないと思うのです。今総務部長はそういうことで理解はしているということでしたが、私の質疑の趣旨は、これは地方として理解してはならないのだと、今の制度において受け入れることはやむを得ない。しかし、その考え方については、私は受け入れられないものなのではないかと思っているのですが、再度総務部長の考え方をお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地方として受け入れるべきではないという考え方もあるのは私としても感じるところ

です。ただ、今回の改定そのものが議員さんのおっしゃるほうに全面的に国の方向性が変わっているというふうには捉えておりません。もしそうであれば、市としてもどういう方向に声を上げていくか、それを真剣に考えなければならないときも来るかもしれません。ただ、今の段階で国の方針そのものがそういうふうにはっきりと向いているというふうには捉えておりませんので、今回の改定については市としてもやむを得ないというふうに判断しているところであります。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は可決されました。

◎日程第6 議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の提案に係るものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は可決されました。

◎日程第7 報告第5号 監査報告について

報告第6号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第7、報告第5号 監査報告について、報告第6号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第5号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査及び工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、定期監査であります。監査の対象は、滝川市立病院、高等看護学院及び建設部土木課、都市計画課、建築住宅課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成25年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、寄附の受領伺兼受領報告の処理において受領年月日の記載誤り及び所定の決裁漏れのほか、契約事務における見積書及び業務完了報告書の宛名が滝川市長となっていないもの及び財務規則第149条第8号により契約保証金を免除しているが、その理由の記載がないものが散見されました。また、出張関係で旅費の支給の伴わない公用車による出張において旅行命令票兼復命書の作成を省略していたほか、補助金事務関係においては実績報告書に指定合議及び添付書類が漏れているなど、関係規定等に基づく適正な処理方をそれぞれの所属に対する講評において指導並びに要望いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略させていただきます。

次に、工事監査ですが、監査の対象は、建設部所管の平成26年度執行の工事のうち、記載の5本の工事を対象に実施いたしました。監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、内部の決裁文書であります工事施工決定書に当該施工工事に係る予算額の記載漏れ及び受注者が提示している工事標識に記載の受注業者名の一部に相違があったことなどを所属に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容については省略いたします。

以上で報告第5号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第6号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成26年10月分から12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金及び一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果について、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、旅費の支給の一部において過大な支給があったことから、講評において

その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容については省略いたします。

以上で報告第6号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 ただいま監査委員のほうから最後の例月現金出納報告での説明で、検査の結果の講評の中で、過大な旅費を支給していたということで、それほど多額なものではないというふうには思いますが、一応確認をしたいと思います。ほぼどの程度あれば十分なのに、幾らぐらい仮払いされたのかということでお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 それでは、清水議員の質疑に答弁させていただきます。

額的には140円で行っていました。これは、11月の支給伝票で行っています。12月の24日に戻入処理を既に終了して行っています。

以上でございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど宮崎監査委員から報告があった定期監査の報告の中で、監査の結果ということで一部改善、検討が必要と思われる、その場で講評した中で指導も行っているということで、監査委員の立場としては事務的な処理が規則等にのっとっているか、のっとっていないかという判断だと思うのですけれども、ここで言う改善、検討となれば、財務規則等の見直しが必要だということも含めて指導されているのかどうかお聞きします。

○議長 長 渡邊議員の質疑に対する答弁を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 監査の講評において改善、検討ということで指導いたしておりますが、その上にいきますと今度は指摘事項となりまして、議員の皆様それぞれをお伝えしないとならないということが1つと、財務規則について今回第149条第8号による契約保証金の免除のその理由がなかったということまで掘り下げて指導しております。市長が特別に認める場合は契約免除とするという事項なのですけれども、何で特別な理由があったのかまで書かないとしないということが財務規則に書いてありますので、そのことを指導しております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第5号及び第6号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める要望意見書

意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める要

望意見書

○議長 日程第8、意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める要望意見書、意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第2号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任及び派遣職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０９分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長からの発言の申し出がございましたので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 議長からお許しをいただき、本定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

３月３日開催の本定例会、本日までの１８日間、議員各位におかれましては一般質問、そしてまた予算特別委員会等、精力的に審査、ご審議いただきまして、私ども上程させていただきました議案全て可としてご認定いただきましたことに感謝申し上げる次第でございます。今後とも市民のための市政運営を積極的に心がけてまいる所存でございますので、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

また、本定例会は任期最後の定例会ということでもございました。この４年の間市民のために精力的に活動されました議員各位に心からの敬意を申し上げますとともに、多くのご指導をいただいたことに心からの感謝とお礼を申し上げる次第でございます。また、このたび退任される議員皆様方におかれましては、長年のご労苦、ご活躍に心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げ、本定例会閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とします。どうもありがとうございました。

◎議長挨拶

○議 長 今定例会並びに今任期最後の定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

まずは、今任期４年間、そしてまたこの定例会におきまして、議員の皆様方、そして理事者、職員の皆様方にご熱心にご議論をいただきまして、そしてまたこの４年間精力的に皆様方にご活動いただきましたことに対しまして私の立場からも心より感謝と、そして敬意を表するところでございます。そしてまた、議会運営に当たりまして私に対しましていろいろなご指導、そしてまたご協力をいただきましたこともこの場をおかりしまして心からの感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。私議長就任のときに、透明性の高い開かれた議会を目指したいということを掲げさせていただきました。荒木議会改革特別委員長のもと、来期には議長の公選制、それから議会だよりの発行、インターネット中継と、私なりに、そして皆様方のご理解、ご協力のもとにいろいろと取り組みをさせていただいたというつもりではおりますが、まだまだ道半ばであるなど、そんなふ

うにも思っているところでございます。今定例会におきましても、中期財政フレーム並びに地方創生と、こういうことが話題になりました。どうかこの部分に関しましては今後これから来期に向けて挑戦をされる皆様方に託してまいりたいなというふうに思いますし、今議会で勇退をされます議員の皆様方にもまたいろいろな場面でご指導も賜れば幸いに存ずるところでございます。

結びになりますけれども、この４年間皆様方にお世話になりましたことを改めて心から感謝と御礼を申し上げまして、任期最後に当たりましての私からのお礼の言葉とさせていただきます。

４年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成２７年第１回滝川市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会 午前１１時１３分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員